

人口増強・興亞の基

人口問題研究

第三卷 第五號

昭和十七年五月刊行

調査研究

府縣別人口動態の趨勢……………岡崎文規(一)
事變後に於ける東北農家の分化過程に関する若干の觀察……………内藤雅夫(六)

彙報

人口問題研究所特別懇談會
大東亞建設審議會の審議經過に関する鈴木幹事長談——國民體力法中改正法律施行期日の件公布——國民體力法施行令中改正の件公布——國民醫療法の一部施行期日の件公布——日本醫療團令の公布——結核豫防法施行令中改正の件公布——勞務調整令施行規則中改正の件公布——南洋群島勞務手帳令の公布——國民健康保險法中改正法律の一部施行期日の件公布——小賣業の整備に関する閣議の決定竝に商工省の小賣業整備要綱の發表——厚生省人口局の乳幼児體力向上指導に関する諸方策の決定——厚生省人口局の東京市内主要病院生死産婦數調——日本醫療團設立委員會の成立——日本母性保護會の設立——武道綜合團體財團法人大日本武德會の設立

文獻

邦文人口問題關係文獻(二四)

厚生省 人口問題研究所

| | |
|---|---------------|
| 入 | 昭和 20. 10. 11 |
| 記 | " 年 " 日 " |
| 庫 | 3195 |

人口問題研究

第三卷 第五號

調査研究

府縣別人口動態の趨勢

岡崎文規

人口の自然増加率は、年によつて多少の變動があるが、大正九年以降支那事變勃發直前に至る十數年間において、特に低下の傾向を示してゐるとは云ひ難い。しかしこの期間における出生率および死亡率の趨勢をみると、出生率は大正九年以來、逐次低下の傾向を示してゐる。出生率は低下の傾向にあるにかゝらず、人口の自然増加率が殆ど變化をみせなかつたのは、死亡率も亦出生率の低下とほぼ同一の割合で低下したからである。

人口の自然増加率はほど一定であるため、わが國における人口増加の實數は次第に増大し、大正九年には約六十萬であつたが大正十二年には七十萬臺に、大正十四年には八十萬臺に、殊に昭和七年には百萬を突破するに

府縣別人口動態の趨勢

至つたのである。かくの如く大量の人口が、年々、増加することは、わが國の經濟的收容力からみて甚だ危険であるとなし、一部の論者は産兒制限の必要を強調し、殊に昭和五、六年の世界的不況期において、大量の失業者が現れるや、人口過剩論が相當に盛んに横行したのであつた。

これらの産兒制限論或ひは人口過剩論に對して、全く個別の見解を發表されたのが上田博士であつた。即ち昭和八年五月、日本統計學會の特別講演「近き將來に於ける日本人口の豫測」において、昭和五年の國勢調査の結果に基き、死亡率を不變、出生數(出生率に非ず)を不變と假定して、將來人口を推算されたのであるが、その結論は次の如くである。

一、わが國人口激増の勢は大戦後著しく弱められた、今後二十年間は尙増加を繼續するが、その率は忽に下向するであらう。

二、人口増加の極點は恐らく一九六〇—七〇年の間に來たり、その時の人口は八千萬を超えることはあるまい。

三、年齢構成は二十世紀の初めから兒童の激増を見たが、現今が増加の極點であらう。今後の兒童人口は實數において停止し、比率において低減することが豫想せられる。

四、生産年齢の人口は今後二十年間激増を見るであらう。これらの者に對して職業を與へることが痛切なる問題である。産兒制限は彼らの負擔を軽くするに役立つのみである。

將來人口の豫測のために上田博士の採られた假定の適否についてはしばらくこれを不問に附することとするが、上田博士の示された結論をみると、その當時、一般に行はれてゐた人口過剰の恐怖説に對して、わが國の人口を自然の推移に任せるとしても、この高き増加率は決して永續するものではなく、やがて低減し、一九六〇年乃至一九七〇年以降においては、人口の絶對數は減少すべきことを豫測し、更に生産年齢階級にある人口は既に過剰であつて、産兒制限策を實施しても、その負擔を軽くするに役立つのみであつて、目下の人口過剰問題を解決し得るものでないことを明らかにされたのである。

その論題からみて、上田博士の推論に對して異見をさしはさむ餘地は全くない。むしろ輕率なる産兒制限説の如何に見當ちがひなる議論であるかを指摘せられた卓見に敬服しなければならぬが、しかし日本人口の將來に關する人口政策の立場からすれば、特に問題になる點は、上田博士の推算せられた如く、わが國においても人口増加率が次第に低下し、やがて人口の絶對數が減少する時期が到來するものとして、これを拱手傍觀して、てよいかどうかといふことである。ある論者は、宿命論的立場からして、これを已むを得ざることと考へるであらう。また他の論者は、わが國の人口は過剰であつて、人口増加率の減退を好まじきこととさへ考へるであらう。しかし人口國策はかゝる見解を斷じて承認するものではない。周知の如く、昭和十六年一月、閣議決定をみた「人口政策確立要綱」は、わが民族の資質向上と人口増加とを目標として、各種の方策を指示してゐる。

「要綱」が何故にかゝる積極的な人口政策の實施を要請してゐるかは、そのなかに明示されてゐるから、こゝで再述しない。そして人口増加の目標を、昭和三十五年に内地人口一億の達成におき、現に低下の傾向にある

出生率をどの程度まで引き上げべきであるか、また死亡率を更に引き下げるとして、どの程度まで引き下げるべきかについても、これを具體的に指示してゐる。しかしこれは出生率および死亡率の改善目標を全國的に一體として示したものである。いふまでもなく、人口國策として、全國的に出生率および死亡率の改善目標を定め、その具體的方策を指示することは必要であるにちがひないが、この出生率および死亡率は地方によつて大いに差等があり、人口國策を實施して、所期の効果をあげるには、それ／＼の地方における特殊事情を十分に考慮する必要があるかとおもはれる。

二

すでに述べた如く、上田博士は昭和五年の國勢調査の結果に基き、出生數および死亡率を不變のものと假定して、わが國の將來人口を推算されたのであるが、近年における出生率および死亡率の趨勢が將來も持續するものと假定して將來人口を推計することも出来る。大正九年以降支那事變勃發直前に至る期間における出生率および死亡率の推移は明らかに低下の傾向を示してゐるのであつて、中川博士の推算の結果によれば、上田博士の推算の結果と數量的には完全に一致してゐないが、しかし人口増加率は次第に減退すること、昭和七十五年に、わが國の人口數は最頂點に達し、爾後、その絶對數が減少するに至るといふ點においてほぼ一致してゐる。これによつてみると、わが國の出生率および死亡率を自然の推移に任せるにおいては、わが國の人口増加率は次第に衰へ、やがて人口の絶對數が減少する時期が到來するものと推斷されるのである。

近年に至るまで、出生率の低下傾向に對應して死亡率も亦ほぼ同一の低下傾向を辿つたがために、人口の自然増加率は殆ど變化を示さなかつたが、しかしこの状態は將來に向つて永續するものではなく、人口増加率は

次第に減退すべきことが豫想されるのであつて、わが民族の永遠の發展性を確保する上からみて、甚だ憂慮すべき徵候であるといはなければならぬ。問題はそればかりではない。高度國防國家における人的資源として、昭和三十五年には、少くとも一億の内地人口を實現すべきことを要請せられてゐるに拘らず、支那事變の影響を除外しても、從來の出生率および死亡率を自然の推移に委せるにおいては、この内地人口一億の達成は困難なる状態にあるのである。こゝにおいて、出生率および死亡率の改善が、國民の資質向上の問題とともに、人口國策の中心問題となりつゝあるのである。

大正九年以降支那事變勃發直前に至る期間におけるわが國の出生率および死亡率は、すでに述べた如く、わが民族の永遠の發展性を確保する點からいつて、また昭和三十五年における人的資源の必要量を確保する點からいつて、甚だ遺憾なものである。しかしこれは全國的にみた場合であつて同一の觀察年次内において、出生率および死亡率の推移は地方（府縣別）によつて著しく異なつてゐることはいふまでもない。以下、大正九年以降昭和十二年に至る期間における出生率および死亡率の推移を府縣別に觀察しようとおもふ。

三

まづ第一に出生率をみるに、いづれの府縣においても、年によつて多少の凹凸があるが、出生率は大體において低下する傾向を示してゐる。唯一の例外として沖繩縣があるのみである。即ち沖繩縣を除けば、いづれの府縣においても、全國平均の場合と同様、大正九年以來、出生率は次第に低下の傾向を辿つてゐるのである。

府縣別人口動態の趨勢

しかし出生率が、いづれの年次においても、全國の平均出生率よりも高い府縣は二十八ある。即ち北海道、青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、新潟、富山、石川、福井、山梨、岐阜、静岡、愛知、三重、徳島、香川、愛媛、佐賀、大分、宮崎、鹿児島、諸縣である。このうちで出生率の最も高い地方は青森、岩手、宮城、秋田、山形、富山の諸縣である。全國の平均出生率とほぼ同一の地方は千葉、石川、山梨、愛知、三重、徳島、香川、愛媛、佐賀、大分、宮崎、鹿児島、の諸縣である。故に出生率は低下の傾向にありとはいへ、全國の平均出生率に較べて著しく高いのは東北地方の諸縣であり、東海地方、四國および九州の諸縣における出生率は、全國の平均出生率に較べると高いにはちがひないが、その程度は大したものではない。

出生率が、いづれの年次においても、全國の平均出生率よりも低い府縣は十九ある。即ち東京、京都、大阪の三府および神奈川、長野、滋賀、兵庫、奈良、和歌山、鳥取、島根、岡山、廣島、山口、高知、福岡、長崎、熊本、沖繩の諸縣である。このうちで、出生率が、全國の平均出生率に較べて著しく低いのは東京府、京都府および大阪府である。長野縣、長崎縣および熊本縣の出生率は、全國の平均出生率に較べて低いにはちがひないが、その差は決して大なるものではない。

府縣別出生率の低下傾向について一層重要な問題は、この十數年間に於ける出生率低下の強さである。出生率低下の強さは、與へられた期間内における平均出生率をもつて、最小自乗線における傾斜の高さを除して得たる商によつて示すことが出来るであらう。これを出生率の低下率と名付け、府縣別にこれを算定すると次の如くである。

| | | 出生率ノ 低下率 |
|----|-------|-------------|
| 1 | 道森手城田 | 0.0087 |
| 2 | 海 | 0.0099 |
| 3 | 北青岩宮秋 | 0.0080 |
| 4 | | 0.0122 |
| 5 | | 0.0081 |
| 6 | 山福茨栃群 | 0.0118 |
| 7 | | 0.0080 |
| 8 | | 0.0063 |
| 9 | | 0.0108 |
| 10 | | 0.0104 |
| 11 | 埼千東神新 | 0.0108 |
| 12 | 奈 | 0.0074 |
| 13 | | 0.0133 |
| 14 | | 0.0089 |
| 15 | | 0.0088 |
| 16 | 富石福山長 | 0.0130 |
| 17 | | 0.0135 |
| 18 | | 0.0160 |
| 19 | | 0.0083 |
| 20 | | 0.0088 |
| 21 | 岐靜愛三滋 | 0.0116 |
| 22 | | 0.0124 |
| 23 | | 0.0127 |
| 24 | | 0.0111 |
| 25 | | 0.0131 |
| 26 | 京大兵奈和 | 0.0154 |
| 27 | 歌 | 0.0176 |
| 28 | | 0.0151 |
| 29 | | 0.0167 |
| 30 | | 0.0155 |
| 31 | 鳥島岡廣山 | 0.0112 |
| 32 | | 0.0067 |
| 33 | | 0.0091 |
| 34 | | 0.0169 |
| 35 | | 0.0102 |
| 36 | 德香愛高福 | 0.0090 |
| 37 | | 0.0163 |
| 38 | | 0.0098 |
| 39 | | 0.0155 |
| 40 | | 0.0066 |
| 41 | 佐長藤大宮 | 0.0091 |
| 42 | | 0.0044 |
| 43 | | 0.0081 |
| 44 | | 0.0087 |
| 45 | | 0.0030 |
| 46 | 鹿沖 | 0.0049 |
| 47 | 兒 | 0.0023 |
| | 島 | |

右の表によつて出生率の低下率の最も高き府縣を順位別に示すと、大阪

府、廣島縣、奈良縣、香川縣、福井縣、高知縣、京都府、石川縣、兵庫縣、東京府、滋賀縣、富山縣、愛知縣、静岡縣、岐阜縣である。反對に出生率の低下率の最も低き府縣を順位別に示すと、沖繩縣、宮崎縣、鹿兒島縣、茨城縣、福岡縣、島根縣、千葉縣、福島縣、岩手縣、秋田縣、熊本縣、山梨縣、北海道、高知縣、新潟縣である。

要するに大阪府の出生率は全國の平均出生率よりも甚だ低いのみならず、出生率の低下率は最も高いのであるから、最も憂慮すべき状態にあるといはなければならない。これについて東京府および京都府の出生率および出生率の低下率も頗る憂慮すべきものである。なほ一般に關西地方の諸縣における出生率の低下率は相當に高いことを注目すべきである。これに反して東北地方の諸縣における出生率は全國の平均出生率よりも常に高く、しかもその低下率は概して高くない。

四

次に死亡率をみると、いづれの府縣においても、年によりて多少の凹凸があるが、死亡率は大體において低下の傾向を示し、これは全國の平均死

亡率の推移とほぼ同一の傾向を述べてみる。

死亡率が、いづれの年次においても、全國の平均死亡率よりも低い府縣は二十一ある。即ち北海道、宮城、福島、栃木、群馬、東京、神奈川、山梨、長野、静岡、京都、大阪、兵庫、和歌山、愛知、福岡、長崎、熊本、宮崎、鹿兒島、沖繩の諸府縣である。このうちで死亡率の最も低いのは東京府あるのみであつて、これについて大阪府および沖繩縣の死亡率は相當に低くなつてゐる。

全國の平均死亡率とほぼ同一の地方は、福島、茨城、栃木、群馬、山梨、静岡、愛知、京都、兵庫、奈良、和歌山、鳥取、岡山、廣島、山口、香川、愛媛、高知、福岡、宮崎、熊本の諸府縣である。

これに反して死亡率が全國の平均死亡率よりも常に高い府縣は二十六ある。即ち青森、岩手、秋田、山形、茨城、埼玉、千葉、新潟、富山、石川、福井、岐阜、愛知、三重、滋賀、奈良、鳥取、島根、岡山、廣島、山口、徳島、香川、高知、佐賀、大分の諸府縣である。このうちで死亡率の高いものは青森、秋田、富山、石川、福井、島根の諸縣であつて、北陸地方および東北地方の一部において死亡率は常に最も不良であるといはな

ればならない。

次に出生率の低下率を算定したと同様の方法によつて、死亡率の低下率

を府縣別に算定すると次の如くである。

| | | 死亡率ノ 低下率 |
|----|-------|-------------|
| 1 | 道森手城田 | 0.0102 |
| 2 | | 0.0223 |
| 3 | | 0.0168 |
| 4 | | 0.0268 |
| 5 | | 0.0221 |
| 6 | 形島城木馬 | 0.0204 |
| 7 | | 0.0195 |
| 8 | | 0.0202 |
| 9 | | 0.0164 |
| 10 | | 0.0196 |
| 11 | 玉葉京川瀨 | 0.0192 |
| 12 | | 0.0227 |
| 13 | | 0.0363 |
| 14 | | 0.0306 |
| 15 | | 0.0203 |
| 16 | 山川井梨野 | 0.0143 |
| 17 | | 0.0113 |
| 18 | | 0.0139 |
| 19 | | 0.0193 |
| 20 | | 0.0167 |
| 21 | 阜岡知重賀 | 0.0132 |
| 22 | | 0.0186 |
| 23 | | 0.0237 |
| 24 | | 0.0143 |
| 25 | | 0.0184 |
| 26 | 都阪庫良山 | 0.0260 |
| 27 | | 0.0318 |
| 28 | | 0.0214 |
| 29 | | 0.0153 |
| 30 | | 0.0147 |
| 31 | 取根山島口 | 0.0117 |
| 32 | | 0.0110 |
| 33 | | 0.0117 |
| 34 | | 0.0192 |
| 35 | | 0.0109 |
| 36 | 島川媛知岡 | 0.0155 |
| 37 | | 0.0194 |
| 38 | | 0.0159 |
| 39 | | 0.0160 |
| 40 | | 0.0129 |
| 41 | 賀崎本分崎 | 0.0104 |
| 42 | | 0.0074 |
| 43 | | 0.0140 |
| 44 | | 0.0116 |
| 45 | | 0.0085 |
| 46 | 島繩 | 0.0073 |
| 47 | | 0.0045 |

右の表によつて死亡率の低下率の最も高き府縣を順位別に示すと、東京

府、大阪府、神奈川縣、宮城縣、京都府、愛知縣、千葉縣、青森縣、秋田縣、兵庫縣、山形縣、新潟縣、茨城縣、群馬縣、埼玉縣である。反對にそ

の低下率の最も低き地方を順位別に示すと、沖繩縣、鹿兒島縣、長崎縣、

宮崎縣、青森縣、佐賀縣、山口縣、大分縣、石川縣、岡山縣、鳥取縣、福

岡縣、岐阜縣、福井縣、熊本縣である。

要するに東京府および大阪府の死亡率は、全國の平均死亡率よりも常に著しく低く、しかもその低下率は相當に大である。これに反し北陸の諸縣

における死亡率は全國の平均死亡率に較べて一般に高く、しかもその低下

率は小である。

事變後に於ける東北農家の分化

道程に關する若干の觀察

内 藤 雅 夫

(一)

産業再編成の遂行せられつゝある現在に於て農業生産力、農業労働力の現段階の眞面目な考察は、その我が産業機構との關聯に於ける特殊性により愈々、不可避的なものとなり、更にその正當な發展を要請されるに到つた。吾々が人口問題の見地より農業部門を考察の対象となすに際しても農業生産力、農業労働力の現段階の省察と分離してなし得るものでないことは周知の事柄である。農村よりの兵力、労働力の供出、これは更に溯れば農業労働力の維持培養を前提とするものであることは自明の理である。しかも優質多量の労働力が要望せられ、又食糧確保を要請せられる状態に於て、農業労働生産力の向上は農業部門の重要な前進目標である。國家の要請は至上命令である。しかも現實はその展開の地盤である。かゝる目標達成への過程に於ては幾多の阻害因子の存することは勿論であるが、無益な摩擦を避け、これが克服を期さねばならない。こゝに於て農業労働生産力の問題が人口問題の重要な一部を構成し、これが正確な把握、適正なる展開形態の構想が人口問題の見地よりしても要望せられるのである。かゝる反省をなさずして徒らに過去の農業人口量を以て將來を慮るは皮相的な結論を追ひ求めることとなり、又かくて獲たる結論は何等社會經濟的意義を

存せざるのみか、無益なる混亂の湧源となるのである。

本稿に於ては種々な段階に互りて展開されて居る農業労働生産力を直接の対象とせず、その判定の地盤たる農家の戦時に於ける動向を窺ふこととする。農家こそ前述の人口、食糧の基地を形成する單位と考へるからである。更に本稿の觀察を地域的に制約するものは、農業生産構造の地域的差異である。この地域的差異は昭和十三年の變動に於て相當顯著に現れて居るので、本稿に於ては東北區の農家を觀察の対象とする。

農家の變動は農業經營との關聯に於て把握されなければならない。然し本稿に於ては經營諸要素に關せず、農家數及び耕地の變動のみを通じての觀察に過ぎない。更に農家の變動は十二年に於ては未だ何等特異なものを見ず、十三年以後に於て顯著となつて居るが故に、十三年以後を以て事變後と考へることとする。又本稿に於ては専ら農事統計表、農林統計月報、農林省統計表によつたことを附記して置く。

(二)

東北區の總耕地面積は第一表に示す如く年々増加し、事變勃發後も猶増加傾向にある。第二表に示す如く全國的現象としては、昭和十二年迄は増加傾向にあつたが、十二年には著しく減少し、十四年以後再び増加に轉じて居る。即ち東北區は十三年の變動に於て全國的現象と對蹠的な變動をなして居る。然し猶、東北區の變動を見るに十三年は増加よりもむしろ停滯と稱せらる可きであつて、増加速度を著しく減じて居る。この事實は東北區に於ても、全國に於けると同様に、事變による耕地擴張の阻止の因子の作用が認められるが、此處に於ても東北區の農業生産機構の有する特殊性が耕地の増加傾向を減少傾向に轉せしむるに到らず、猶、増加傾向を緩和するに止まつたと解し得る。

第一表 自作小作別耕地面積(東北區)

| 年 | 實數 | | 比例 | |
|------|---------|---------|--------|-------|
| | 自作地 | 小作地 | 自作地 | 小作地 |
| 昭和九年 | 八九,四三三町 | 四七,七六九町 | 一〇〇.〇〇 | 五二.五七 |
| 一〇年 | 九〇,二〇三町 | 四七,三九〇町 | 一〇〇.〇〇 | 五二.五五 |
| 一一年 | 九〇,四九三町 | 四七,七九三町 | 一〇〇.〇〇 | 五二.五五 |
| 一二年 | 九〇,六九〇町 | 四八,一三三町 | 一〇〇.〇〇 | 五二.五六 |
| 一三年 | 九〇,七〇三町 | 四七,五二六町 | 一〇〇.〇〇 | 五二.五九 |
| 一四年 | 九〇,八五〇町 | 四七,七九三町 | 一〇〇.〇〇 | 五二.五六 |
| 一五年 | 九一,一七五町 | 四八,六三三町 | 一〇〇.〇〇 | 五二.五三 |

備考 農事統計表及び農林統計月報による。

第二表 自作小作別耕地面積(全國)

| 年 | 實數 | | 比例 | |
|------|------------|------------|--------|-------|
| | 自作地 | 小作地 | 自作地 | 小作地 |
| 昭和九年 | 五,〇五五,五五三町 | 二,六九八,八三三町 | 一〇〇.〇〇 | 五二.六〇 |
| 一〇年 | 五,〇五〇,〇七三町 | 二,七〇三,〇三三町 | 一〇〇.〇〇 | 五二.六五 |
| 一一年 | 五,〇五三,三三八町 | 二,七二七,八七五町 | 一〇〇.〇〇 | 五二.六〇 |
| 一二年 | 五,〇五五,四三〇町 | 二,七三三,七九七町 | 一〇〇.〇〇 | 五二.六〇 |
| 一三年 | 五,〇五九,九二九町 | 二,六九四,三三三町 | 一〇〇.〇〇 | 五二.五九 |
| 一四年 | 五,〇六三,七三三町 | 二,七二九,四九八町 | 一〇〇.〇〇 | 五二.五六 |
| 一五年 | 五,〇六八,九六一町 | 二,七五八,六一〇町 | 一〇〇.〇〇 | 五二.五三 |

備考 1 農事統計表及び農林統計月報による。

2 北海道、沖縄を除く。

東北區の耕地の増加傾向が如何なる原因によつて促進せられ、或は抑制せられて居るかを示すと第三、四表の如くである。東北區の毎年の耕地擴

事變後に於ける東北農家の分化道程に關する若干の觀察

第三表 原因別耕地擴張面積(東北區)

| 年 | 總數 | 開墾 | 埋立及拓 | 荒地復舊 | 地目變換 |
|-------|---------|---------|--------|--------|--------|
| 昭和一二年 | 三,〇五〇町 | 二,四三〇町 | 一,九三三町 | 二,八三七町 | 三,〇〇四町 |
| 一三年 | 三,三三三町 | 二,六八三町 | 二,〇〇〇町 | 二,八二四町 | 三,〇一〇町 |
| 一四年 | 三,〇六七九町 | 二,三五四四町 | 一,六八九町 | 二,八七三町 | 二,九〇九町 |
| 一五年 | 四,二六九〇町 | 三,四〇三六町 | 一,五八五町 | 三,〇〇六町 | 三,三三七町 |

備考 實測の結果等による増面積を除く。

第四表 原因別耕地潰廢面積(東北區)

| 年 | 總數 | 宅地、工場及建物敷地 | 道路、鐵道、軌道、河川、水路、敷地 | 荒地 | 地類及地目變換 |
|-------|---------|------------|-------------------|--------|---------|
| 昭和一二年 | 一,八六二四町 | 五,六一八町 | 五,七四四町 | 三,七五五町 | 五,〇四七町 |
| 一三年 | 二,四三〇三町 | 六,四三一町 | 三,〇三三町 | 二,六八八町 | 四,〇六三町 |
| 一四年 | 一,八六八八町 | 四,九九五町 | 一,五三六町 | 三,二六六町 | 四,〇六三町 |
| 一五年 | 三,〇五五町 | 三,三九七町 | 一,九一六町 | 二,七八四町 | 二,七三〇町 |

備考 實測の結果等による減面積を除く。

第五表 原因別耕地擴張面積(全國)

| 年 | 總數 | 開墾 | 埋立及拓 | 荒地復舊 | 地目變換 |
|-------|---------|--------|--------|--------|--------|
| 昭和一二年 | 一七,九七二町 | 一,四九二町 | 三,七〇五町 | 四,一九三町 | 一,八二四町 |
| 一三年 | 一七,三三三町 | 一,九三三町 | 三,三三三町 | 三,三三三町 | 一,九四八町 |

| 年 | 一四 | 一五 |
|---------------|-------|-------|
| 總數 | 三、八〇六 | 三、七四四 |
| 宅地 | 一、三六三 | 一、五七二 |
| 工場及建物敷地 | 六〇〇 | 六六七 |
| 道路、鐵道、河川及水路敷地 | 二二三 | 三二六 |
| 荒地 | 二、九七二 | 二、九八七 |
| 地類及地目變換 | 八四一 | 八七三 |

備考 1 實測の結果等による増面積を除く。

2 北海道、沖繩を除く。

第六表 原因別耕地潰廢面積(全國)

| 年 | 一三 | 一四 | 一五 |
|---------------|-------|-------|-------|
| 總數 | 一、〇〇〇 | 一、〇〇〇 | 一、〇〇〇 |
| 宅地 | 六三〇 | 八五五 | 九八三 |
| 工場及建物敷地 | 三〇九 | 四三三 | 五〇七 |
| 道路、鐵道、河川及水路敷地 | 三六 | 一五二 | 二〇六 |
| 荒地 | 一四七 | 一七五 | 一九七 |
| 地類及地目變換 | 二五七 | 三三六 | 四一六 |

備考 1 實測の結果等による減面積を除く。

2 北海道、沖繩を除く。

張の八割前後が開墾によることは第三表に示す通りであるが、これは第五表に示す如く全國の耕地擴張の原因の六割乃至七割が開墾によることと相似的な現象であるが、更に高率である。我が國の如く耕地擴張の可能性が既に僅少と稱せられる状況にて、猶絶對的耕地擴張が、開墾によることは何等變更されないものであるが、開墾が擴張の首位を占むることは農業部門の耕地擴張の壓力の繼續的に大なることを示すものと考へ得る。更に積極的擴張たる開墾に對して消極的擴張たる荒地復舊の比率を東北區と全國と比較對照するに、明に東北區は全國に於けるよりも低率である。荒地復舊の低率と開墾の高率を併せ考へるに、耕地擴張の壓力の東北區に於て全國

に於けるよりも大なる事を一層明にし得る。耕地潰廢を原因別に見るに第四表の如くである。十二年以後の首位を占むるものを挙げれば、道路等の敷地、荒地、宅地工場等の敷地と順次變化して居る。全國に於ては第六表の如く宅地工場等の敷地、荒地、宅地工場等の敷地と殆ど宅地工場等の敷地が最高位にある。兩者の共通點を挙げれば、十三年の荒地化、十五年の宅地工場等の敷地化を挙げ得る。十三年に於て全國的に耕地の荒地化が増加したことは、前述の耕地の擴張壓力の大なることと共に、我が國農業部門の生産構造の偏質的なことを示すものである。耕地の荒地化の主要な原因が、農業勞働力の急激な減少によつて招來されたものであることは周知の事實である。従つて、逆に荒地化の現象は農業勞働力の不足を結果する變動の存することを表示して居ると解し得るであらう。この荒地化の現象は、宅地工場等の敷地化と關聯を有するものであつて、後者の増大は必然的に勞働力の源泉體としての農業勞働力の農業部門よりの離脱を隨伴する。何故ならば、最近年に於て著しく擴充せられた軍需工業部門が農業勞働力、就中その中堅勞働力の上に依存すること大なるによる。更に十四、十五年に於ける宅地工場等の敷地化と荒地化との比率を見るに、前者は全國に高く、後者は東北區に高い。こゝに東北區の特異性が存する。即ち東北區に於ては全國の平均的現象に於けるよりも、より多くの勞働力の流出により、荒地化を促進して居ると云ひ得る。勿論これは東北區の農業經營が全國の平均よりも相對的に農業勞働力を多量に保持して居たか、或は農業經營群中に生産性の低いものが多く存在した爲か、又何れにより多く依存するものかはこれによりては論斷は出來ない。然し何れにせよ東北農業よりの勞働力の流出は全國の平均的現象よりもより大であつたと云ひ得る。この點に關しては東北農業の經營形態についての分析がなされなければならないのである

が、こゝに於ては上記の如き結果的判斷に止める。第一表の如く増加傾向にある東北區の耕地の變動を自作小作別に觀察するに、十一年迄は自作地、小作地何れも増加傾向にあつたが、十二年には小作地が、十三年には自作地が、それ／＼減少し、十四年には兩者とも増加し、十五年には小作地が自作地の著しい増加に對して減少を示して居る。自作地が十三年に減少して居ることは注目を要する。全國的に耕地面積が増加して居ることは第二表の如くであるが、十三年に於て、自作地の減少、小作地の停滯を見るのみで自作地は増加、小作地は減少傾向にある。全國的にも十三年には自作地が減少して居ることは著しい現象である。十三年の變動がこの自作地減少と關聯して特異の様相を呈したことは何等かの原因の伏在を思はせる。

十三年に於て自作小作別の比率を見るに、東北區に於ては自作地の五三・一六％に對して小作地は四六・八四％であり、これを全國の自作地五三・六九％、小作地四六・三一％に比較するに大なる差異は存しない。しかし自作地、小作地と結合する農家群、所有者群の構成の差異を檢せざる限り、兩地區の農家が同質のものとは解し難い。

次に耕地所有者構成に就て觀察するに第七表の如くである。耕地所有者を自作農家、自作農家、不耕地主の三群に分つ。耕地所有者總數に於ては東北區は十三年に著減するのみにて、他は何れも増加傾向にある。これに對して全國は第八表に示す如く事變前既に減少傾向にあり、十三年には更に減少が著しく、十四年以後は増加に轉じて居る。十三年の著減、十四年以後の増加は全國的な現象である。十二年に於て所有者構成を全國の場合と比較對照するに、東北區に於ては自作農家四四・九二％、自作農家二九・九九％、不耕地主二五・〇九％であり、全國に於ては自作農家四六・八三％、自作農家三二・八八％、不耕地主二〇・二九％である。東北區は不耕地主に

事變後に於ける東北農家の分化道程に關する若干の觀察

第七表 耕地所有者戸數(東北區)

| 年 | 總數 | | 自作農家 | | 自作農家 | | 不耕地主 | |
|------|--------|--------|--------|------|--------|------|--------|------|
| | 實數 | 比例 | 實數 | 比例 | 實數 | 比例 | 實數 | 比例 |
| 昭和九年 | 五五,八七四 | 100.00 | 一七,三〇元 | 三〇.五 | 三五,七七七 | 四八.〇 | 一七,〇〇六 | 一九九四 |
| 一〇年 | 五五,五五六 | 100.00 | 一七,二八四 | 三〇.三 | 三五,八八九 | 四九.〇 | 一五,一〇三 | 二五九〇 |
| 一一年 | 五七,四四七 | 100.00 | 一七,一五〇 | 三〇.九 | 三六,二〇〇 | 四九.五 | 一六,七九六 | 二四二九 |
| 一二年 | 五七,四四七 | 100.00 | 一七,三三六 | 三〇.九 | 三五,八八九 | 四九.〇 | 一五,一〇三 | 二五九〇 |
| 一三年 | 五五,五五六 | 100.00 | 一七,〇九三 | 三〇.七 | 三六,三六三 | 四九.六 | 一〇,九三五 | 一九六三 |
| 一四年 | 五五,五五六 | 100.00 | 一七,三六〇 | 三〇.七 | 三六,三六三 | 四九.六 | 一〇,九三五 | 一九六三 |
| 一五年 | 五三,七九九 | 100.00 | 一七,三四四 | 三〇.九 | 三五,九九五 | 四九.九 | 一〇,九〇六 | 二〇七七 |

備考 農事統計表並に農林統計月報による。

第八表 耕地所有者戸數(全國)

| 年 | 總數 | | 自作農家 | | 自作農家 | | 不耕地主 | |
|------|--------|--------|--------|------|--------|------|-------|------|
| | 實數 | 比例 | 實數 | 比例 | 實數 | 比例 | 實數 | 比例 |
| 昭和九年 | 四八,六〇〇 | 100.00 | 一六,二五七 | 三三.三 | 三三,一五三 | 四七.七 | 九,三九五 | 一八.八 |
| 一〇年 | 四八,八〇〇 | 100.00 | 一六,〇三三 | 三二.八 | 三二,七六七 | 四七.二 | 九,八〇〇 | 二〇.〇 |
| 一一年 | 四八,三三三 | 100.00 | 一六,〇七五 | 三三.二 | 三二,二五八 | 四六.三 | 九,九〇〇 | 二〇.五 |
| 一二年 | 四八,七四九 | 100.00 | 一六,〇三三 | 三二.八 | 三二,七一六 | 四六.八 | 九,八〇〇 | 二〇.〇 |
| 一三年 | 四八,八三三 | 100.00 | 一五,九八五 | 三二.七 | 三二,八四八 | 四六.八 | 九,八〇〇 | 二〇.〇 |
| 一四年 | 四八,六三三 | 100.00 | 一五,七五五 | 三二.四 | 三二,八七八 | 四六.八 | 九,八〇〇 | 二〇.〇 |
| 一五年 | 四八,三三三 | 100.00 | 一五,八六三 | 三二.七 | 三二,四七〇 | 四六.六 | 九,〇〇〇 | 一八.二 |

備考 1 農事統計表並に農林統計月報による。

2 北海道、沖縄を除く。

於てのみ高率を示して居る。東北區に於ては不耕地主の存在が特徴的である。こゝに前述の自作、小作別の比率と併せ考察するに、東北區の小作地は全國に於けるよりも、より不耕地主的土地所有と結合して居ると解し得る。更にこれは農家戸數中の小作農家の比率と對照されるものであらう

が、これは農家構成のところに於て述べることにする。十二年に上述の如き構成にある耕地所有者は、如何に變動したであらうか。自作農家は重變前より相對的には減少傾向にあるが、十三年に於ては絶對的には減少したが相對的には増加し、十四年以後再び相對的には減少して居る。自小作農家は相對的には自作農家と同様な變動を示すが、十三年は絶對的にも著しく増加して居る。不耕地主は自作並に自小作農家と對蹠的な變動を示して、絶對的にも相對的にも十二年迄は増加し、十三年には絶對的にも相對的にも著しい減少を示して居る。十四年以後は事變前と同様に絶對的にも相對的にも増加して居る。何れを見るも十三年の變動は特殊なものにして、十四年以後の變動が事變前と同様な傾向にあるのと對照して充分な考察を要する。全國的現象にては自作農家の十三年の減少、十五年の増加を除いては、總て東北區の變動と同様である。

東北區の不耕地主の變動は、耕地所有者戸數の變動に於て量的にも質的にも重要性を有するものである。十三年に於ける不耕地主の著減にも拘ら

第一〇表 耕地所有者戸數(全國)

| 昭和九年 | 總數 | | 五段未滿 | | 一段以上 | | 三町未滿 | | 五町未滿 | | 一〇町未滿 | | 一〇町以上 | | | |
|------|-----------|-----------|-----------|---------|---------|--------|--------|-------|-----------|-----------|-----------|---------|---------|--------|--------|-------|
| | 總數 | 五段未滿 | 一段以上 | 三町未滿 | 五町未滿 | 一〇町未滿 | 一〇町以上 | 總數 | 五段未滿 | 一段以上 | 三町未滿 | 五町未滿 | 一〇町未滿 | 一〇町以上 | | |
| 一〇年 | 四、八八五、〇八二 | 二、四三六、九八五 | 一、二五二、二九五 | 八五八、一三四 | 一八七、三九〇 | 七五、二三五 | 二六、〇三九 | 一、九四一 | 四、八八五、〇八二 | 二、四三七、〇五六 | 一、二六七、六三三 | 八六二、四八四 | 一八三、九六一 | 七三、一二六 | 二五、〇一五 | 一、八一八 |
| 一一年 | 四、八八三、六三二 | 二、四七〇、〇六一 | 一、二六八、五二七 | 八六五、八四六 | 一八〇、六一二 | 七三、一二七 | 二四、六六二 | 一、七九七 | 四、八八三、六三二 | 二、四七〇、〇六一 | 一、二六八、五二七 | 八六五、八四六 | 一八〇、六一二 | 七三、一二七 | 二四、六六二 | 一、七九七 |
| 一二年 | 四、八七三、四二九 | 二、四六三、二五〇 | 一、二六七、五二一 | 八六四、〇五〇 | 一八一、一四三 | 七二、三九〇 | 二四、二六九 | 一、八〇六 | 四、八七三、四二九 | 二、四六三、二五〇 | 一、二六七、五二一 | 八六四、〇五〇 | 一八一、一四三 | 七二、三九〇 | 二四、二六九 | 一、八〇六 |
| 一三年 | 四、八一八、三〇三 | 二、三八八、六八六 | 一、二六九、八一八 | 八八〇、九三三 | 一八二、四三二 | 七二、二四八 | 二二、四一七 | 一、七八二 | 四、八一八、三〇三 | 二、三八八、六八六 | 一、二六九、八一八 | 八八〇、九三三 | 一八二、四三二 | 七二、二四八 | 二二、四一七 | 一、七八二 |

ず、十三年の小作地は減少を示して居ないことは不耕地主中の大地主への土地所有集中、或は不耕地主の地主的自作農家化によるものである。これについては耕作農家の變動を述べる時、關説することとする。

第九表 耕地所有者戸數(東北區)

| 昭和九年 | 總數 | | 五段未滿 | | 一段以上 | | 三町未滿 | | 五町未滿 | | 一〇町未滿 | | 一〇町以上 | | | |
|------|-----------|-----------|-----------|---------|---------|--------|--------|-------|-----------|-----------|-----------|---------|---------|--------|--------|-------|
| | 總數 | 五段未滿 | 一段以上 | 三町未滿 | 五町未滿 | 一〇町未滿 | 一〇町以上 | 總數 | 五段未滿 | 一段以上 | 三町未滿 | 五町未滿 | 一〇町未滿 | 一〇町以上 | | |
| 一〇年 | 五、六八七、四〇〇 | 二、四〇九、〇九七 | 一、二六八、六六二 | 八六二、四八四 | 一八三、九六一 | 七三、一二六 | 二五、〇一五 | 一、八一八 | 五、六八七、四〇〇 | 二、四〇九、〇九七 | 一、二六八、六六二 | 八六二、四八四 | 一八三、九六一 | 七三、一二六 | 二五、〇一五 | 一、八一八 |
| 一一年 | 五、六八三、六〇〇 | 二、四九三、〇九七 | 一、二六八、五二七 | 八六五、八四六 | 一八〇、六一二 | 七三、一二七 | 二四、六六二 | 一、七九七 | 五、六八三、六〇〇 | 二、四九三、〇九七 | 一、二六八、五二七 | 八六五、八四六 | 一八〇、六一二 | 七三、一二七 | 二四、六六二 | 一、七九七 |
| 一二年 | 五、七〇一、四〇七 | 二、四七〇、〇六一 | 一、二六八、五二七 | 八六五、八四六 | 一八〇、六一二 | 七三、一二七 | 二四、六六二 | 一、七九七 | 五、七〇一、四〇七 | 二、四七〇、〇六一 | 一、二六八、五二七 | 八六五、八四六 | 一八〇、六一二 | 七三、一二七 | 二四、六六二 | 一、七九七 |
| 一三年 | 五、六八七、四〇〇 | 二、四〇九、〇九七 | 一、二六八、六六二 | 八六二、四八四 | 一八三、九六一 | 七三、一二六 | 二五、〇一五 | 一、八一八 | 五、六八七、四〇〇 | 二、四〇九、〇九七 | 一、二六八、六六二 | 八六二、四八四 | 一八三、九六一 | 七三、一二六 | 二五、〇一五 | 一、八一八 |
| 一四年 | 五、六八三、六〇〇 | 二、四九三、〇九七 | 一、二六八、五二七 | 八六五、八四六 | 一八〇、六一二 | 七三、一二七 | 二四、六六二 | 一、七九七 | 五、六八三、六〇〇 | 二、四九三、〇九七 | 一、二六八、五二七 | 八六五、八四六 | 一八〇、六一二 | 七三、一二七 | 二四、六六二 | 一、七九七 |
| 一五年 | 五、六八七、四〇〇 | 二、四〇九、〇九七 | 一、二六八、六六二 | 八六二、四八四 | 一八三、九六一 | 七三、一二六 | 二五、〇一五 | 一、八一八 | 五、六八七、四〇〇 | 二、四〇九、〇九七 | 一、二六八、六六二 | 八六二、四八四 | 一八三、九六一 | 七三、一二六 | 二五、〇一五 | 一、八一八 |

備考 農事統計表並に農林統計月報より算出

| | | | | | | | | |
|-----|-----------|------------|-----------|----------|----------|--------|---------|-------|
| 一四年 | 四、八二八、二三一 | 一、二六五、二六八 | 一、二九三、一六六 | 八九四、九三二 | 一八〇、六〇一 | 六九、一一七 | 二二二、三九七 | 一、七五〇 |
| 一五年 | 四、八三三、五四四 | 四八、九九九 | 二六、七八八 | 一八、五四四 | 三、七〇四 | 一、四三三 | 〇、〇四八 | 〇、〇〇四 |
| | 一〇〇、〇〇〇 | 二、二三五〇、六二五 | 一、三〇五、三五八 | 九〇、一、七五一 | 一八、一、八〇八 | 六七、七七九 | 二二二、四八一 | 一、七四二 |
| | | 四八、六四四 | 二七、〇〇一 | 一八、〇〇六 | 三、七六六 | 一、四〇〇 | 〇、四九一 | 〇、〇〇四 |

備考 1 農事統計表並に農林統計月報より算出。

2 北海道、沖繩を除く。

東北區の耕地所有者戸數の所有耕地廣狹別構成を觀察するに、第九表の如く十二年に於ては五段未滿所有者の四四・一五%を最高とし、以下所有面積の擴大と共にその比率を低下して居る。第十表に掲げた全國の所有耕地廣狹別構成と比較するに五段未滿、五段以上一町未滿に於て低率を示し、一町以上の各層に於ては高率を示して居る。これは東北區に於て不耕地主的耕地所有が大なること、平均耕作面積の全國に於ける平均よりも大なることと照應するものであらう。所有耕地廣狹別構成の事變以後の變動は次の如くである。事變前は一町以上三町未滿を中心として五段未滿、五

第一一表 耕地所有者平均所有面積

| 昭和 | 全國 | | 東北區 | |
|-----|-----------|----------------|-----------|----------------|
| | 戸數 | 耕地面積 平均所有面積 | 戸數 | 耕地面積 平均所有面積 |
| 九年 | 四、八三六、〇〇元 | 五、〇三三、五三三 | 五、八七四 | 八、九四二、三九九 |
| 一〇年 | 四、八五〇、八二二 | 五、〇四〇、七三三 | 五、六五二、三六六 | 九、〇三〇、三三三 |
| 一一年 | 四、八三三、六三三 | 五、〇五二、三三八 | 五、七二四、〇七 | 九、〇五〇、四九二 |
| 一二年 | 四、八三三、四三九 | 五、〇五四、四三〇 | 五、七四六、四三三 | 九、〇六九、〇一一 |
| 一三年 | 四、八八三、〇三三 | 五、〇四九、三九九 | 五、五八、九四四 | 九、〇七〇、〇三三 |
| 一四年 | 四、八八二、三三三 | 五、〇三九、六三三 | 五、六三三、六一 | 九、〇八六、四四〇 |
| 一五年 | 四、八三三、五四四 | 五、〇四三、九四六 | 五、六三七、九九 | 九、一三三、七五〇 |

備考 1 農事統計表並に農林統計月報による。

2 全國は北海道、沖繩を含まず。

事變後に於ける東北農家の分化道程に關する若干の觀察

段以上一町未滿の二層の比率の上昇に對して、三町以上の四層の比率は低下して居る。事變後は五段未滿所有層が低下に轉じ、五段以上一町未滿所有層は上昇を続け、十五年に低下して居る。一町以上の各所有層は上昇に轉じて居る。一町歩を中心としての事變前後の變動の差異は顯著にして、兩變動の質的差異の存在を認め得る。所有者一戸當り平均所有面積が十三年に増加して居ることは、零細耕地所有者の減少、中耕地所有者の絶對的增加を含む所有者構成の變動と併せ考へるに、十三年に於ては耕地集中現象の生じたことを示して居ると云ひ得る。然しこの耕地集中現象は大耕地所有者による集中より、むしろ中耕地所有者層の土地集中によるものではないからうか。言辭を弄せば分散的土地所有集中であり、地主的自作農家群等による農家的土地所有集中と言ひ得るのではなからうか。十四年以後の所有者の増加が不耕地主の増加により、廣狹別には五段未滿の減少、五段以上の各層の増加により、自作地小作地別には自作地の増加による時、更に一戸平均所有耕地面積の停滞を考へると分散的耕地所有集中による不耕地主の増加が行はれたと考へられる。

全國的現象との差異は全國的現象に於て五段以上一町未滿、一町以上二町未滿の二階層のみの増加にすぎないのに對して、東北區に於ては更に三町以上の各階層に於ても増加を見る點であり、十五年に於ては三町以上の各層の比率のみの増加が見られる點である。

以上に於て耕地所有者側よりの觀察を、個別的な表によりてなしたのであるが、更に耕作側よりの個別的な觀察を加へることによりて年次別の農家の動向觀察の準備とすることとする。

(III)

東北區に於て農家戸數は第十二表に掲げる如く事變前より増加傾向を保持し、十二年に於て停滯を見たが、十三年に於て著増し、十四年は微増、十五年は停滯して居る。全國的現象にては東北區とは逆に農家戸數は減少傾向にあり、十三年に於て著減し、十四、十五年と減少を繼續するが、その減少數を縮少して居る。農家戸數が十三年に於て著増したのは東北區のみにて、十四年に於ても増加したのは東北區、東山區の二區に過ぎない。十五年に於ての微減は東海、九州兩區の増加を除いた外は、近畿、四國にやゝ大であるのみにて全國的な現象である。十三年以後の變動は事變によつて農家が蒙つた影響が、東北區の農家の特殊な社會的經濟的性格を通して現象化したのであつて、この變動の理解は東北區の社會的經濟的

第一二表 自小作別農家戸數(東北區)

| 昭和九年 | 總數 | | 自作農家 | | 自小作農家 | |
|------|---------|--------|---------|--------|---------|--------|
| | 實數 | 比例 | 實數 | 比例 | 實數 | 比例 |
| 一〇年 | 六四三,三六一 | 100.00 | 一七二,三四四 | 二七,〇〇〇 | 二七〇,三三九 | 四一,〇〇〇 |
| 一一年 | 六四七,七〇二 | 100.00 | 一七五,五〇一 | 二七,〇〇〇 | 二七〇,三三九 | 四一,〇〇〇 |
| 一二年 | 六四七,〇〇〇 | 100.00 | 一七三,三三六 | 二七,〇〇〇 | 二六六,六六六 | 四〇,九〇〇 |
| 一三年 | 六五五,九九五 | 100.00 | 一七〇,九三五 | 二七,〇〇〇 | 二七八,七三五 | 四一,〇〇〇 |
| 一四年 | 六六六,六〇一 | 100.00 | 一七三,六六〇 | 二七,〇〇〇 | 二八八,七三三 | 四一,〇〇〇 |
| 一五年 | 六六六,〇〇〇 | 100.00 | 一七三,四四四 | 二七,〇〇〇 | 二九二,五五五 | 四一,〇〇〇 |

備考 農事統計表並に農林統計月報による。

第一三表 自小作別農家戸數(全國)

| 昭和九年 | 總數 | | 自作農家 | | 自小作農家 | |
|------|-----------|--------|-----------|--------|-----------|--------|
| | 實數 | 比例 | 實數 | 比例 | 實數 | 比例 |
| 一〇年 | 五,三三六,四七〇 | 100.00 | 一,六三三,三七七 | 三〇,一五〇 | 二,七〇二,一〇〇 | 四九,〇〇〇 |
| 一一年 | 五,三三六,四七〇 | 100.00 | 一,六三三,三七七 | 三〇,一五〇 | 二,七〇二,一〇〇 | 四九,〇〇〇 |
| 一二年 | 五,三三六,四七〇 | 100.00 | 一,六三三,三七七 | 三〇,一五〇 | 二,七〇二,一〇〇 | 四九,〇〇〇 |
| 一三年 | 五,三三六,四七〇 | 100.00 | 一,六三三,三七七 | 三〇,一五〇 | 二,七〇二,一〇〇 | 四九,〇〇〇 |
| 一四年 | 五,三三六,四七〇 | 100.00 | 一,六三三,三七七 | 三〇,一五〇 | 二,七〇二,一〇〇 | 四九,〇〇〇 |
| 一五年 | 五,三三六,四七〇 | 100.00 | 一,六三三,三七七 | 三〇,一五〇 | 二,七〇二,一〇〇 | 四九,〇〇〇 |

備考 1 農事統計表並に農林統計月報による。

2 北海道、沖縄を除く。

特性の把握なくしては行ひ難いと考へる。本稿に於ては既に述べた如く經營要素の分析に迄立入らないので、諸表に示された結果よりの推定に止める。

總數に於て全國的現象と對蹠的な變動を示す東北區の農家は、耕地のところで述べた如く耕地擴張の壓力の大なることを示して居る。自小作別構成に於ては如何に變動したであらうか。自小作別の各群に於て事變前は何れも實數に於ては増加して居るが、それ〴〵その増加程度を異にすることによりて比率に於ては、自作農家は低下、或は停滯、小作農家は上昇、自小作農家は低下の傾向にある。十三年に於ては小作農家、自作農家の低下、自小作農家の上昇により、その昇降傾向に於て差異を生ずるに至り、十四年以後は自作、小作兩群は再轉して上昇傾向を、自小作農家は低下傾向を示す。この變動は事變前後ともほぼ全國的現象と並行して居る。然し東北區の自小作別構成と全國の自小作別構成とに於ては著しい相異點が存する

のである。十二年に於て比較を試みるに、東北區にありては、自小作農家、小作農家、自作農家の順にして、それ〴〵三九・九〇%、三三・四七%、二六・六三%であるのに對して、全國では、自小作農家、自作農家、小作農家の順にして、それ〴〵四三・二〇%、三〇・三二%、二六・四八%である。自小作農家は兩者に於て最高率を保つが、全國に於て、より高率にあり、自作農家、小作農家の順位は逆である。事變後と云へどもこの狀勢が繼續し、基本的構成には何等變動を生じて居ない。

東北區に於て小作農家が遙に高率を占めて居ることは、不耕地主の高率なことと關聯し、東北區の農業生産機構の特殊性を示すものである。こゝにはこの兩者の究明は東北農業生産機構の理解のためになされなければならぬ課題であることを指摘するに止める。

第一四表 耕作耕地廣狹別農家戸數(東北區)

| 年 | 總數 | 五段 | | 一段以上 | | 二町以上 | | 三町以上 | | 四町以上 | | 五町以上 | |
|------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| | | 未滿 | 滿 | 未滿 | 滿 | 未滿 | 滿 | 未滿 | 滿 | 未滿 | 滿 | 未滿 | 滿 |
| 昭和九年 | 六三七,〇〇七 | 一七三,一五九 | 一七五,四七五 | 一七三,一五九 | 一七五,四七五 | 一七三,一五九 | 一七五,四七五 | 一七三,一五九 | 一七五,四七五 | 一七三,一五九 | 一七五,四七五 | 一七三,一五九 | 一七五,四七五 |
| 一〇年 | 六四〇,〇〇〇 | 一七六,〇九四 | 一七四,九〇六 | 一七六,〇九四 | 一七四,九〇六 | 一七六,〇九四 | 一七四,九〇六 | 一七六,〇九四 | 一七四,九〇六 | 一七六,〇九四 | 一七四,九〇六 | 一七六,〇九四 | 一七四,九〇六 |
| 一一年 | 六四七,七七一 | 一七八,三三六 | 一七九,〇六六 | 一七八,三三六 | 一七九,〇六六 | 一七八,三三六 | 一七九,〇六六 | 一七八,三三六 | 一七九,〇六六 | 一七八,三三六 | 一七九,〇六六 | 一七八,三三六 | 一七九,〇六六 |
| 一二年 | 六四七,〇〇〇 | 一七五,八七四 | 一七九,六六四 | 一七五,八七四 | 一七九,六六四 | 一七五,八七四 | 一七九,六六四 | 一七五,八七四 | 一七九,六六四 | 一七五,八七四 | 一七九,六六四 | 一七五,八七四 | 一七九,六六四 |
| 一三年 | 六五八,九五五 | 一七四,七五六 | 一七三,七九九 | 一七四,七五六 | 一七三,七九九 | 一七四,七五六 | 一七三,七九九 | 一七四,七五六 | 一七三,七九九 | 一七四,七五六 | 一七三,七九九 | 一七四,七五六 | 一七三,七九九 |
| 一四年 | 六五六,六〇一 | 一七六,五三三 | 一七二,九四三 | 一七六,五三三 | 一七二,九四三 | 一七六,五三三 | 一七二,九四三 | 一七六,五三三 | 一七二,九四三 | 一七六,五三三 | 一七二,九四三 | 一七六,五三三 | 一七二,九四三 |
| 一五年 | 六五六,〇〇七 | 一七六,〇八九 | 一七〇,九五〇 | 一七六,〇八九 | 一七〇,九五〇 | 一七六,〇八九 | 一七〇,九五〇 | 一七六,〇八九 | 一七〇,九五〇 | 一七六,〇八九 | 一七〇,九五〇 | 一七六,〇八九 | 一七〇,九五〇 |

備考 農事統計表及び農村統計月報による。

事變後に於ける東北農家の分化道程に關する若干の觀察

第一五表 耕作耕地廣狹別農家戸數(全國)

| 年 | 總數 | 五段 | | 一段以上 | | 二町以上 | | 三町以上 | | 四町以上 | | 五町以上 | |
|------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| | | 未滿 | 滿 | 未滿 | 滿 | 未滿 | 滿 | 未滿 | 滿 | 未滿 | 滿 | 未滿 | 滿 |
| 昭和九年 | 五,三六四,七〇七 | 一,八三三,九八八 | 一,八三三,九八八 | 一,八三三,九八八 | 一,八三三,九八八 | 一,八三三,九八八 | 一,八三三,九八八 | 一,八三三,九八八 | 一,八三三,九八八 | 一,八三三,九八八 | 一,八三三,九八八 | 一,八三三,九八八 | 一,八三三,九八八 |
| 一〇年 | 五,三三六,四〇〇 | 一,八三三,九八八 | 一,八三三,九八八 | 一,八三三,九八八 | 一,八三三,九八八 | 一,八三三,九八八 | 一,八三三,九八八 | 一,八三三,九八八 | 一,八三三,九八八 | 一,八三三,九八八 | 一,八三三,九八八 | 一,八三三,九八八 | 一,八三三,九八八 |
| 一一年 | 五,〇四四,五六一 | 一,八二二,〇四三 | 一,八二二,〇四三 | 一,八二二,〇四三 | 一,八二二,〇四三 | 一,八二二,〇四三 | 一,八二二,〇四三 | 一,八二二,〇四三 | 一,八二二,〇四三 | 一,八二二,〇四三 | 一,八二二,〇四三 | 一,八二二,〇四三 | 一,八二二,〇四三 |
| 一二年 | 五,二八三,七三三 | 一,七九八,八八六 | 一,七九八,八八六 | 一,七九八,八八六 | 一,七九八,八八六 | 一,七九八,八八六 | 一,七九八,八八六 | 一,七九八,八八六 | 一,七九八,八八六 | 一,七九八,八八六 | 一,七九八,八八六 | 一,七九八,八八六 | 一,七九八,八八六 |
| 一三年 | 五,三三三,四六六 | 一,七六六,九九〇 | 一,七六六,九九〇 | 一,七六六,九九〇 | 一,七六六,九九〇 | 一,七六六,九九〇 | 一,七六六,九九〇 | 一,七六六,九九〇 | 一,七六六,九九〇 | 一,七六六,九九〇 | 一,七六六,九九〇 | 一,七六六,九九〇 | 一,七六六,九九〇 |
| 一四年 | 五,三三〇,三三三 | 一,七七一,〇〇〇 | 一,七七一,〇〇〇 | 一,七七一,〇〇〇 | 一,七七一,〇〇〇 | 一,七七一,〇〇〇 | 一,七七一,〇〇〇 | 一,七七一,〇〇〇 | 一,七七一,〇〇〇 | 一,七七一,〇〇〇 | 一,七七一,〇〇〇 | 一,七七一,〇〇〇 | 一,七七一,〇〇〇 |
| 一五年 | 五,〇九一,六一六 | 一,七六六,四四四 | 一,七六六,四四四 | 一,七六六,四四四 | 一,七六六,四四四 | 一,七六六,四四四 | 一,七六六,四四四 | 一,七六六,四四四 | 一,七六六,四四四 | 一,七六六,四四四 | 一,七六六,四四四 | 一,七六六,四四四 | 一,七六六,四四四 |

備考 1 農事統計表及び農林統計月報による。

2 北海道、沖繩を除く。

耕作耕地廣狹別構成の變動は第十四表に示す如くである。五段未滿耕作層は十一年迄は増加し、十二年に減少に轉じたが、以後は大なる變動を示して居ない。五段以上一町未滿耕作層は明に十二年、十三年の間に一線を劃して増加より減少に轉じ、十三年の減少が最も大である。一町以上二町未滿耕作層は事變の前後を通じて増加傾向にあり、特に十三年の増加著しく、十四年には幾分減少するも十五年には更に増加して居る。二町以上三町未滿耕作層は十三年に増加するも他は減少傾向にあり、三町以上五町未滿、五町以上の各耕作層は減少傾向にあり、十三、十四年のみ増加し、十五年には減少に轉じて居る。全國的現象としては五段未滿、五段以上一町未滿の二耕作層は事變前後を通じて減少傾向にあり、特に十三年に於ける

る減少が著しい。一町以上二町未満耕作層は事變前後を通じて増加傾向にあり、十三年の増加が特に著しい。二町以上三町未満耕作層は減少傾向を有し、十三年と雖も特に變化はない。三町以上五町未満耕作層は減少傾向にあるが、十四年には減少数が著しく減じ、十五年には増加をなして居る。この十五年の増加は四國區、九州區の増加による。四國區に於ては十二年に於て半減し、以後増加傾向にあり、十五年には十四年の約一・四割を増加して居ることを附記して置く。五町以上耕作層は減少傾向にあり。十三年に於て著しく減少したが、十四年以後は増加に轉じて居る。十五年は東北、關東の二區を除いて他は増加して居るが、九州區の増加が特に著しい。東北區と全國とを比較對照するに五段以上一町未満、一町以上二町未満耕作層の事變後の變動及び一町以上各層の變動に於て同一傾向を見、他は對蹠的な動向を示して居る。

昭和十二年に於て耕作耕地廣狹別農家構成を東北區、全國を比較對照するに、第十四表、第十五表に示す如く、五段未満、五段以上一町未満の二層が全國に高い。又一町以上の各層は東北區に高く、なほ二町以上の各層は全國の二乃至三倍の高率を占めて居る。耕作耕地廣狹別比率を順位に配列すれば、全國にては五段以上一町未満、五段未満、一町以上二町未満、以下耕作面積の大なるものほど下位にある。東北區に於ては一町以上二町未満耕作層が第一位にあり、五段以上一町未満、五段未満の順にて以下は全國と同様である。事變後は全國、東北區何れも五段未満耕作層の上昇により、五段以上一町未満とその位置を代へるに至つた。事變後二町以上の各層が全國では増加して居るに對して、東北區では十四年或は十五年に於て減少を示して居ることも注意す可きところであらう。

この兩者に於ける序列の差異は農業生産農家の限界耕作面積の廣狹に關

聯があるのである。全國に於ては平均的現象を見るのであつて各地區の地域性の相異は、或は相互に強調し、或は相殺しあつて居るのであるが、なほ總體的には以上の様相を呈するのであつて、東北區に於てこれら日本的序列との間に差が存するところに東北型なるものの存在を肯定せしめるのである。農業生産物の商品化の展開に於て、又その不完全なることによりて農業生産農家の限界耕作面積の廣狹は、猶その地域性把握の槓杆たり得るのである。しかも限界耕作面積は事變後の逆條件に於て、從來の如き下限のみでなく上限に於てもその存在を明示するに到つたのである。前述の事變後の各層の變動も農業生産農家群の、更に農業生産農家たり得ざる農家群即ち限界耕作面積以下の耕地面積と結合して居る農家群の二つの變動を含むのである。後者の變動は自給自足農家、飢餓的農業生産農家の兼業農家たることによりて農家たる外形を維持すると考察することによりて理解し得る。

第一六表 一戸當平均耕作面積

| 年 | 全國 | | 東北區 | |
|------|----------|----------------|-----------|----------------|
| | 農家戸數 | 耕作面積 平均耕作面積 | 農家戸數 | 耕作面積 平均耕作面積 |
| 昭和九年 | 五,三三六,四七 | 五,〇五五,五三三町 | 六,三七七,〇七 | 八,九四三,三九九町 |
| 一〇年 | 五,三七六,〇四 | 五,〇四〇,七三三町 | 六,四二二,九一 | 九,〇一三,三三 |
| 一一年 | 五,三〇四,五三 | 五,〇五二,三六八町 | 六,四七七,七九 | 九,〇四四,九一二 |
| 一二年 | 五,二七五,〇三 | 五,〇五四,四四〇町 | 六,四七〇,〇〇 | 九,〇六六,九〇一 |
| 一三年 | 五,三三三,四六 | 五,〇四四,九三九町 | 六,五七五,七五 | 九,〇七〇,三三四 |
| 一四年 | 五,三〇〇,三三 | 五,〇九六,六七三町 | 六,五六一,〇二 | 九,〇八五,四四〇 |
| 一五年 | 五,二〇六,六八 | 五,〇四三,九四六町 | 六,五三二,〇〇七 | 九,一三三,七五〇 |

備考 1 農事統計表並に農林統計月報による。

2 全國には北海道、沖縄を含まず。

東北區農家の限界耕作面積の比較的大なることは、一戸當り平均耕作面積の全國平均より大なることによりても知り得る。變動期に於てその上限の存在を明にして來たことは、これ又一戸當り平均耕作面積によりて知り得る。上層農家の増加、下層農家の減少にも拘らず、平均耕作面積が十三年に於て縮少して居ることは一論據たり得る。五町以上農家戸數は増加して居るが、この層の總耕作面積は減少して居るのではなからうか。即ち、勞働力の不足、勞賃の昂騰、更には役畜の減少、資材の不足は大經營に於てその耕作面積の縮少を餘儀なくせしめ、この層の戸數増加に反してこの層の平均耕作面積は縮少し、又一町以上二町未満耕作者の増加も一町歩に近いものの増加によると考へ得る。

十四年には平均耕作面積が擴大して居り、十五年には更に擴張せられて居る。この事實は十三年に於て上限をも規定した勞働力不足の問題は、更に加へてその家族勞力に依存する農家群の農業生産農家としての耕作面積の下限をも引上げるに到つた。即ち家族勞力の強化によりて農業生産農家の地位を保持せし農家は、逆條件のもとにその存続の基盤たる耕地面積のより大なることを要望し、しかもかゝる層へ進出可能なる條件を具備せしものみに農業生産農家たる資格を附與した。このことは一町乃至二町耕作層の平均耕作面積の擴張を中心として、東北農業生産農家の平均耕作面積が擴張すると共に、農家の平均耕作面積を大にしたのであると考へ得る。

自小作別構成と廣狹別構成との關聯は、上掲の諸表によりては正確に理解し難い。昭和十三年に於ける一齊調査は兩者の關聯を示す表を掲げて居るので、しばらくこれによりて觀察する。一齊調査を十三年の農事統計表と對照するにその間に稍、差異があるが、著しき差異はない。自小作別に

事變後に於ける東北農家の分化道程に關する若干の觀察

廣狹別構成を觀察すれば、東北區は自作、自小作、小作農家の何れに於ても、全國(本誌三ノ一、二三頁第一三表参照)に於けるよりも低率にて、一町以上の各耕作層が高率である。これは東北區の經營が同一收益獲得のために全國平均よりもより大なる耕地を要することを示すものであることは前

第一七表 自小作別耕作耕地廣狹別農家戸數 (東北區)

| 總數 | 總數 | | | | |
|-------|----------|--------|----------|--------|----------|
| | 五段以上 | 一段以上 | 二町以上 | 三町以上 | 五町以上 |
| 總數 | 六七、二八三 | 一七、二四四 | 一五、八七〇 | 三〇、六六五 | 八五、七六八 |
| 自作農家 | 一七、三六〇 | 五、四三九 | 三〇、二六一 | 四、八八〇 | 二六、五五七 |
| 小作農家 | 一、九七、五九九 | 八七、七〇四 | 一、七〇、四二二 | 二、六八七 | 一、五九、二一一 |
| 自小作農家 | 二九、六一三 | 三、〇一三 | 六、五五五 | 一、九三六 | 五、〇〇五 |
| | 一〇〇、〇〇〇 | 二、五五三 | 二、三三九 | 四〇、〇〇〇 | 一、六八〇 |

述せし如くである。然しかゝる地域性を有する東北區に於てすら、小作農家の約七三%が一町未満耕作層に屬することは、自作農家の約四八%、自小作農家の三五%と比較對照して著しい特徴を示すと共に、小作農家の農業生産農家として劣位にあることを如實に物語つて居る。このことは更に次に述べる兼業農家とも關聯して云ひ得ることであるが、經營外的、內的諸條件に於て變動を生じた場合、その抵抗力のより脆弱な小作農家が如何なる経過を辿るかはこれによつても推知し得る。

我が國の農家に於て兼業農家の存在することを劣位農家側より見れば、農家經濟の補充的なものとしての兼業が不可避的要求であることと、他産業部門より見れば、他産業部門就中工業部門の低廉なる勞働力需要によるのである。然しこゝに兼業農家と稱するは農家世帯員の兼業なれば長期不在勞力を包含せず、従つて兼業農家の存在は、農家の勞働力が直接に

産業労働力とのみ結びつくことを示すものではないが、長期出稼的性格を有する吾が國の産業労働力がかかる背景を有して居ることを理解するならば、兼業農家は農家人口と産業労働人口との間に介在する零細耕作農家群の主なる存続形態として、その變動は農家労働力群よりの産業労働力供出過程の導標たり得るであらう。昭和十三年の一齊調査によれば、吾が國の兼業農家の四三・六五%が雇傭労働に従事することはこの間の理由の論據をなすものであらう。然し吾々は雇傭労働の産業別構成を知り得ないので論定はなし難いが、吾が國産業構成が重工業、化學工業部門の比重を大に

第一八表 兼業農家戸數(全國)

| 總數 | 林業 | 水産業 | 工業 | 商業 | 雇傭労働 | その他 |
|-------|----------|---------|----------|--------|----------|-----------|
| 總數 | 三、八五、七三〇 | 三三、六四〇 | 一、三三、三三〇 | 二七、六四〇 | 三、〇七、八九〇 | 一三、三六、三六〇 |
| 戸 | 一〇〇、〇〇〇 | 七、九四〇 | 五、六六〇 | 九、七五〇 | 一〇、三三〇 | 一、九六、五〇〇 |
| 自作農家 | 八、五九、四二〇 | 九、五三〇 | 六、九三〇 | 七、八四四 | 一三、五〇六 | 三三、〇一八 |
| 戸 | 一〇〇、〇〇〇 | 一、二二〇 | 八〇七 | 九三三 | 一、五七二 | 二、七七六 |
| 小作農家 | 八、〇三、三三〇 | 三〇、七三〇 | 八、一六七 | 二、四三三 | 四、九一〇 | 一三、三三三 |
| 戸 | 一〇〇、〇〇〇 | 三、四九〇 | 四、三三三 | 九三三 | 五、五八八 | 一、四〇三 |
| 自小作農家 | 一、二五、九八三 | 一〇〇、三六八 | 五、四九八 | 二、八三六 | 一、三三、三三四 | 五、四、二六五 |
| 戸 | 一〇〇、〇〇〇 | 八、九八〇 | 四、九三三 | 一〇、六〇〇 | 一、二七六 | 四、六、九八〇 |

備考 1 農家一齊調査(昭一三、九、一現在)による。

2 北海道、沖繩を除く。

しつつ、著しい變動をなし來つた近年の状態に於て、産業労働力の質的な變化、即ち幼婦女労働より青壯年労働へ、不熟練労働より熟練労働への變化は、雇傭労働の性格をも亦それと共に變貌を來たさしめたことを類推し得る。従つて兼業農家の増減現象もかかる産業構成の變動によつて質的及び量的な變動を來たしたことは否定し得ない。

第十九表に依り東北區に於ける兼業農家の變動を観察するに、事變前は減少傾向にあり、十三年に於て著増し、十四年、十五年と再び減少傾向にあ

る。十五年の甚だしい減少は岩手縣の著減によるのであるが、岩手縣の從來兼業農家と稱せられしは本業農家に對する副業農家であつて、十五年に於て専業農家に對する兼業農家として集計した爲、内容の變化があり、それ

第一九表 専業兼業別農家戸數(東北區)

| 昭和九年 | 總數 | | 専業農家 | | 兼業農家 | |
|------|---------|--------|---------|------|---------|------|
| | 實數 | 比例 | 實數 | 比例 | 實數 | 比例 |
| 一〇年 | 六、三、七〇七 | 一〇〇・〇〇 | 四、五、四〇三 | 七〇・八 | 一、八、三〇四 | 二九・二 |
| 一一年 | 六、四、七〇九 | 一〇〇・〇〇 | 四、九、一四八 | 七六・七 | 一、五、五六一 | 二三・三 |
| 一二年 | 六、四、七〇〇 | 一〇〇・〇〇 | 四、六、〇〇〇 | 七一・六 | 一、八、七〇〇 | 二八・四 |
| 一三年 | 六、五、九三九 | 一〇〇・〇〇 | 四、七、九六四 | 七二・七 | 一、八、九七五 | 二八・三 |
| 一四年 | 六、五、六〇〇 | 一〇〇・〇〇 | 四、四、九四五 | 六八・七 | 二、〇、六四五 | 三一・三 |
| 一五年 | 六、五、〇〇七 | 一〇〇・〇〇 | 四、七、七六三 | 七二・八 | 一、七、二四五 | 二七・二 |

備考 農事統計表並に農林統計月報による。

第二〇表 専業兼業別農家戸數(全國)

| 昭和九年 | 總數 | | 専業農家 | | 兼業農家 | |
|------|---------|--------|---------|------|---------|------|
| | 實數 | 比例 | 實數 | 比例 | 實數 | 比例 |
| 一〇年 | 五、三、七〇四 | 一〇〇・〇〇 | 三、九、七五三 | 七三・五 | 一、四、九五一 | 二七・五 |
| 一一年 | 五、四、〇五三 | 一〇〇・〇〇 | 三、九、八三三 | 七三・〇 | 一、四、二二〇 | 二六・〇 |
| 一二年 | 五、三、七〇三 | 一〇〇・〇〇 | 三、九、一七〇 | 七二・八 | 一、四、五三三 | 二七・二 |
| 一三年 | 五、三、三三三 | 一〇〇・〇〇 | 三、四、八七三 | 六五・四 | 一、八、四六〇 | 三四・六 |
| 一四年 | 五、三、〇三三 | 一〇〇・〇〇 | 三、四、七九九 | 六五・六 | 一、八、二三四 | 三四・四 |
| 一五年 | 五、二、〇六八 | 一〇〇・〇〇 | 三、五、八九〇 | 六八・三 | 一、六、〇七八 | 三〇・七 |

備考 1 農事統計表並に農林統計月報による。

2 北海道、沖繩を除く。

によつて激減を示したのである。農事統計表に於ける兼業農家の規定は、從來存しなかつた爲に、その内容に於て必ずしも同質のもののみとは限らず、岩手縣の場合、統計の整理によりて著しい變化を生ずるに至つたことは從來の統計の不備を明にすることとなつた。又かゝる内容的變化を生ずる農事統計表の兼業農家が、農業を従とする兼業農家の性格を有することは本誌三ノ一に示した如くであるが、なほその統計の不備は被ひ難い。従つて農事統計表にては大體の傾向のみを見、以下一齊調査によりて觀察することとする。

昭和十三年九月一日現在によりて行はれた農家一齊調査によりて、十三年に於ける兼業農家の自小作別或は兼業の種類に就て觀察するに次の如くである。

一齊調査に於ける兼業農家として集計せられた客體が、農事統計の兼業
第二一表 專業兼業別農家戸數(東北區)

| | 總 數 | | 專業農家 | | 兼 業 農 家 | |
|-----------|-----------------------|---------|---------|--------|-------------------|-------------------|
| | 總 數 | 戸 數 | 總 數 | 戸 數 | 兼 業 を 主 と す る も の | 兼 業 を 従 と す る も の |
| 總 數 | 六六七、二八三 | 一〇〇、〇〇〇 | 二九三、二〇一 | 四三、九四〇 | 三七四、〇八二 | 五六、〇六〇 |
| 自 作 農 家 | 一七三、六〇一 | 一〇〇、〇〇〇 | 七三、七二一 | 四二、四七 | 九九、八八〇 | 五七、五三 |
| 小 作 農 家 | 一九七、五六九 | 一〇〇、〇〇〇 | 五九、六七七 | 三〇、二二 | 一三七、八九二 | 六九、七九 |
| 自 小 作 農 家 | 二九六、一一三 | 一〇〇、〇〇〇 | 一五九、八〇三 | 五三、九七 | 一三六、三一〇 | 四六、〇三 |
| 備 考 | 農家一齊調査(昭一三、九、一現在)による。 | | | | | |

兼業率は六九・七九%に及び全國に於ける六七・五五%より高率であり、自作農家の兼業率は五七・五三%にして全國に於ける五七・〇〇%とほぼ同率である。自小作農家の兼業率は四六・〇三%にして全國に於ける四七・五%より稍、低率である。總體的に大なる差異は存しない。東北區に於ても

事變後に於ける東北農家の分化道程に關する若干の觀察

農家とその質的内容に於て一致せざることは本誌三ノ一に於て指摘した如くであり、農事統計による兼業農家は一齊調査に於ける農業を従とする兼業農家たる性格を有するのである。農事統計が上述の如き農業を従とする兼業農家を兼業農家として取扱ふのであるならば、かゝる農家群の飛躍的増大は農業生産農家より脱落せし農家群の多數なるを示すのであつて、更にこの兼業農家群以外に農業生産農家より脱落の一步手前に踏止りたる農業を主とする兼業農家群の更に多數の存在を考へることは困難ではない。

本誌三ノ一第十九頁の第四表によりても農業を主とする兼業農家が、農業を従とする兼業農家より大なることを知り得る。一齊調査によるに、兼業率は東北區が全國に於けるよりも稍、高率にある。が殆ど相異せずと稱しても大過ない。第二十表によりて自小作別に兼業率を算出すれば、自作農家、自作農家、自小作農家の順にして、全國的現象と相異はない。小作農家の

小作農家の約七割が兼業農家であることは、既述の如く小作農家の七割以上のものが一町未満の零細なる耕地耕作者であることと共に小作農家の農業生産農家としての經濟的性格の脆弱性を示してゐる。

兼業を業種別に觀察すれば第二十二表の如く雇傭勞働が四八・〇〇%の

高率を占め、其の他商業、林業、工業、水産業の順なれど、雇傭労働とは相當の差が存する。猶全國に比すれば、その順位に於て工業と林業がその位置を代へて居る。これも亦東北の産業構成の地域的特性を示して居るものであらう。兼業農家の約半数に達する雇傭労働は、全國に於けるよりも東北

第二二表 兼業業種別農家戸數(東北區)

| | 總數 | | 林業 | | 水産業 | | 工業 | | 商業 | | 雇傭労働 | | 其他 | |
|--------------------------|-----------|-----------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|---------|---------|--------|--------|
| | 總數 | 戶數 | 總數 | 戶數 | 總數 | 戶數 | 總數 | 戶數 | 總數 | 戶數 | 總數 | 戶數 | 總數 | 戶數 |
| 總數 | 三、七四〇、〇八二 | 三、七四〇、〇八二 | 四〇、九九九 | 四〇、九九九 | 二二、七三七 | 二二、七三七 | 二八、五一三 | 二八、五一三 | 四一、六四三 | 四一、六四三 | 一七九、五六八 | 一七九、五六八 | 五九、六二二 | 五九、六二二 |
| 自作農家 | 一、〇〇〇、〇〇〇 | 一、〇〇〇、〇〇〇 | 一〇、九九六 | 一〇、九九六 | 六、三三五 | 六、三三五 | 七、六二二 | 七、六二二 | 一一、一三三 | 一一、一三三 | 四八、〇〇〇 | 四八、〇〇〇 | 一五、九四四 | 一五、九四四 |
| 小作農家 | 九、九八〇、〇〇〇 | 九、九八〇、〇〇〇 | 一五、七五九 | 一五、七五九 | 一、五五九 | 一、五五九 | 七、三〇三 | 七、三〇三 | 一四、六四九 | 一四、六四九 | 二七、八六六 | 二七、八六六 | 二二、七四四 | 二二、七四四 |
| 白小作農家 | 一、三六、三一〇 | 一、三六、三一〇 | 七、六七六 | 七、六七六 | 五、五四三 | 五、五四三 | 一〇、六九〇 | 一〇、六九〇 | 一三、八三七 | 一三、八三七 | 八三、五五一 | 八三、五五一 | 一六、五九五 | 一六、五九五 |
| 備考 農家一齊調査(昭一三、九、一現在)に依る。 | 一、〇〇〇、〇〇〇 | 一、〇〇〇、〇〇〇 | 一七、五六四 | 一七、五六四 | 六、六三五 | 六、六三五 | 一〇、五二〇 | 一〇、五二〇 | 一三、一五七 | 一三、一五七 | 六八、一五一 | 六八、一五一 | 二〇、二八三 | 二〇、二八三 |
| | | | 一一、二八八 | 一一、二八八 | 四、八八七 | 四、八八七 | 七、七二二 | 七、七二二 | 九、六五五 | 九、六五五 | 五〇、〇〇〇 | 五〇、〇〇〇 | 一四、八八八 | 一四、八八八 |

働の大なるを知り得るのではなからうか。又農業に於ける雇傭労働が大であることは、労働力の不足が直接的に經營面積の廣狭に影響し、大なるものに於ては縮少を見るに至ることが推察し得るであらう。

以上に於て耕作者に關する諸表によりて農家の動向を観察したのであるが、既述の所有者側の動向と併せ觀察することによりて、東北農家の社會的經濟的性格を通じて展開せられた、事變の前後に於ける動向を窺ふこととする。

(四)

東北區に於ける十三年の變動中著しきものは耕地所有者數の著減、就中不耕地主の著減と農家戸數の著増、就中小作農家の著増である。兩者の變動は地區別に見るに、何れも東北區に於て著しいものにして、東北農業生産機構の特殊性によるものと考へられる。

區に於てなほ高率であるが、更に自小作別の觀察を試みれば、小作農家の六〇・五九%、自作農家の五〇・〇〇%とが全國の小作或は自作農家の比率よりも高率であることは注目し得る。更にこれらが従事せる産業別構成を示し得るならば、東北區の兼業農家の雇傭労働中、農業に於ける雇傭労働

事變前より東北區に於て、耕地所有者群は、自小作農家と不耕地主の増加、自作農家の減少と云ふ趨勢にて、増加傾向にあつた。又所有面積廣狭別に觀察すれば、五段未満、五段以上一町未満の各所有者層に於て増加をなしてきたのである。しかるに十三年には、耕地所有者戸數の減少が見られる。従つて不耕地主の減少も、不耕地主、自作農家、自小作農家の變動によるものが主體をなすと解し得る。これを所有耕地廣狭別の變動と併せ考察しつゝ耕地所有者、就中耕地所有農家の十三年に於ける動向を窺ふこととする。

所有面積の廣狭別による變動は、從來増加傾向にあつた五段未満の著減、五段以上一町未満の減少があるのみで、一町以上の各層に於ては増加してゐる。更に總數に於て増加傾向にある農家を、耕作面積の廣狭別の變動について見るに、廣狭別に於ても從來増加して來た五段未満、五段以上一町未

滿の各耕作層が減少を示したのみで、一町以上耕作農家は、一町以上二町未満耕作農家の増加を最高として、各層とも増加して居る。農家戸數の増加、耕作面積の大なるものの増加は、不耕地主の自作農家化傾向を示すものであらう。不耕地主の自作農家化傾向は小作地の返還によつて生じたものと考へ得る。然しこの結果が大なれば必然的に自作地の増大、自作農家の増加が見らるべきである。然るに事實は此の反對の現象を呈して居ることは更に錯綜せる變動の行はれたことを示して居る。不耕地主のかゝる變化を

不明確にせし現象は以下の如く解し得るのではなからうか。十三年に於ける五段未満所有層の減少及び一戸當り平均所有面積の増大が、零細自作農家の離脱現象及び零細不耕地主の所有地喪失によるものと解し得る。かゝる現象が自作農家の減少、又不耕地主の減少の一部をなしたのであらう。

この中、自作農家の離脱現象にともなふその耕作地たる自作地の移動を考へるに二つの場合がある。一つは自作地のまゝで存続する場合である。これは中層の自作農家或は自小作農家の自作地の擴張に當てられ、直接耕作面積の擴張に役立つ場合である。他の場合は地主的自作農家、或は不耕地主に歸することによりて、小作地として、農業生産農家にて耕作面積擴張可能な自作農家、自小作農家の耕作面積の擴張に充てられる場合である。

兩者何れの場合がより多く發生して居るかを、その結果的現象としての自作地の減少に對する小作地の停滞並びに自小作農家の増加により、後者の場合がより多く發生して居ると判定し得る。この現象が前述の不耕地主の自作農家化を耕地の移動を通じて捉らへることを困難にして居るのであらう。更に又、このことは分散的土地所有集中と並行するものであらう。

兼業農家の存在は農家分解の停滞的形態と稱し得ることは既述の如くであるが、東北區にてもこのことは實證し得る。十三年に五段未満耕作農家

よりも五段以上一町未満耕作農家の減少が結果的には大であることは、零細耕作農家が、兼業農家たることにより、農家分解に一段階をなして居ることを示して居る。

十三年の東北農家の動向を總括するに、勞働力の減少により、農業生産農家を中心として、即ち耕作面積の大小による變動が第一次的に展開され、更にこれが耕地所有關係に影響を與へ、不耕地主の減退を見たと言ひ得る。

上掲の諸表に見られる如く十四年の變動は、十三年に於ける變動と著しく對蹠的である。

事變前後の變動を見る場合に、多くの論者が事變前と事變後の各一年を捉らへ比較對照するが、これは甚だ危險である。十三年の變動が顯著であることが、十四、十五年の、猶十三年の變動に對しては微少であるが、質的に異つた變動を無視することになるからである。十三年の變動の著しいことは充分なる注意を以つて考察されねばならぬことは勿論であるが、十四、十五年のそれと質的な相異を有する變動の考察も、數的には微少であるが、充分な注意を拂つてなされなければ事變後の考察としては猶不充分と云はなければならぬ。

十四年には耕地が増加し、自小作別にては自作地が増大し、更に不耕地主の増加によつて耕地所有者も増加して居る。不耕地主の急増と小作地の微増及び一戸當り所有面積の微減とは地主的自作農の所有小作地の減少と土地所有の分散的集中が行はれたことを示すものであらう。耕地所有者の増加と不耕地主の増加が平行する場合、これは二つの場合に於て考へられる。一つは農家的土地所有の増加、更に農家的土地所有者の不耕地主化の一聯の上昇過程に於てであり、他は農家外の新たな不耕地主の發生であ

る。農家戸数は十三年に著増したが十四年に停滞を示して居る。しかも三町以上の耕作層に増加を見て居ることは、前者の上昇過程よりも、後者の農家外の新たな不耕地主の發生がより多いことを意味して居ると思はれる。

耕地所有農家の變動は十四年には餘り大ではなかつたが、自作農家の増加、自小作農家の減少が見られ、農業生産農家の所有地と耕作地の一致の方向にあるを示してゐる。小作農家は十三年の著減に對して増加に轉じて居る。これは小作農家の兼業農家化による停滞的存続を示して居るのであらう。

自小作農家群の變動は、その耕作地の自作地部分が如何程であるかを知り得ない以上論斷は不可能であるが、十四年には小作地の減少、一戸當り耕作面積の増大の傾向より、耕作面積を擴張すると共にその自作地部分を増加したと考へられる。自小作農家は總體的には小作農家の性格を有するが、猶自作農家の性格を有するものも存するが故に、その變動は少くとも二つの層に於て行はれると解し得る。従つて自小作農家の變動は、それ自體の變動によりては判定が困難にして、自作或は小作農家の變動によりて推定をなすことが必要である。

兼業農家の減少傾向は小作農家の停滞と關聯があると思はれる。即ち兼業農家層の減少は農家分解傾向を明にし、一時兼業農家層に加はることによりて維持せられた農家層が、更に分解過程を促進して農家群より脱落するに到つたことを示すものと考へ得る。

以上に於てみられた十四年の東北農家群の動向は小資本家的土地所有の展開が分散的土地集中と平行し、農業生産農家と耕地との結合が愈々強化せられ、農家的土地所有は自作的耕作との緊密を加へつゝある。一方小資本

家的土地所有による不耕地主の増加を見る。

十五年に於ける變動は、十四年に於て轉換した傾向を繼續してゐる。耕地所有群に於ては不耕地主のみその増加を繼續して居る。十四年に於て見られた分散的土地所有集中は、より大なる所有階層に移動した。しかし猶分散的な段階にある。自作農家層の不耕地主化が見られる。これは十四年に到る迄増加傾向にあつた三町以上の耕作層が農業労働力の減少、勞賃の昂騰の進展によりてその自作耕作面積の縮少、即ち自作農家の地主的自作農家化或は不耕地主化の傾向を帯びたことによつて理解出来る。

耕地面積の増加も自作地の増加に依存し、小作地部分の縮少は分散的土地所有集中がなほ分散的と稱し得ることを示して居る。

十三年以後の變動をみるに、二町前後の耕作者を中心として、上層に於ては耕作地と所有地の結合を強化し、下層に於ては農業生産農家よりの脱落傾向を明らかに示めして居る。十四年に於てはこの間に農業者外の不耕地主の増加を惹起し、十五年に於ては更にかゝる不耕地主の増加を見ると共に、自作農的地主の自作地を縮少することにより地主的自作農家化が生ずるに到つたのである。

次第に、農業生産農家の確立により農業生産農家と地主、兼業農家の分化が明らかになつてきて居る。

以上の如き動向を示した各層の農家が、何故かゝる變動を呈したかの分析をなさなかつた。これは又以上の推論が妄斷にはしりたる可能性が存することになるのであるが、十三年の變動及び十四年以後益々促進せられて居る農業生産農家の耕地の所有と耕作の合一過程、零細農家の兼業農家化と中土地所有者及び小資本家的土地所有者としての不耕地主との結合過程の推論はなほ農業人口の性格把握の上に目やすとなり得るであらう。

大東亞建設審議會に關する件

(昭和十七年五月四日鈴木幹事長談)

政府は茲に大東亞建設審議會の設置を仰ぎ官民緊密なる協力の下に大東亞建設に關する根本方策の調査審議に當ることと致したのであるが、去る二月二十七日の第一回總會に於て内閣總理大臣より大東亞建設に關する基礎要件、文教政策、人口政策並に經濟建設基本方策の四項目に付諮問あり、之に依り夫々第一乃至第四部會を設け審議を進め殆んど毎週各部會を開き各委員共飽く迄大東亞戰爭を戦ひ抜く鐵石の決意と道義に基く大東亞新秩序建設に對する熱意とを以て眞剣に審議を續行しつゝある次第である。

第一部會は大東亞建設に關する基礎要件を確定し之を諸方策決定の指針たらしめんとするものであつて、三月十三日第一回の部會を開いて以來五月一日迄に六回に互り審議を行ひ既に部會に於て決定せる部分の答申案を本日の大東亞建設審議會總會に諮り之が決定を見た次第であるが其の中の大東亞建設の基本理念の要旨は次の通りである。

尚、同日は右懇談會後、上京中の臺灣熱帯醫學研究所の曾田長宗氏より「内地人の熱帯適應性」について種有益なる調査結果の特別報告が行はれた。

大東亞建設審議會の審議經過に關する

鈴木幹事長談

大東亞建設審議會の設置については本誌本欄既報の如くであるが、各部會の編成及びその審議經過については昭和十七年五月四日及び五月二十一日の二回に互り幹事長鈴木幹事長談を以てその大要を發表せられた。之を掲ぐれば以下の如くである。

であつて三月十日第一回の部會を開き爾來今日迄回を重ねること四回に及び尙繼續中である。

第三部會は大東亞戰爭を遂行し且大東亞建設を具現する爲帝國の人口政策の確立を圖らんとするものであつて、三月十一日第一回の部會を開催後今日迄五回に互り審議を進め目下尙攻究中である。

第四部會は帝國の長期に應ずる戰爭遂行力を充實擴大し且大東亞諸民族の民生の暢達を期する爲帝國を核心とする大東亞の自立經濟を完成する方策を樹立せんとするものであつて、三月十九日第一回の部會を開催爾來五回に互り會議を開き去る四月十七日答申案を決定し、本日の大東亞建設審議會總會に於て決定を見た次第で之が方針として大要

一、大東亞經濟建設の目的は八紘爲宇の大義に則り道義に基く大東亞の經濟新秩序を建設し併せて新世界經濟の建設に寄與するに在り之が爲大東亞の綜合經濟力を發揮し大東亞防衛に必要な自主的國防經濟を完成す。

而して當面の施策は大東亞戰爭遂行力の急速なる増強に結集し併せて劫久的大建設の基礎確立に資す。

二、大東亞の各國は互に相協力し各其の所を得ると共に各地域の人力及資源の特性を發揮し大東亞全體の經濟力を綜合的に充實す。各地域に於ける經濟施策の實行は其の實情に應じ而も戦局の進展に稽へ緩急宜しきを圖るものとす。

三、皇國は大東亞經濟建設を推進する爲益、國民の國體觀念を明徴にし剛健なる精神雄渾なる氣宇を鍊成すると共に之に立脚する國內態勢の刷新を圖り且科

學技術の劃期的振興を圖る。

四、大東亞の各住民は大東亞建設の成否が大東亞全體の運命に關するものなることを自覺し共苦僣樂各、其の分に應じて協力す。

を確立し之を貫徹する爲産業、勞務、財政、金融、交通、科學技術等の基本方策を策定せるものである。

又本日總會に於ては内閣總理大臣より諮問第五として大東亞經濟建設基本方策に基く具體的方策を諮問せられ之に關し新に部會を設け引續き審議を進めることとなつた。尙専門委員を任命し夫々審議に協力して頂くこととなつた。

大東亞建設審議會に關する件

(昭和十七年五月二日鈴木幹事長談)

本日の大東亞建設審議會第三回總會に於て、大東亞建設に處する文教政策及大東亞建設に伴ふ人口政策等の答申案が夫々決定された。

大東亞戰爭を戦ひ抜き肇國の大義を宇内に宣揚し、道義に基く大東亞の新秩序を建設して世界新秩序の確立に寄與せんが爲には、之が中核を爲す皇國民が其の眞姿を顯現すること、皇國民の人口が極めて大なる數を保つことが根本的要求であることは改めて申すまでもない所であるが、第二部會及第三部會は右に關する方策を主として審議したものである。

本日迄に第二部會、第三部會共五回に互り會議を開き、他に第二部會及第三部會の合同部會を一回開催し、慎重審議の結果纏つた答申案が本日の總會で決定された次第である。

尙本日決定を見た答申の要旨は次の通りである。

即ち皇國民の教育鍊成方策等に就ては

國體の本義に則り教育に關する勅語を奉戴し大東亞建設の道義的使命を體得せしめ大東亞に於ける指導的國民たるの資質を鍊成するを以て根本義とし

一、文武一如の精神を基とし剛健なる心身の鍊成と高邁なる識見の長養とに努め知行合一以て雄渾なる氣宇と強靱なる實踐力とを養ひ悠久なる民族發展を圖る。

二、教育は原則として國家自ら之を運営すべき體制を整備し以て大東亞建設の經綸を具現すべき人材の育成に力む。

三、國防、産業、人口政策等各般の國策の綜合的要請に基き一貫せる教育の國家計畫を樹立し學校、家庭及社會を一體として皇國民の鍊成を行ふ教育體制を確立す。

四、學術を振興し創造的智能の啓培に力め科學、技術は固より廣く政治、經濟、文化に互り不斷の創造進展を圖る。

五、師道の昂揚を圖ると共に教育者尊重の方途を講ず

を基本方針とし之に則り歴史教育の刷新、敬神崇祖の實踐、眞の日本諸學に基く大學の改革、勤勞青年教育の充實並に母性教育の徹底に重點を置く教育内容の刷新を圖り、國家の必要とする人材の養成計畫の設定、國土計畫の見地よりする學校の地方分散、修學年限の短縮、大學院の整備擴充、私立學校教育の改善等教育制度の刷新を期し、其他軍教一致の徹底、教育者の養成、再教育及優遇、國家的育英制度、家庭教育及社

會教育の振興、大東亞各地域に進出する人材の教育施設の整備擴充、大東亞研究調査機關の整備並に思想、學術、藝術、宗教等に關する方策を決定した。

又南方占領地の諸民族に對する文教政策に就ては八紘爲宇の大義に則り諸民族をして各、其の分に應じ其の所を得しむるを以て本旨とし、夫々教育、言語、宗教、文化及留日學生に關する方策を確立した。

次に大東亞建設に伴ふ人口政策等に就ては其の基本方針として

大東亞建設を推進する爲皇國民の躍進的増強を圖ると共に大東亞に於ける其の配置を適正ならしめ大東亞諸民族と協力し相互の結束を鞏固不動たらしむること

を確立し之に則り皇國民の増強に就ては既定の人口政策確立要綱に據げられたる諸方策を全面的に且強力に實施するに在るも、就中農業人口の一定割合の確保、大都市の疎開、勤勞態勢の刷新、結婚及出生の獎勵、生活必需物資の生産及配給の改善、結核の豫防撲滅、母性及乳幼児の保護に重點を置くこととし、次に皇國民の配置に就ては皇國民の健全なる増強に適する地域と共に之が進出の時期、地域等を計画的に行ふこと、現地在住者に對しては保護衛生施設、子弟の養護教育等必要な措置を講ずること、又定住者には配偶者を同伴せしむること等に關する方策を決定した。要するに皇國民は其の何れの地域に在ると、如何なる職能に従事するとに拘らず、其の數と資質との増加向上を期し得る如く他の諸方策と關聯し綜合的方策を確立した

ものである。

國民體力法中改正法律施行期日の件

公布

第七十九回帝國議會の協贊を経たる國民體力法中改正法律については本誌前號本欄所載の如くであるが、その施行期日に關する勅令は昭和十七年四月二十八日付官報を以て左の如く公布された。

國民體力法中改正法律施行期日ノ件

(昭和十七年四月二十七日 勅令第四百五十二號)

昭和十七年法律第三十七號ハ昭和十七年五月一日ヨリ之ヲ施行ス

國民體力法施行令中改正の件公布

國民體力法の改正に伴ひ改正を見た同法施行令中一部改正の件は昭和十七年四月二十八日付官報を以て左の如く公布せられた。

國民體力法施行令中改正ノ件

(昭和十七年四月二十七日 勅令第四百五十三號)

國民體力法施行令中左ノ通改正ス

第一條ノ二 國民體力法第四條第一項ノ規定ニ依リ體力検査ヲ受クルコトヲ要スル被管理者(以下要検査被管理者ト稱ス)ノ體力検査ハ厚生大臣ノ定ムル被管理者ニ付テハ年二回、其ノ他ノ被管理者ニ付テハ年一回之ヲ行フ

第十八條第二項ノ規定ニ依リ行フ體力検査ヲ受クル

コトヲ要スル被管理者ノ體力検査ハ前項ノ規定ニ拘ラズ陸軍大臣又ハ海軍大臣ノ定ムル被管理者ニ付テハ年一回其ノ他ノ被管理者ニ付テハ年二回之ヲ行フ、第一條ノ三 其ノ年兵役法第二十三條又ハ第四十一條ノ規定ニ依リ徴兵検査ヲ受ケ又ハ受クルコトヲ要スル要検査被管理者ニ付テハ前條ノ規定ニ依リ二回體力検査ヲ受クルコトヲ要スル者ニ在リテハ一回ノ體力検査ヲ、同規定ニ依リ一回體力検査ヲ受クルコトヲ要スル者ニ在リテハ之ヲ行ハザルコトヲ得但シ其ノ者ガ其ノ年徴兵検査ヲ受ケザルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第二條中「國民體力法第四條第一項ノ規定ニ依リ體力検査ヲ受クルコトヲ要スル被管理者(要検査被管理者)ヲ「要検査被管理者」ニ改ム

第三條中「四月十日」ヲ「四月一日」ニ改ム

第四條中「第二條」ノ下ニ「及國民體力法第六條ノ二第二項但書」ヲ加フ

第六條第二項中「體力検査ヲ行フベキ日時ハ毎年七月一日ヨリ九月三十日迄」ヲ「第一條ノ二ノ規定ニ依リ體力検査ヲ行フベキ日時ハ毎年五月一日ヨリ十月三十一日(年二回行フ場合ニ在リテハ十二月三十一日)迄」ニ改ム

第十一條ニ左ノ但書ヲ加フ

但シ第一條ノ二ノ規定ニ依リ年二回體力検査ヲ受クルコトヲ要スル者ノ第二回目ノ體力検査又ハ國民體力法第六條ノ二第一項ノ規定ニ依リ體力検査ニ在リテハ其ノ一部ヲ省略スルコトヲ得

第十二條第一項ヲ削リ同條第二項中「前項ノ規定ニ依リ記載スベキ事項」ヲ「國民體力法第八條第二項ノ規定

(國民體力法第六條ノ二第三項ノ規定ニ依リ準用スル場合ヲ含ム)ニ依リ體力手帳ニ記載スベキ事項」ニ改ム第十七條第一項中「國民體力法第十二條第一項ノ規定ニ依ル」ノ下ニ「體力検査ニ基ク」ヲ、及同條第二項中「國民體力法第十二條第一項ノ規定ニ依リ」ノ下ニ「體力検査ニ基ク」ヲ加フ

第十九條第一項中「第十二條第一項ノ規定ニ依ル」ノ下ニ「體力検査ニ基ク」ヲ、及同條第二項中「第十二條第一項ノ規定ニ依リ」ノ下ニ「體力検査ニ基ク」ヲ加フ

第二十二條第一項中「國民體力法第四條第二項、第六條、第十一條及第十二條ノ規定」ニ同法第四條第二項、第十一條及第十二條ノ規定(同法第六條ノ二第三項ノ規定ニ依リ準用スル場合ヲ含ム)ニ改メ同條第二項中「第十條ノ規定」ノ下ニ「(第二十二條ノ二 第二項ノ規定ニ依リ準用スル場合ヲ含ム)」ヲ加フ

第二十二條ノ二 國民體力法第六條ノ二第一項ノ規定ニ依リ體力検査ヲ受ケシムルコトヲ得ル者ハ左ニ掲グルモノトス但シ國民體力法第二條各號ニ掲グル者及第二十條第一項ノ施設ニ在ル者ハ此ノ限ニ在ラズ

一 事務所、商店、工場、事業場等(第十八條第一項及第二項ノ國ノ事業場ヲ除ク)ニ於テ集團シテ従事スル者

二 學校(第五條第一項第一號及第二號ノ學校ヲ除ク)ニ在學若ハ在園シ又ハ勤務スル者

三 特ニ體力検査ヲ行フ必要アリト認ムル區域内ニ於テ居住又ハ従業スル者

四 其ノ他厚生大臣ノ指定スル者

第五條、第八條乃至第十條、第十六條、第十八條第

三項、第二十條第二項及第二十一條ノ規定ハ前項ニ揭グル者ノ體力検査ニ之ヲ准用ス

第二十二條ノ三 國民體力法第十二條ノ二ノ規定ニ依リ指示スルコトヲ得ル處置又ハ施設ハ保健指導、虛弱者ノ體力増強、榮養又ハ環境ノ改善等ニ關スルモノトス

第二十二條ノ四 國民體力法第十四條ノ二ノ規定ニ依リ保健所ノ長ヲシテ行ハシムルコトヲ得ル地方長官ノ職權ハ同法第十一條及第十二條並ニ第四條、第五條、第十五條、第十八條第三項及第二十條第二項(第五條及第十八條第三項ニ關シテハ第二十二條ノ二第二項ノ規定ニ依リ准用スル場合ヲ含ム)ニ規定スルモノ其ノ他命令ヲ以テ定ムルモノトス

附則

本令ハ昭和十七年法律第三十七號施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十七年ニ限り第三條ノ改正規定中毎年四月一日現在トアルハ五月一日現在トス

〔參照〕

昭和十五年九月二十日勅令第六百二十號國民體力法施行令抄録

第二條 地方長官ハ國民體力法第四條第一項ノ規定ニ依リ體力検査ヲ受クルコトヲ要スル被管理者

(要検査被管理者)ヲ當時四十人以上使用スル事務所、商店、工場、事業場等ノ事業主又ハ管理人ニ對シ其ノ使用スル要検査被管理者ノ體力検査ヲ行フコトヲ命ズベシ但シ事業主若ハ管理人ガ體力検査ヲ行フコトヲ困難トスル事情アリト認めラレルトキ又ハ事業主若ハ管理人ヲシテ體力検査ヲ行ハ

シムルコトガ不適當ト認めラレルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第三條 要検査被管理者ヲ當時四十人以上使用スル事務所、商店、工場、事業場等事業主又ハ管理人ハ毎年四月十日現在ニ依リ其ノ使用スル要検査被管理者ノ數ヲ地方長官ニ届出ヅベシ此ノ場合ニ於テ事業主又ハ管理人ガ體力検査ヲ行フコトヲ困難トスル事情アルトキハ其ノ旨併セ届出ヅベシ

第四條 第二條ノ規定ニ依リ事業主又ハ管理人ヲシテ體力検査ヲ行ハシムル場合ニ於テハ地方長官ハ其ノ施行ヲ指揮監督シ關係官吏ヲ立會ハシムベシ

第六條第二項 體力検査ヲ行フベキ日時ハ毎年七月一日ヨリ九月三十日迄ノ期間内ニ於テ之ヲ定ムベシ但シ學校又ハ幼稚園ノ長ノ行フ體力検査ニ在リテハ毎年四月一日ヨリ六月三十日迄ノ期間内ニ於テ其ノ日時ヲ定ムベシ

第十一條 體力検査ハ命令ノ定ムル所ニ依リ身體計測、機能検査及疾病異常檢診ヲ行フモノトス

第十二條第一項及第二項 體力検査ノ結果ハ體力手帳ニ之ヲ記載スルモノトス國民體力法第十條乃至第十二條ノ規定ニ依リ體力向上ニ關スル指導若ハ指示ヲ爲シ又ハ療養ニ關スル處置ヲ命ジタルトキ亦同ジ

前項ノ規定ニ依リ記載スベキ事項ニシテ醫務ニ關スルモノハ國民體力管理醫ニ於テ、其ノ他ノモノハ體力検査ヲ行フ者ニ於テ之ヲ記載スベシ

第十七條 第五條第一項第一號又ハ第二號ノ學校ニ在學又ハ在園スル被管理者(夜間又ハ季節的ニ授

業ヲ受クル者ヲ除ク)ニ對スル國民體力法第十二條第一項ノ規定ニ依リ療養ニ關スル處置命令ハ當該學校ノ長ニ於テ之ヲ爲スベシ

前項ノ被管理者ニ付保護者ニ對シ國民體力法第十二條第一項ノ規定ニ依リ療養ニ關スル處置ヲ命ズルノ必要アリト認めムルトキハ當該學校ノ長ハ其ノ旨保護者ノ居住地ヲ管轄スル地方長官ニ通報スベシ

第十九條 前條第一項又ハ第二項ノ規定ニ依リ國ノ事業場ノ長ニ於テ體力検査ヲ行フ被管理者ニ對スル國民體力法第十一條又ハ第十二條第一項ノ規定ニ依リ體力向上ニ關スル指示又ハ療養ニ關スル處置命令ハ當該事業場ノ長ニ於テ之ヲ爲スベシ

前項ノ被管理者ニ付保護者ニ對シ國民體力法第十一條又ハ第十二條第一項ノ規定ニ依リ體力向上ニ關スル指示ヲ爲シ又ハ療養ニ關スル處置ヲ命ズルノ必要アリト認めムルトキハ當該事業場ノ長ハ其ノ旨保護者ノ居住地ヲ管轄スル地方長官ニ通報スベシ

第二十二條 第二十條ノ規定ニ依リ體力検査ヲ行フ場合ニ於テハ國民體力法第四條第二項、第六條、第十一條及第十二條ノ規定ハ之ヲ適用セズ

第二十條ノ規定ニ依リ體力検査ヲ行フ場合ニ於テ必要アルトキハ第八條乃至第十條ノ規定ニ拘ラズ命令ヲ以テ別段ノ定ヲ爲スコトヲ得

國民醫療法の一部施行期日の件公布

第七十九回帝國議會の協贊を経たる國民醫療法については本誌前號本欄所載の如くであるが、その一部施行期日に關する勅令は昭和十七年四月十六日付官報を

以つて左の如く公布せられた。

國民醫療法ノ一部施行期日ノ件

(昭和十七年四月十五日)
(勅令第四百二十六號)

國民醫療法第一條、第五章、第七十九條乃至第八十一條及第九十條乃至第九十六條ノ規定ハ昭和十七年四月十七日ヨリ之ヲ施行ス

日本醫療團令ノ公布

國民醫療法ノ規定ニ隨ヒ組織せらるゝ日本醫療團ニ關する法律ハ昭和十七年四月十六日付官報を以て日本醫療團令として公布せられたが、之を掲ぐれば次の如くである。

日本醫療團令 (昭和十七年四月十五日) (勅令第四百二十七號)

第一章 出資

第一條 國民醫療法第三十三條ノ規定ニ依リ出資スル

コトヲ得ル者ハ左ノ者トス

- 一 北海道、府縣又ハ市町村若ハ之ニ準ズベキモノ
- 二 産業組合又ハ産業組合聯合會
- 三 其ノ他營利ヲ目的トセザル法人ニシテ厚生大臣ノ指定スルモノ

第二條 國民醫療法第三十三條ノ規定ニ依ル出資ハ主務大臣ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ效力ヲ生ゼズ

前項ノ主務大臣ハ前條第一號ニ掲グルモノノ出資ニ

關シテハ厚生大臣及内務大臣、同條第二號ニ掲グル

モノノ出資ニ關シテハ厚生大臣及農林大臣、同條第

三號ニ掲グルモノノ出資ニ關シテハ厚生大臣トス

第三條 日本醫療團ハ國民醫療法第三十三條ノ規定ニ

依ル出資者ニ對シ出資證券ヲ交付スベシ

前項ノ出資證券ハ記名式トシ左ノ事項ヲ記載シ總裁

之ニ記名捺印スルコトヲ要ス

一 日本醫療團ノ名稱

二 日本醫療團成立ノ年月日

三 資本金額

四 出資ノ價格

第四條 日本醫療團ハ出資者原簿ヲ事務所ニ備置クコ

トヲ要ス

前項ノ原簿ニハ左ノ事項ヲ記載スルコトヲ要ス

一 出資者ノ名及住所

二 各出資者ノ出資ノ價格

三 各出資證券ノ取得ノ年月日

日本醫療團ノ出資者及債權者ハ業務時間内何時ニテ

モ出資者原簿ノ閱覽ヲ求ムルコトヲ得

第五條 出資者ノ持分ノ移轉ハ取得者ノ名及住所ヲ出

資者原簿ニ記載シ且其ノ名ヲ出資證券ニ記載スルニ

非ザレバ之ヲ以テ第三者ニ對抗スルコトヲ得ズ

第六條 日本醫療團ハ定款ノ定ムル所ニ依リ國民醫療

法第三十三條ノ規定ニ依ル出資者ヲシテ其ノ出資ニ

係ル施設ノ經營ニ參與セシムベシ

第二章 登記

第七條 日本醫療團ノ設立ノ登記ハ總裁ガ設立委員ヨ

リ設立ニ關スル事務ノ引繼ヲ受ケタル日ヨリ二週間

以内ニ之ヲ爲スコトヲ要ス

設立ノ登記ニハ左ノ事項ヲ掲グルコトヲ要ス

一 目的

二 名稱

三 事務所

四 資本金額及拂込資本金額

五 總裁、副總裁、理事及監事ノ氏名及住所

六 副總裁又ハ理事ノ代表權ニ制限ヲ加ヘタルトキ

ハ其ノ制限

七 公告ノ方法

日本醫療團ハ設立ノ登記ヲ爲シタル後一週間以内ニ

從タル事務所ノ所在地ニ於テ前項ニ掲グル事項ヲ登

記スルコトヲ要ス

第八條 日本醫療團ノ成立後從タル事務所ヲ設ケタル

トキハ主タル事務所ノ所在地ニ於テハ二週間以内ニ

從タル事務所ヲ設ケタルコトヲ登記シ其ノ從タル事

務所ノ所在地ニ於テハ三週間以内ニ前條第二項ニ掲

グル事項ヲ登記シ他ノ從タル事務所ノ所在地ニ於テ

ハ同期間内ニ其ノ從タル事務所ヲ設ケタルコトヲ登

記スルコトヲ要ス

主タル事務所又ハ從タル事務所ノ所在地ヲ管轄スル

登記所ノ管轄區域内ニ於テ新ニ從タル事務所ヲ設ケ

タルトキハ其ノ從タル事務所ヲ設ケタルコトヲ登記

スルヲ以テ足ル

第九條 日本醫療團ガ主タル事務所ヲ移轉シタルトキ

ハ二週間以内ニ移轉ノ登記ヲ爲スコトヲ要ス

日本醫療團ガ從タル事務所ヲ移轉シタルトキハ舊所

在地ニ於テハ三週間以内ニ移轉ノ登記ヲ爲シ新所

在地ニ於テハ四週間以内ニ第七條第二項ニ掲グル事項

ヲ登記スルコトヲ要ス但シ同一ノ登記所ノ管轄區域

内ニ於テ從タル事務所ヲ移轉シタルトキハ其ノ移轉

ノ登記ヲ爲スヲ以テ足ル

第十條 第七條第二項ニ掲グル事項中ニ變更ヲ生ジタ

ルトキハ主タル事務所ノ所在地ニ於テハ二週間、從

タル事務所ノ所在地ニ於テハ三週間以内ニ變更ノ登

記ヲ爲スコトヲ要ス

第十一條 國民醫療法第四十四條ノ代理人ヲ選任シタルトキハ二週間以内ニ之ヲ置キタル事務所ノ所在地

ニ於テ代理人ノ氏名、住所及代理人ヲ置キタル事務所ノ所在地ニ代理人ノ代理權ニ制限ヲ加ヘタルトキハ其ノ制限ヲ登記スルコトヲ要ス登記シタル事項ノ變更及代理人ノ代理權ノ消滅ニ付亦同ジ

第十二條 醫療債券ヲ發行シタル場合ニ於テ第三十六條ノ拂込アリタルトキ又ハ第三十八條ノ賣出期間満了シタルトキハ主タル事務所ノ所在地ニ於テハ二週間、從タル事務所ノ所在地ニ於テハ三週間以内ニ醫療債券ノ登記ヲ爲スコトヲ要ス

前項ノ登記ニハ第三十三條第二項第二號乃至第六號ニ掲グル事項ヲ掲グルコトヲ要ス

第十三條 登記スベキ事項ニシテ厚生大臣ノ認可ヲ要スルモノハ其ノ認可書ノ到達シタル時ヨリ登記ノ期間ヲ起算ス

第十四條 登記シタル事項ハ裁判所ニ於テ遲滞ナク之ヲ公告スルコトヲ要ス

第十五條 日本醫療團ノ登記ニ付テハ其ノ事務所所在地ノ區裁判所ヲ以テ管轄登記所トス

第十六條 設立ノ登記ハ總裁、副總裁、理事及監事ノ全員ノ申請ニ因リテ之ヲ爲ス

前項ノ場合ヲ除クノ外本令ニ依ル登記ハ總裁ノ申請ニ因リテ之ヲ爲ス

第十七條 設立登記ノ申請書ニハ定款、出資ノ第一回ノ拂込アリタルコトヲ證スル書面並ニ總裁、副總裁、理事及監事ノ資格ヲ證スル書面ヲ添附スルコトヲ要ス

第十八條 國民醫療法第四十四條ノ代理人ノ選任ノ登記ノ申請書ニハ代理人ノ選任ヲ證スル書面及代理人ノ代理權ニ制限ヲ加ヘタルトキハ其ノ制限ヲ證スル書面ヲ添附スルコトヲ要ス

第十九條 醫療債券ノ登記ノ申請書ニハ醫療債券ノ引受ヲ證スル書面、醫療債券申込證及名醫療債券ニ付第三十六條ノ拂込アリタルコトヲ證スル書面又ハ第三十八條ノ賣出期間内ニ於テ賣上ゲタル醫療債券ノ總額ヲ證スル書面ヲ添附スルコトヲ要ス

第二十條 事務所ノ新設又ハ事務所ノ移轉其ノ他第七條第二項ニ掲グル事項ノ變更ノ登記ノ申請書ニハ事務所ノ新設又ハ登記事項ノ變更ヲ證スル書面ヲ添附スルコトヲ要ス

第二十一條 第十八條ノ規定ハ第十一條ノ規定ニ依リ登記シタル事項ノ變更及國民醫療法第四十四條ノ代理人ノ代理權ノ消滅並ニ醫療債券ニ關スル登記事項ノ變更ノ登記ニ之ヲ準用ス

第二十二條 非訟事件手續法第四百二十二條乃至第四百五十一條ノ六及第四百五十四條乃至第四百五十七條ノ規定ハ本令ニ依ル登記ニ之ヲ準用ス

第三章 病院等ノ設備ノ讓受及借受ノ決定

第二十三條 日本醫療團國民醫療法第五十條第一項ノ決定ヲ申請セントスルトキハ左ノ事項ヲ記載シタル書類ヲ提出スルコトヲ要ス

一 申請ノ要旨
二 申請ノ事由
三 協議ヲ爲シタル相手方

第四 讓受ケ又ハ借受ケントスル病院、診療所又ハ產院ノ設備(以下病院等ノ設備ト稱ス)ノ概要

五 協議調ヒタル事項アルトキハ其ノ事項

六 病院等ノ設備ニ付登記シタル擔保權ヲ有スル者アルトキハ其ノ名及住所

七 其ノ他參考ト爲ルベキ事項

日本醫療團前項ノ申請ヲ爲シタルトキハ前項ノ書類ノ謄本ヲ協議ヲ爲シタル相手方ニ遲滞ナク送付スベシ

第二十四條 主務大臣決定ヲ爲スニ付必要ト認ムルトキハ日本醫療團又ハ其ノ協議ヲ爲シタル相手方ニ對シ必要ナル書類ノ提出ヲ命ズルコトヲ得

第二十五條 主務大臣決定ノ申請書ヲ受理シタルトキハ期間ヲ指定シテ協議ヲ爲シタル相手方及當該病院等ノ設備ニ付登記シタル擔保權ヲ有スル者ニ意見書提出ノ機會ヲ與フベシ

第二十六條 主務大臣對價ニ關シ決定ヲ爲サントスルトキハ醫療設備評價委員會ノ議ヲ經ルコトヲ要ス

第二十七條 決定ハ文書ヲ以テシ理由ヲ附スルコトヲ要ス

第二十八條 主務大臣決定ヲ爲シタルトキハ日本醫療團ニ對シテハ其ノ決定書ノ正本ヲ、協議ヲ爲シタル相手方ニ對シテハ其ノ謄本ヲ交付シ且其ノ旨ヲ當該病院等ノ設備ニ付登記シタル擔保權ヲ有スル者ニ通知スルコトヲ要ス

第二十九條 決定ノ申請アリタルトキ及決定ヲ爲シタルトキハ其ノ旨ヲ官報ニ公告ス

第三十條 日本醫療團ハ左ニ掲グル場合ニ於テハ其ノ對價ヲ供託スルコトヲ要ス

一 國民醫療法第五十條第三項ノ規定ニ依ル出訴アリタルトキ

二 讓受クベキ病院等ノ設備ニ付登記シタル擔保權ノ設定アルトキ但シ擔保權者ノ同意ヲ得タルトキハ此ノ限ニ在ラズ

前項第二號ノ場合ニ於テハ擔保權者ハ供託物ニ對シテモ其ノ權利ヲ行フコトヲ得

第三十一條 國民醫療法第五十條第一項及第二項ノ主務大臣ハ厚生大臣トス但シ北海道、府縣又ハ市町村若ハ之ニ準ズベキモノノ病院等ノ設備ニ關シテハ厚生大臣及內務大臣トシ産業組合又ハ産業組合聯合會ノ病院等ノ設備ニ關シテハ厚生大臣及農林大臣トス

第三十二條 本章ノ規定ハ國民醫療法第五十條第五項ノ規定ニ依ル病院、診療所又ハ產院ノ事業ノ讓受又ハ借受ノ決定ニ付之ヲ準用ス

第四章 醫療債券

第三十三條 醫療債券ノ募集ニ應ゼントスル者ハ醫療債券申込證二通ニ其ノ引受クベキ醫療債券ノ數及住所ヲ記載シ之ニ署名又ハ記名捺印スルコトヲ要ス

醫療債券申込證ハ總裁之ヲ作成シ之ニ左ノ事項ヲ記載スルコトヲ要ス

一 日本醫療團ノ名稱

二 醫療債券ノ總額

三 各醫療債券ノ金額

四 醫療債券ノ利率

五 醫療債券償還ノ方法及期限

六 利息支拂ノ方法及期限

七 醫療債券發行ノ價額又ハ其ノ最低價額

八 日本醫療團ノ資本金額及拂込資本金額

九 舊醫療債券借換ノ爲國民醫療法第五十三條ノ規定ニ依ル制限ニ依ラズ醫療債券ヲ發行スルトキハ其ノ旨

十 前ニ醫療債券ヲ發行シタルトキハ其ノ償還ヲ了セザル總額

醫療債券發行ノ最低價額ヲ定メタル場合ニ於テハ應募者ハ醫療債券申込證ニ應募價額ヲ記載スルヲ要ス

第三十四條 前條ノ規定ハ契約ニ依リ醫療債券ノ總額ヲ引受ケタル場合ニハ之ヲ適用セズ醫療債券募集ノ委託ヲ受ケタル會社ガ自ラ醫療債券ノ一部ヲ引受ケタル場合ニ於テ其ノ一部ニ付亦同シ

第三十五條 醫療債券ノ應募總額ガ醫療債券申込證ニ記載シタル醫療債券ノ總額ニ達セザルトキト雖モ醫療債券ヲ成立セシムル旨ヲ醫療債券申込證ニ記載シタルトキハ其ノ應募總額ヲ以テ醫療債券ノ總額トス

第三十六條 醫療債券ノ募集ガ完了シタルトキハ總裁ハ遲滞ナク各醫療債券ニ付其ノ金額ノ拂込ヲ爲サシムルコトヲ要ス

第三十七條 醫療債券募集ノ委託ヲ受ケタル會社ハ自己ノ名ヲ以テ日本醫療團ノ爲ニ第三十三條第二項及前條ニ定ムル行爲ヲ爲スコトヲ得

醫療債券募集ノ委託ヲ受ケタル會社ニ以上アルトキハ前項ノ行爲ハ共同シテ之ヲ爲スコトヲ要ス

第三十八條 賣出ノ方法ニ依リ醫療債券ヲ發行セントスルトキハ總裁ハ左ノ事項ヲ公告スルコトヲ要ス

一 賣出期間

二 醫療債券賣出ノ價額

三 第三十三條第二項第一號乃至第六號及第八號乃至第十號ニ掲グル事項

第四 第三十九條ニ規定スル事項

第三十九條 賣出期間内ニ賣上ゲタル醫療債券ノ總額ガ前條ノ規定ニ依リ公告シタル醫療債券ノ總額ニ達セザルトキハ其ノ賣上總額ヲ以テ醫療債券ノ總額トス

第四十條 醫療債券ハ金額ノ拂込アリタル後ニ非ザレバ之ガ證券ノ發行ヲ爲スコトヲ得ズ

第四十一條 醫療債券ニハ第三十三條第二項第一號乃至第六號ニ掲グル事項及證券番號ヲ記載シ總裁之ニ署名又ハ記名捺印スルコトヲ要ス

賣出ノ方法ニ依リ發行スル醫療債券ニハ第三十三條第二項第二號ニ掲グル事項ヲ記載スルコトヲ要セズ

第四十二條 總裁ハ主タル事務所ニ醫療債券原簿ヲ備置クコトヲ要ス

債權者ハ業務時間内何時ニテモ醫療債券原簿ノ閱覽ヲ求ムルコトヲ得

第四十三條 醫療債券原簿ニハ左ノ事項ヲ記載スルコトヲ要ス

一 醫療債券ノ數及番號

二 醫療債券ノ證券發行ノ年月日

三 第三十三條第二項第二號乃至第六號ニ掲グル事項

醫療債券ヲ記名ト爲シタルトキハ前項ニ掲グル事項ノ外其ノ醫療債券ノ所有者ノ名及住所並ニ取得ノ年月日ヲ醫療債券原簿ニ記載スルコトヲ要ス

第四十四條 記名醫療債券ノ移轉ハ取得者ノ名及住所ヲ醫療債券原簿ニ記載シ且其ノ名ヲ證券ニ記載スルニ非ザレバ之ヲ以テ日本醫療團其ノ他ノ第三者ニ對抗スルコトヲ得ズ

記名醫療債券ヲ以テ質權ノ目的ト爲シタルトキハ質權者ノ名及住所ヲ醫療債券原簿ニ記載スルニ非ザレバ之ヲ以テ日本醫療團其ノ他ノ第三者ニ對抗スルコトヲ得ズ

第四十五條 醫療債券應募者ニ對スル通知又ハ催告ハ醫療債券申込證ニ記載シタル其ノ者ノ住所ニ、其ノ者ガ別ニ其ノ住所ヲ日本醫療團ニ通知シタルトキハ其ノ住所ニ宛ツルヲ以テ足ル未ダ醫療債券ノ證券ノ發行ヲ爲スニ至ラザル場合ニ於テ醫療債券權利者ニ對スル通知又ハ催告ニ付亦同ジ

記名醫療債券ノ所有者ニ對スル通知又ハ催告ハ醫療債券原簿ニ記載シタル其ノ者ノ住所ニ、其ノ者ガ別ニ其ノ住所ヲ日本醫療團ニ通知シタルトキハ其ノ住所ニ宛ツルヲ以テ足ル

前二項ノ通知又ハ催告ハ通常其ノ到達スベカリシ時ニ到達シタルモノト看做ス

無記名醫療債券ノ所有者ニ對スル通知又ハ催告ハ公告ノ方法ニ依ルコトヲ得

第四十六條 無記名醫療債券ヲ償還スル場合ニ於テ欠缺セル利札アルトキハ之ニ相當スル金額ヲ償還額ヨリ控除ス但シ既ニ支拂期ノ到來シタル利札ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ
前項ノ利札ノ所持人ハ何時ニテモ之ト引換ニ控除金額ノ支拂ヲ請求スルコトヲ得

附則

本令ハ昭和十七年四月十七日ヨリ之ヲ施行ス

結核豫防法施行令中改正の件公布

結核豫防法施行令は日本醫療團令の公布に伴ひ左の

如く一部改正を見るに到つた。

結核豫防法施行令中改正ノ件

(昭和十七年四月十五日) 勅令第四百二十八號

結核豫防法施行令中左ノ通り改正ス

第五條中「結核療養所ヲ設置スル公共團體」ノ上ニ「日本療養團又ハ」ヲ加フ

第六條第三項ニ左ノ但書ヲ加フ

但シ日本療養團ノ結核療養所ノ入所ノ費用ニ關シテハ此ノ限ニ在ラス

附則

本令ハ昭和十七年四月十七日ヨリ之ヲ施行ス

〔參照〕

大正八年十月二十日勅令第四百五十號結核豫防法施行令抄録

第五條 結核豫防法第七條ノ規定ニ依ル入所ノ費用ハ結核療養所ヲ設置スル公共團體ノ負擔トス

第六條 第一項及第三項

結核療養所ノ管理者ハ前條ノ規定ニ拘ラズ本人ヨリ入所ノ費用ノ全部又ハ一部ヲ徵收スルコトヲ得
管理者本人ヨリ徵收スルコトヲ得スト認ムルトキハ其ノ扶養義務者ヨリ之ヲ徵收スルコトヲ得

第一項ノ入所ノ費用ニシテ指定ノ期間内ニ納付ナキモノニ付テハ國稅滯納處分ノ例ニ依リ之ヲ徵集スルコトヲ得

勞務調整令施行規則中改正の件公布

勞務調整令施行規則中改正の件は昭和十七年四月二

十日付官報を以て公布せられたが、之を掲ぐれば次の如くである。

勞務調整令施行規則中改正ノ件

(昭和十七年四月二十日) 厚生省令第二十三號

勞務調整令施行規則中左ノ通り改正ス

第六條第一項第五號中「其ノ者ヲ使用セントスル場所ノ所在地ノ所轄國民職業指導所長(使用セントスル場所ガ本則施行地外ニ在ル場合ニ於テハ雇入ヲ爲スベキ地ノ所轄國民職業指導所長)」ヲ「國民職業指導所長」ニ改メ、同條第六項中「様式第五號ニ依リ」ノ下ニ「國民學校修了者ヲ使用セントスル場所ノ所在地ノ所轄國民職業指導所長(使用セントスル場所ガ本則施行地外ニ在ル場合ニ於テハ雇入ヲ爲スベキ地ノ所轄國民職業指導所長)」ニ對シ「ヲ加フ

第十三條ノ二 令第十一條第三項ノ規定ニ依リ新ニ雇入及就職スルモノト看做サルル場合ニ於ケル令第四條、令第七條第三號又ハ第六條第一項第五號ノ認可ノ申請ハ第三條、第八條及第六條第六項ノ規定ニ拘ラズ様式第九號ノ二ニ依リ從業者ニ付使用ノ場所間ノ所屬ノ移動ヲ決定スル場所ノ所在地ノ所轄國民職業指導所長ニ對シ之ヲ爲スベシ但シ使用ノ場所間ノ所屬ノ移動ヲ決定スル場所ガ本則施行地外ニ在ル場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラズ

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

様式第九號ノ二

從業者雇入、就職(所屬移動)認可申請書

| 從業者ノ技術者ノ國民學校修了者又ハ一般青年ノ區別 | | 從業者ノ現在狀況 | | 從業者ノ移動後ニ於ケル狀況 | | 所屬移動ノ理由 | 從業者ノ氏名 |
|--------------------------|----------|--------------------|----------------|---------------|--|---------|--------|
| 現在使用ノ場所及所在地ノ名稱種類 | 從事ノ業務ノ種類 | 移動後ノ使用ノ場所及所在地ノ名稱種類 | 從事セシメントスル業務ノ種類 | | | | |
| | | | | | | | 年月日生 |
| | | | | | | | 年月日生 |
| | | | | | | | 年月日生 |
| | | | | | | | 年月日生 |
| | | | | | | | 年月日生 |
| | | | | | | | 年月日生 |
| | | | | | | | 年月日生 |
| | | | | | | | 年月日生 |
| | | | | | | | 年月日生 |
| | | | | | | | 年月日生 |

昭和 年 月 日

國民職業指導所長宛

(記載心構)

- 一、本申請書ノ用紙ノ大サハ折上リ國定規格(25cm X 37cm)トスルコト
- 二、本申請書ハ事業主ガ其ノ雇傭スル從業者ニ付工場、事業場其ノ他ノ使用ノ場所間ニ移動ヲ行ハントスル場合ニ限ルモノナルコト
- 三、本申請書ハ當該ノ技能者、國民學校修了者又ハ一般青年タル從業者ニ付使用ノ場所間ニ所屬ノ移動ヲ決定スル場所ノ所在地ノ所屬國民職業指導所長宛提出スルコト
- 四、「事業ノ種類」欄ニハ例(ハ)金屬鑄造業、鐵道業、銀行業等ノ如ク具體的ニ記載スルコト
- 五、「從事スル(從事セシメントスル)業務ノ種類」欄ニハ其ノ職業名ヲ例(ハ)鑛山技術者、機械技術員、化學技術員、會計係事務員、預金係事務員等ノ如ク具體的ニ記載スルコト
- 六、「所屬移動ノ理由」欄ニハ其ノ特殊事情アルトキハ特ニ之ヲ具體的詳細ニ記載スルコト

〔参照〕

昭和十六年十二月十七日厚生省令第六十四號勞務調整令

施行規則抄録

第六條第一項及第六項

令第六條但書後段ノ場合トハ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合トス

- 五 特別ノ事由アル場合ニ於テ特定ノ國民學校修了者ノ雇入ニ付其ノ者ヲ使用セントスル場所ノ所在地ノ所轄國民職業指導所長(使用セントスル場所ガ本則施行地外ニ在ル場合ニ於テハ雇入ヲ爲スベキ地ノ所轄國民職業指導所長)ノ認可ヲ受ケタル場合

第一項第五號ノ認可ノ申請ハ様式第五號ニ依リ之ヲ爲スベシ

南洋群島勞務手帳令の公布

南洋群島勞務手帳令は昭和十七年四月八日付官報を以て公布を見たが、之を掲ぐれば次の如くである。

南洋群島勞務手帳令 (昭和十七年四月七日 勅令第三百九十六號)

第一條 南洋群島勞務手帳ニ關シテハ國民勞務手帳法

法、國民勞務手帳法施行令及昭和十六年勅令第七百五號ニ依ル但シ國民勞務手帳法第十五條ノ規定及同法中國民勞務手帳審査會ニ關スル規定並ニ國民勞務手帳法施行令第二條第十四號及第十六條第二項ノ規定ハ此ノ限ニ在ラズ

第二條 國民勞務手帳法、國民勞務手帳法施行令及昭和十六年勅令第七百五號中厚生大臣トアリ又ハ地方長官トアルハ南洋廳長官、國民職業指導所長トアル

ハ南洋廳支廳長、國、道府縣、市町村其ノ他之ニ準ズベキモノトアルハ國及南洋群島地方費、工場法トアルハ工場取締規則、國民勞務手帳トアルハ南洋群島勞務手帳トス

附則

本令ハ昭和十七年五月一日ヨリ之ヲ施行ス但シ第一條ニ於テ依ルコトヲ定メタル國民勞務手帳法第二條ノ規定實施ノ爲ニ豫メ必要ナル範圍内ニ於テハ同年四月十五日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十七年四月三十日迄ニ從業者又ハ官廳從業者タルニ至リタル者ニシテ引續キ同年五月一日以後從業者又ハ官廳從業者タラントスルモノハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ使用者(使用者二以上アルトキハ主タル使用者)又ハ事業官廳ヲ經由シ、就業地又ハ事業官廳ノ所在地ヲ管轄スル南洋廳支廳長ニ南洋群島勞務手帳ノ交付ヲ申請スベシ

前項ノ申請ニ基キ南洋群島勞務手帳ノ交付ヲ受ケタル者其ノ交付ヲ受ケタル日ヨリ昭和十七年四月三十日迄ニ第一條ニ於テ依ルコトヲ定メタル國民勞務手帳法施行令第二條第一號、第三號乃至第九號又ハ第十一號乃至第十三號ニ掲グル事項ニ變更アリタルトキハ其ノ旨南洋群島勞務手帳ニ記載シ同年五月十四日迄ニ當該南洋群島勞務手帳ノ提示ニ依リ前項ノ申請ヲ爲シタル南洋廳支廳長ニ報告スベシ但シ國民職業能力申告令ニ依リ申告シ居ル要申告者タル者(同令第二條第六號ニ該當スル者ヲ除ク)ニ付當該變更ニ關シ同令第四條第二項又ハ第六條ノ規定ニ依ル申告アリタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

前項ノ報告ハ南洋群島勞務手帳ノ交付ヲ受ケタル者ガ

從業者タル場合ニ在リテハ南洋群島勞務手帳ヲ保管スル使用者ヲ經由シテ、官廳從業者タル場合ニ在リテハ事業官廳ヲ經由シテ之ヲ爲スベシ

〔參照〕

昭和十六年六月十四日公布勅令第七百五號ハ國民勞務手帳法及國民勞務手帳法施行令ノ國ノ事業ニ關スル特例ノ件ナリ

國民健康保險法中改正法律の一部施行期日ノ件公布

第七十九回帝國議會の協贊を経たる國民健康保險法中改正法律については本誌前號本欄所載の如くであるが、その一部施行期日に關する勅令は昭和十七年四月二十八日付官報を以て左の如く公布せられた。

國民健康保險法中改正法律の一部施行期日ノ件

(昭和十七年四月二十七日勅令第四百五十六號)

昭和十七年法律第三十九號ハ第十九條ノ二乃至第十九條ノ五ノ規定並ニ第二十一條、第四十二條、第四十六條及第四十九條ノ改正規定ヲ除クノ外昭和十七年五月一日ヨリ之ヲ施行ス

小賣業の整備に關する閣議の決定並に

商工省の小賣業整備要綱の發表

大東亞戰下の産業再編成課題の一環として關心せらるゝ點の極めて多い小賣業の整備に關する根本方策について政府は茲に昭和十七年四月二十一日閣議決定をなし、情報局を通じてその要旨を發表したが、商工省に於いては更に具體的なる「小賣業整備要綱」を決定

し、昭和十七年五月十二日商工、農林、厚生、内務、大藏五省次官の連名を以て各地方長官宛通牒を發した。人口配分問題の一部として人口問題上も關心を惹く所尠くないが、右政府發表並に通牒要綱を掲ぐれば以下の如くである。

小賣業の整備に關する件

(昭和十七年四月二一日情報局發表)

政府は過般の閣議に於て産業の再編成に伴ふ中小商工業者の整理統合並に職業轉換の促進に關して其の大綱を決定し爾來企畫院を中心とし關係省間に之が具體的の方途を考究中なりし處本日の閣議に於て小賣業整備の方針を決定した。其の要旨は次の如くである。

一、整理統合に當りては小賣業者としての個人企業態を存置するものとす但し特別の事由に因り之に依り難き場合は其他の方法に依り之を行ふこと

二、整理統合に當りては取扱の實績に拘泥せず轉換の難易、店舗の位置分布、企業の經營規模等を考慮すると共に消費者の便益を充分に勘案すること

三、小賣業と同種の事業を行ふ産業組合其他の農林水産團體及百貨店等との間に夫々必要に應じ適切なる事業分野の調整を行ふこと

四、食料品等の日常生活必需品に付ては買出し又は配達の便宜、消費者數及其の分布状況、需給數量等を考慮し配給を圓滑ならしむる如く整備するものとし要すれば配給擔當區域を劃定し之に適當數の店舗を配置し適宜切符制、通帳制又は顧客登録制等を活用して配給を計畫的ならしめ必要に依り共同御用聞又は共同配達を行ふこと

五、整理に伴ふ配給能率の低下を防止し之が向上を圖る爲、店舗をして共勵せしめ其の成績に應じ取扱數量の増減を圖る爲登録の更新をなさしむる等適當なる措置を爲すこと

六、轉業者の決定に當りては年齢、資質、經驗、技能等より見て他の勞務に堪へ得る者より之を選定すること尙戦死者及戦病死者の遺族、出征軍人の家族、傷痍軍人等にして轉業を適當とせざる者に對しては成るべく従前の業務を繼續し又は之に従事し得る如くすること

七、轉業者は速かに其の就職先、就職條件等大體の目途を定めたる後轉出せしむることとし轉出に至る迄の過渡期に於ては必要に依り勤勞奉仕隊等を結成し差當り緊要産業の生産増強に協力せしめ之に依り轉業に必要な鍊成を爲さしむること

八、轉業者の収入は従前の収入に激減を興へざる如く特別の考慮を拂ふと共に其の家族に對しても就職授産等に付て適切なる措置を爲すこと

九、整理統合の實施に當りては同業者の共助精神に基く自治的共助方法を勸奨實施せしむること

十、企業の整理統合に依り轉業する者の店舗其の他の營業用設備、手持商品等の處理に付ては業者又は業者團體等に於て買取り又は利用處分の斡旋を爲すと共に其の營業上の債權債務に付ても之が處理に協力せしむること

右の場合可及的に國民更生金庫を活用すること

十一、職業轉換を爲したる者が従前の企業に復歸を希望する場合に於て其の企業の新規開業を認め得る事情にある時は之が許可に付優先的に考慮すること

小賣業整備要綱

(昭和十七年五月一日商工省發表)

一、小賣業の整理統合と勞務動員の見地に基くこれが職業轉換は表裏一體たるべき關係にあるを以て兩側の計畫並に實施につき彼此照合す

二、整理統合には地方官廳は業者團體の協力の下に實情に即し積極的指導を行ふ

(一) 整備計畫の樹立及び實施は地方官廳において、積極的に企畫指導しその適正かつ迅速なる實施を期する

(二) 整備計畫の樹立及び實施には中小商工業再編成協議會及びその部會を活用し關係業者團體をして協力の實を擧げしむ

三、整理統合には小賣業者としての個人企業態を存置す、但し特別の事由によりこれにより難き場合はその他の方法によりこれを行ふ、なほこれについては左の諸點に留意す

(一) 既に企業合同の方法により整備實施済のものはこれを變更するの要なし、この場合、業種規模等を主務省に報告す

(二) 現に整備進行中のもので特別の事由により個人企業態により難きものは業種、整理統合の方法、企業合同の規模、理由等を具し主務省の指示を受け措置す

(三) 今後實施するものにして特別の事由により個人企業態により難きものはその業種、整理統合の方法、企業合同の規模、理由等を具し主務省に要請す

四、整理統合には取扱の實績に拘泥せず轉換の難易、店舗の位置、分布、企業の經營規模等を考慮すると共に消費者の便益を十分に勘案す

(一) 店舗の整理數の決定には配給の適正化を自途として店舗の位置、分布、企業の經營規模等を勘案し、轉業者の選定には轉換の難易を考慮しこれ等の間の調整を圖る

(二) 經營規模の考慮には適正經營規模を自途とするは勿論なるもその趣旨とする所は實績主義により比較的規模の大なるもののみを残存せしめんとするの意にあらず

(三) 轉換の難易については八を、消費者の便益については六及び七を參照

五、小賣業と同種の事業を行ふ産業組合その他の農林水産團體及び百貨店等との間にそれら、必要に應じ適切なる事業分野の調整を行ふ、なほこれが具體的措施については別途に指示する豫定

六、小賣業の整備には左の事項を考慮す

(一) 市部と郡部ではそれら、事情を異にするを以て畫一的に取扱はず

(二) 各種の物資を取扱ふ小賣業ではその營業全體の實情を勘案して整理統合を行ひ、その取扱物資につき各別に整理統合を行ふことは成るべくこれを避く

(三) 修繕を兼ねる小賣業では修繕業務輻輳の現狀に鑑み利用者に不便を興へざるやう整理統合上特に留意す

(四) 食料品等の日用生活必需品については買出しまたは配達の便宜、消費者數及びその分布狀況、

需給數量等を考慮し配給を圓滑ならしむる如く整備し、要すれば配給擔當區域を畫定しこれに適當數の店舗を配置し、適宜切符制、通帳制または顧客登録制等を活用して配給を計画的ならしめ必要により共同御用開または共同配達を行ふ。

- (1) 配給擔當區域はなるべく一町内會(または部落會)の區域または二以上の町内會の區域を合したる區域を單位とし地方の實情に應じ適宜これを定む、配給擔當區域は各業種につきなるべく共通ならしめ相錯することなきやう留意す
- (2) 配給擔當區域を畫定したる場合には原則として數店舗を適正に配置し共勵せしむ
- (3) 消費者の便宜、配給の適正等を期するため要すれば店舗の配置上商店街または小賣市場の利用につき考慮す

- (4) 要すれば各店舗の取扱物資の種類につき適當なる整理調整を行ふが取扱物資の代替性、取扱上の類似性等の關聯を考慮す
- (5) 配給擔當區域を畫定し取扱物資の種類を整理調整するに當りてはその經營を合理的經濟的に維持し得るやう考慮す
- (6) 一般家庭の人手不足の現状に鑑み同一配給區域を擔當する各店舗において共同御用開または共同配達をなす等の方法により配給能率の増進を圖る

- (7) 切符制、通帳制、登録制等は配給の適正、消費の規正等を圖るために應じこれを行ふ
- (8) 市町村、町内會(または部落會)との緊密なる聯絡を圖り配給の計畫化を期す

(五) 日常生活必需品以外の物資については配給擔當區域の畫定等を行ふの要なく概ね現在店舗の分布状況に留意しつゝ、適宜店舗の整理統合を行ふ

(六) 農山漁村における小賣業の整備には地方の實情に即し消費者の便宜上または小賣經營上要すれば各種の物資を取扱ふ店舗を分散存置するの措置を講ずることを得

七、配給能率の低下を防止しこれが向上を圖るため商業運動等により經濟道義の高揚を圖ると共に店舗をして共勵せしめその成績に應じ取扱數量の増減を圖るため登録の更新をなすしむる等適當なる措置をなす

八、整理統合に伴ふ轉業者の決定並にその轉換については左の點を考慮す

- (一) 年齢、資質、經驗、技能等より見て他の勞務に堪へ得る者より轉業者を選定す
- (二) 戦死者及び戦病死者の遺族、出征軍人の家族、傷痍軍人等にして轉業を適當とせざる者に對してはなるべく従前の業務を繼續しまたはこれに従事し得る如くす

- (1) 戦死者、戦病死者または出征軍人が事實上の營業主たりし場合は遺家族が希望する場合または年齢、經驗、技能等より見て轉業容易なりと認めらるゝ場合の外は従前の業務を繼續しまたはこれに従事し得る如くす

- (2) 傷痍軍人等についても右に準ず
- (3) 戦死者、戦病死者または出征軍人の遺家族、傷痍軍人等にして轉業をなす者については左の措置を講ず

- (イ) 他に優先して就職の斡旋をなす
- (ロ) 店舗その他の營業用設備、手持商品、債權、債務の處理等については業者團體をして積極的に援助せしむ
- (ハ) 共助資金の交付については特別の考慮を拂ふ

(4) 轉業者の使用人たる出征軍人に對しその應召期間中支給する給與については残存業者を以て組織する業者團體をして可及的これが支給の途を講せしむ

(三) 轉業者の個々の選定は最も重要な事項なるを以て行政官廳の嚴重なる指導監督の下に業者團體をして公正にこれを行はしむ

(四) 轉業者の就職は國民職業指導所において勞務動員の必要とらみ合せこれを指導斡旋するを原則とす

- (イ) 適當と認むる求人口をなるべく多く提示し本人の希望を考慮してその就職を指導す
- (ロ) 本人の希望通り就職せしめ得ざる場合には適宜他の求人口に就職するやう指導す

九、轉業者の就職については左の措置を講ず

(一) 職業輔導施設の活用並に國民勤勞訓練所の利用を圖る

(二) 工場、事業場その他に對し轉業者に對する訓練並に技能の鍊成に關し適切なる措置をなすしむ

- (1) 轉業者の訓練並に技能の養成は徳性を涵養し身體を鍛鍊し工鑛業生産に直接必要なる知識及び技能を授くるを目的とす
- (2) 養成期間は大概三箇月を標準とするも生産作

業の性質その他特別の事情によりこれが短縮をなすことを得

- (二) 轉業者は速かにその就職先就職条件等の大體の用途を定めたる後轉出せしむることとし轉出に至るまでの過渡期においては必要により勤勞奉仕隊等を結成し差當り緊要産業の生産増強に協力せしめこれにより轉業に必要な鍊成をなさしむ、右勤勞奉仕隊による勤勞報國作業については時局産業方面の工場、事業場並に商業報國會その他關係機關の協力の下に國民職業指導所をして實施に當らしむ

- (四) 轉業者の収入は従前の収入に激減を與へざる如く特別の考慮を拂ふ

- (五) 轉業者の家族に對してもその就職、授産等につき特別の考慮を拂ふ

七、整理統合の實施に當りては同業者の共助精神に基く自治的共助方法を勸奨實施せしむ

- (一) なるべく既存の組合等を利用す

- (二) 同一業種内の共助組織の整備並に共助資金の設定をなさしむ

- (三) 共助資金の造成に當りては共助施設の單位を可及的大ならしむる等の方法により負擔の公平を期す

- (四) 共助資金は轉業者の新職場において生活を確保し得るまでの生活費の補給、事業整理資金、轉業資金等に活用せしむ

- (五) 共助資金交付の標準は生産または取扱數量の外形のみによらず轉業者の個々の事情をも斟酌し

これが適正公平を期せしむ

- 十一、企業の整理統合により轉業する者の店舗その他の營業用設備、手持商品等の處理については業者または業者團體等において買取りまたは利用、處分の斡旋をなすと共にその營業上の債權、債務についてもこれが處理に協力せしむること、この場合において可及的に國民更生金庫を活用す

- (一) 店舗及び倉庫にして残存業者または業者團體において利用し得るものはこれ等のものにおいて買取りまたは借入ることとし、利用困難なるものについてはその適當なる處分または利用の斡旋をなす

- (二) 手持商品についてはなるべく残存業者または業者團體において買取りまたはその適當なる處分の斡旋をなす

- (三) 營業用設備及び什器、備品については残存業者または業者團體において利用し得るものはこれを買取り利用困難なるものについては適當なる處分の斡旋をなす

- (四) 營業上の債權及び債務についてはなるべく業者團體等においてこれを肩代りして處理す

- (五) 前各項の規定により店舗、倉庫、手持商品、營業用設備、什器、備品、營業上の債權、債務の處理をなすに當りては國民更生金庫の活用を期す

十二、職業轉換をなしたる者が従前の企業に復歸を希望する場合においてその企業の新規開業を認め得る事情にある時はこれが許可につき優先的に考慮す

厚生省人口局の乳幼児體力向上指導に關する諸方策の決定

厚生省人口局に於いては乳幼児體力の向上指導に關し實施すべき諸方策について鋭意研究中であつたが、最近昭和十七年度に於ける實施要綱を決定し、昭和十七年五月十五日次官通牒を以て各地方長官宛その方針を明示するに到つた。右通牒の全文を掲ぐれば以下の如くである。

乳幼児體力向上指導に關する件 依命通牒

(昭和十七年五月十五日厚生次官より各地方長官宛)

我が國人口の急速且永續的の増強を圖る爲には乳幼児の死亡を減少すると共に之が健全なる育成を爲すの要感、緊切なるものあるを以て從來實施し來れる乳幼児一齊診査及健康相談は本年度より國民體力法に基く體力検査として之を施行し乳幼児の體力向上指導を一層強化徹底せしめ度候條別紙乳幼児體力向上指導要綱に依り適切なる計畫を構立實施し其の効果を擧ぐるに遺憾なきを期せられ度

昭和十七年度乳幼児體力向上指導要綱

第一 體力検査

- (一) 體力検査方針に關する事項
國民體力法第六條ノ二の規定に依り地方長官に於て市町村長をして行はしむること
- (二) 體力検査を受くべき者に關する事項
昭和十七年度に於て體力検査を受くべき者は左の

ものとすること

- (1) 昭和十六年四月一日より昭和十七年三月三十一日迄の間に出生したる者（昭和十六年度出生兒と稱す）
- (2) 昭和十七年四月一日以後に出生したる者（昭和十七年度出生兒と稱す）

- (三) 體力検査を受けしむべき義務者に關する事項
體力検査を受けしむべき義務者は左の者（以下保護者と稱す）とすること
- (イ) 體力検査を受くべき者に對し親權を行ふ者
- (ロ) 前號の親權を行ふ者なきときは後見人又は後見人の職務を行ふ者

- (四) 體力検査施行者に關する事項
體力検査施行者は市町村長とすること
- (五) 國民體力管理醫に關する事項

- (1) 乳幼児體力検査の檢診、療養の指導其の他の體力管理に關する醫務は國民體力管理醫之に當ること
- (2) 乳幼児體力検査の爲の國民體力管理醫は地方長官に於て開業せる醫師又は保健所、健康相談所、官公立病院、赤十字社病院、濟生會病院、其の他私立病院に勤務する醫師の中より乳幼児の體力向上指導に適當なる者特に小兒科醫を委嘱又は任命すること尙大學、専門學校の教職員たる醫師を委嘱又は任命する様考慮すること

- (3) 乳幼児體力検査の國民體力管理醫の委嘱又は任命に付ては左の例に依り辭令を交付すること
「昭和十七年度乳幼児體力検査施行に付國民體力管理醫を委嘱す（命す）」
- (4) 無醫村、島嶼等僻遠の地に對しては官吏たる國民體力管理醫を派遣する等適當なる方途を講ずること
- (六) 體力検査を受くべき乳幼児の名簿作成に關する事項
- (1) 市町村長は隣組、町内會、部落會、保健婦、巡回指導婦、母性補導委員、方面委員等の協力を求め名簿を作成すること
- (2) 市町村長は名簿作成後異動ありたるときは其の都度名簿を加除訂正すること
- (七) 體力検査の施行に關する事項
- (1) 體力検査の時期及回数
- (イ) 昭和十六年度出生兒に付ては五月一日より九月三十日迄の間に於て第一回の検査を爲し第一回の検査後三月以上経過したる後十月一日より翌年三月三十一日迄の間に於て第二回の検査を爲すこと
- (ロ) 昭和十七年度出生兒に付ては生後四ヶ月迄に一回更に七ヶ月及十二ヶ月中に検査を爲すこと
- (ハ) 疾病其の他已むを得ざる事故に依り體力検査を受くこと能はざる者は豫め市町村長に届出を爲し事故の止みたる後遅滞なく検査を受くこと
- (ニ) 嚴寒、傳染病流行其の他乳幼児の體力検査を行ふを不適當と認むるに至りたる場合は地方長官の承認を受け検査の時期を變更すること

を得ること

- (2) 體力検査の場所及方法

- (イ) 検査場は地方の實情に即し一齊検査場又は國民體力管理醫の診療所とすること尙成るべく保健所、健康相談所、大學、専門學校、公立病院等の施設を利用するやう考慮すること
- (ロ) 検査は地方の實情に即し一齊検査（一定の期日に於ける一齊検査或は毎月定例検査日を設けて行ふ一齊検査）と國民體力管理醫の診療所に於ける隨時検査とを併用すること

- (3) 體力検査の日時及場所の周知方法
市町村長は體力検査の日時及場所を告示すると共に保護者に對し告知すること尙保護者は國民體力法に依り検査を受けしむべき義務を負ふものなることを周知せしむること
- (4) 體力検査補助者
- (イ) 體力検査施行者は必要に應じ體力検査補助者を置き身體計測、乳幼児體力検査票及體力手帳の記載、體力検査結果報告等の事務に従事せしむること
- (ロ) 體力検査補助者は巡回指導婦、保健婦、産婆（助産婦）、看護婦、教職員、母性補導委員、婦人團體の幹部其の他適當なる者に就き體力検査施行者に於て之を委嘱すること

- (5) 體力検査の項目

身體計測、榮養狀態、疾病異常の検査を爲すと

共に榮養方法の指導、疾病異常の療養指導を爲すこと

(6) 體力検査の方法

別紙「體力検査方法、乳幼児體力検査票、體力手帳記載方法」に依ること

(7) 體力手帳

體力手帳は乳幼児初めて體力検査を受けたるとき之を保護者に交付すること但し妊婦手帳制に依り出産申告ありたるときは氏名、生年月日、本籍、現住所並に保護者の氏名、本人との續柄及職業を記載し假交付すること尙出生時の體重、在胎月數の判明せるものは之を記載すること(交付年月日は第一回の體力検査施行のとき之を記入すること)

(8) 體力検査の結果の記入

(イ) 體力検査の結果は體力手帳に記入すること

(ロ) 體力検査を行ひたるときは各被検査者に付乳幼児體力検査票を作成し五年間市町村長之を保存すること

(9) 體力検査實施計畫

地方長官は體力検査實施計畫を厚生大臣に提出し承認を受けること

(10) 體力検査結果報告

(イ) 體力検査施行者は乳幼児體力検査結果報告(様式第一號)を調製し九月三十日迄に實施したる結果を十月三十一日迄に、四月一日より翌年三月三十一日迄に實施したる結果を四月三十日迄に地方長官に提出すること

(ロ) 地方長官は乳幼児體力検査集計表(様式第二號)を調製し體力検査施行者が十月三十一日迄に提出すべき結果報告に基くものに付ては十一月三十日迄に、同じく翌年四月三十日迄に提出すべきものに基くものに付ては五月三十一日迄に厚生大臣に提出すること

第二 保健指導

(一) 乳幼児の保護者に對しては體力検査を受くべき乳幼児たるか否かを問はず總ての乳幼児に付體力検査以外にも成るべく屢、保健所、健康相談所、醫師等の保健指導を受くる様奨励すること

(二) 體力手帳の交付を受けた者の保護者に對しては左に掲ぐる場合に於ては之を提示し其の結果の記載を受け體力向上に資せしむること

(1) 種痘其の他豫防接種、ツベルクリン反應又は血液其の他の検査を受くるとき

(2) 保健所、國民體力管理醫又は地方長官の指定したる醫師に就き健康診断又は保健指導を受くること

(3) 其の他體力に關し特に参考と爲るべき事項あるとき

(三) 體力検査に基く要注意乳幼児に付ては保健所、保健婦、巡回指導婦、小兒保健報國會其の他の保健施設と密接なる聯絡を執り之が保健指導に遺憾なきを期すること

(四) 乳幼児に對しては保健指導と相俟つて榮養品の確保改善を圖るは喫緊の要務なるを以て之が實

施の爲地方廳に於て經費を計上すると共に社會事業團體等と聯絡を圖り榮養品の補給に付考慮すること

(六) 疾病に罹れる者に對しては治療に努めしむると共に各種醫療保護施設の活用を圖り療養に遺憾なからしむること

(七) 乳幼児の體力検査及保健指導方法に付ては醫師會、小兒保健報國會等と聯絡を執り協議會、講習會等を開催し其の適正統合を圖ること

第三 育兒思想の普及啓發

(一) 乳幼児體力向上の實を擧ぐる爲には育兒思想の徹底を期するの要あるを以て講習會、講演會、映畫會、展覽會及印刷物等に依り育兒思想の普及啓發を圖ること

(二) 各種保健施設、社會事業團體、婦人團體等と聯絡を保ち之が實效を擧ぐる様努むること

(三) 妊婦手帳制を活用し妊婦に對する育兒思想の普及啓發に努むること

第四 保健婦、巡回指導婦、母性補導委員等の設置

(一) 道府縣(又は市町村)は成るべく保健婦、巡回指導婦、母性補導委員等を設置すること

(二) 巡回指導婦は産婆(助産婦)中適當なる者、母性補導委員は婦人會幹部等適當なる者に之を委嘱すること

(三) 巡回指導婦、母性補導委員は保健所、國民體力管理醫、醫療機關、婦人團體、社會事業團體又は施設等と聯絡を執り母性及乳幼児の保健指導又は補導に奉仕すること

様式第一號ノ一

乳幼児體力検査結果報告(概括)

施行期間 (至) 自 月 月 日 日

村町市

| 計 | 第三回 | | 第二回 | | 第一回 | | 該當乳 幼児數 | 受檢乳 幼児數 | 受檢率 | 要注意乳幼児數 | | | | 備考 |
|---|-----|-----|-----|-----|-----|-----|------------|------------|-----|-----------|-----------|-----------|-----------|----|
| | (口) | (イ) | (口) | (イ) | (口) | (イ) | | | | 疾病 | 營養 | 合計 | 備考 | |
| | | | | | | | | | | 實數 百分率 | 實數 百分率 | 實數 百分率 | 實數 百分率 | |

備考

様式第一號ノ二

一、該當乳幼児數(イ)ニハ昭和十六年度出生兒名簿登錄數ヲ(ロ)ニハ昭和十七年度出生兒名簿登錄數(但シ十月三十一日迄ニ報告スベキモノニ付テハ四月一日ヨリ九月三十日迄ノ間ニ於テ出生シタルモノヲ記入スルコト)記入スルコト。
 二、第一回検査欄ニハ(イ)欄ノモノニ付テハ五月一日ヨリ九月三十日迄ノ間ニ於テ施行シタル検査、(ロ)欄ノモノニ付テハ生後四ヶ月迄ニ施行シタル検査、第二回検査欄ニハ(イ)欄ノモノニ付テハ十月一日ヨリ翌年三月三十一日迄ノ間ニ於テ施行シタル検査、(ロ)欄ノモノニ付テハ生後七ヶ月中ニ施行シタル検査、第三回検査欄ニハ(ロ)欄ノモノニ付テハ生後十二ヶ月中ニ施行シタル検査ノ結果ヲ記入スルコト。
 三、要注意乳幼児中疾病及營養ノ双方ニ付注意ヲ要スルモノハ疾病ノ欄ノミニ算加シ營養欄ニハ括弧内ニ外書スルコト。

施行期間 (至) 自 月 月 日 日

村町市

乳幼児體力検査結果報告(乳兒營養方法)

| 總數ニ對スル百分率 | 實數 | 母乳營養 | 混合營養 | 人工營養 | 總數 |
|-----------|----|------|------|------|----|
| | | | | | |

備考

- (一) 本調査ハ検査ニ際シ滿七ヶ月迄ノ乳兒ニ付調査シタルモノノ結果ヲ集計スルコト。
- (二) 母乳營養欄ニハ母乳又ハ實ヒ乳ニヨルモノヲ記入スルコト。
- (三) 混合營養欄ニハ母乳ト牛乳、乳製品(全粉乳、調製粉乳、煉乳)山羊乳、重湯、穀粉其ノ他ノモノヲ併用スルモノヲ記入スルコト。
- (四) 人工營養欄ニハ牛乳、乳製品(全粉乳、調製粉乳、煉乳)重湯、穀粉其ノ他ノモノニヨルモノヲ記入スルコト。

様式第二號ノ一

施行期間 (至) 自 月 月 日 日

縣府道

乳幼児體力検査集計表(概括)

| 計 | 第三回 | | 第二回 | | 第一回 | | 郡市別 區別 | 受檢 該當乳 幼児數 | 受檢乳 幼児數 | 受檢率 | 要注意乳幼児數 | | | | 備考 |
|---|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----------|------------------|------------|-----|-----------|-----------|-----------|-----------|----|
| | (口) | (イ) | (口) | (イ) | (口) | (イ) | | | | | 疾病 | 營養 | 合計 | 備考 | |
| | | | | | | | | | | | 實數 百分率 | 實數 百分率 | 實數 百分率 | 實數 百分率 | |

施行期間 (自 月 日 至 月 日)

縣府道

乳幼児體力検査集計表(乳兒榮養方法)

| 郡市名 | 母乳榮養 | | 混合榮養 | | 人工榮養 | | 總數 |
|-----|------|-----------|------|-----------|------|-----------|----|
| | 實數 | 總數ニ對スル百分率 | 實數 | 總數ニ對スル百分率 | 實數 | 總數ニ對スル百分率 | |
| 合計 | 實數 | 總數ニ對スル百分率 | 實數 | 總數ニ對スル百分率 | 實數 | 總數ニ對スル百分率 | 總數 |
| | 實數 | 總數ニ對スル百分率 | 實數 | 總數ニ對スル百分率 | 實數 | 總數ニ對スル百分率 | |

備考

- (一) 本調査ハ検査ニ際シ滿七ヶ月迄ノ乳兒ニ付調査シタルモノノ結果ヲ集計スルコト。
- (二) 母乳榮養欄ニハ母乳又ハ質ヒ乳ニヨルモノヲ記入スルコト。
- (三) 混合榮養欄ニハ母乳ト牛乳、乳製品(全粉乳、調製粉乳、煉乳)山羊乳、重湯、澱粉其ノ他ノモノトヲ併用スルモノヲ記入スルコト。
- (四) 人工榮養欄ニハ牛乳、乳製品、全粉乳、調製粉乳、煉乳、重湯、澱粉其ノ他ノモノニヨルモノヲ記入スルコト。

| 合計 | | | | | | |
|----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 計 | 第一回 | | 第二回 | | 第三回 | |
| | (イ) | (ロ) | (イ) | (ロ) | (イ) | (ロ) |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |

備考

- 一、該當乳幼児數欄(イ)欄ニハ昭和十六年度出生兒名簿登錄數ヲ(ロ)欄ニハ昭和十七年度出生兒名簿登錄(但シ十一月三十日迄ニ報告スベキモノニ付テハ四月一日ヨリ九月三十日迄ノ間ニ於テ出生シタルモノ)ヲ記入スルコト。
- 二、第一回検査欄(イ)欄ノモノニ付テハ五月一日ヨリ九月三十日迄ノ間ニ於テ施行シタル検査、(ロ)欄ノモノニ付テハ生後四ヶ月迄ニ施行シタル検査、第二回検査欄(イ)欄ノモノニ付テハ十月一日ヨリ翌年三月三十一日迄ノ間ニ於テ施行シタル検査、(ロ)欄ノモノニ付テハ生後七ヶ月中ニ施行シタル検査、第三回検査欄(イ)欄ノモノニ付テハ生後十二ヶ月中ニ施行シタル検査ノ結果ヲ記入スルコト。
- 三、要注意乳幼児中疾病及榮養ノ双方ニ付注意ヲ要スルモノハ疾病欄ノミニ加算シ榮養欄ニハ括弧内ニ外書スルコト。

乳幼児體力検査方法

乳幼児體力検査票、帳記載方法

(昭和十七年度)

第一章 一般的事項

一、検査並に指導に關シ留意すべき事項

- (一) 乳幼児體力検査に當りては疾病の豫防及疾病異常の早期發見と其の療養指導並に榮養の指導に重點を置くこととする。
- (二) 榮養不良兒又は疾病異常を有する乳幼児に付

ては其の原因、経過等に留意して適應せる指導を爲し次回の検査に當りては特に注意することが肝要である。

- (三) 早産兒、双生兒等は特に保健指導に留意せねばならぬ。
- (四) 春季及夏季に於ては下痢及腸炎、秋季及冬季に於ては肺炎の豫防に關する注意を爲すことが特に必要である。
- (五) 小兒傳染病の豫防に關し適切なる指導を行ふ。

(六) 其の他育兒に關する適切なる指導を行ふ。

(七) 指導は總て懇切平明を旨とし、適宜口頭に依り之をなし重要な事項は乳幼児體力検査票及體力手帳に記入する。

(八) 醫療救護を必要と認めたる場合に於ては遅滞なく其の機關と連絡をとり適當の措置を講ずることとする。

二、検査場に關シ留意すべき事項

- (一) 検査場は受付、待合室、身體計測室、診察室等に區別し設けることを便利とする。若し診察室

を別に設けることの出来ぬ場合には衝立又は幕等を以て仕切り、診察を妨げられることなきやう注意する。

(二) 検査場には身體計測、疾病異常検査の爲必要な器具其の他の設備を爲す、殊に消毒を要する器具材料等に付いては遺憾なきを期せねばならぬ。

(三) 検査場は採光換氣等に留意し尙季節に應じ保温等に關し充分注意する。

三、保護者に關し留意すべき事項

(一) 検査を受ける場合には自ら乳幼児の保育に當る者を付添はしめることを原則とする。

(二) 衣服等は清潔を旨とすると共に着脱の敏速を

圖る。

(三) 襁褓は代りを携帶せしめ、尙手拭又はタオル等を用意せしむるを可とする。

(四) 人工養育の場合に於て哺乳の時間に差支へある時は乳を入れた哺乳壺を携帶せしむる。

四、其の他

(一) 受付、身體計測、診察、乳幼児體力検査票、體力手帳の記入等には補助者を要するを以て夫々適當なる補助者を豫め委嘱する。

(二) 乳幼児を長時間待たしめざるやう留意する。

(三) 麻疹、風疹、百日咳、流行性耳下腺炎、水痘其の他傳染の恐れある疾病を有する乳幼児は治療

したる後に於て検査を受けしむることとする。

第二章 身體計測

乳幼児の發育、榮養状態等を検査する場合種々の身體計測を行ふが體重が最も重要なものとされる。従つて乳幼児の體力検査には必ず體重を計測することとし、他の身長、胸圍等は必要と認めたる場合に於て計測するものとする。

一、體重

(一) 用具 乳幼児體重計

成るべく五十瓦以下の目盛あるものを用ひる。使用に先立ち目盛の零位を嚴密に規定し使用後も一應零位に變化なきやを確める。

(参考)

本邦健康乳幼児發育例

| 年 齡 | 體 重 (kg) | | 身 長 (cm) | | 頭 圍 (cm) | | 胸 圍 (cm) | |
|-------|----------|------|----------|-------|----------|------|----------|------|
| | 男 | 女 | 男 | 女 | 男 | 女 | 男 | 女 |
| 新 生 兒 | 3.6 | 2.5 | 49.4 | 48.5 | 33.4 | 32.7 | 31.8 | 31.6 |
| 半 月 | 3.3 | 3.7 | 53.1 | 53.3 | 34.9 | 34.4 | 34.3 | 34.4 |
| 一 月 | 4.0 | 3.8 | 55.5 | 55.6 | 35.5 | 35.8 | 35.6 | 35.0 |
| 一 月 半 | 4.9 | 4.3 | 58.9 | 58.9 | 36.1 | 37.3 | 37.0 | 36.6 |
| 二 月 | 5.3 | 4.9 | 61.1 | 61.1 | 36.6 | 37.5 | 37.1 | 37.3 |
| 三 月 | 5.9 | 5.6 | 63.3 | 63.3 | 37.9 | 38.5 | 38.1 | 37.7 |
| 四 月 | 6.6 | 6.1 | 65.1 | 65.1 | 38.1 | 39.1 | 38.7 | 38.3 |
| 五 月 | 7.7 | 7.0 | 67.8 | 67.8 | 38.3 | 39.1 | 38.7 | 38.3 |
| 六 月 | 7.7 | 7.4 | 68.5 | 68.3 | 38.9 | 39.6 | 39.1 | 38.8 |
| 乳 兒 | | | | | | | | |
| 七 月 | | | | | | | | |
| 八 月 | | | | | | | | |
| 九 月 | | | | | | | | |
| 十 月 | | | | | | | | |
| 十 一 月 | | | | | | | | |
| 十 二 月 | | | | | | | | |
| 一 年 半 | | | | | | | | |
| 二 年 | | | | | | | | |
| 二 年 半 | | | | | | | | |
| 三 年 | | | | | | | | |
| 四 年 | | | | | | | | |
| 五 年 | | | | | | | | |
| 六 年 | | | | | | | | |
| 幼 兒 | | | | | | | | |
| 七 月 | 7.9 | 7.5 | 75.5 | 75.5 | 41.9 | 41.9 | 41.9 | 41.9 |
| 八 月 | 8.3 | 7.9 | 76.9 | 76.9 | 42.3 | 42.3 | 42.3 | 42.3 |
| 九 月 | 8.4 | 7.9 | 77.7 | 77.7 | 42.7 | 42.7 | 42.7 | 42.7 |
| 十 月 | 8.7 | 8.2 | 78.7 | 78.7 | 43.1 | 43.1 | 43.1 | 43.1 |
| 十 一 月 | 8.9 | 8.4 | 79.7 | 79.7 | 43.5 | 43.5 | 43.5 | 43.5 |
| 十 二 月 | 9.2 | 8.6 | 80.7 | 80.7 | 43.9 | 43.9 | 43.9 | 43.9 |
| 一 年 半 | 10.1 | 9.9 | 85.7 | 85.7 | 44.9 | 44.9 | 44.9 | 44.9 |
| 二 年 | 11.3 | 11.0 | 90.7 | 90.7 | 45.9 | 45.9 | 45.9 | 45.9 |
| 二 年 半 | 12.3 | 12.0 | 95.7 | 95.7 | 46.9 | 46.9 | 46.9 | 46.9 |
| 三 年 | 13.3 | 13.0 | 100.7 | 100.7 | 47.9 | 47.9 | 47.9 | 47.9 |
| 四 年 | 14.3 | 14.0 | 105.7 | 105.7 | 48.9 | 48.9 | 48.9 | 48.9 |
| 五 年 | 15.3 | 15.0 | 110.7 | 110.7 | 49.9 | 49.9 | 49.9 | 49.9 |
| 六 年 | 16.3 | 16.0 | 115.7 | 115.7 | 50.9 | 50.9 | 50.9 | 50.9 |

(二) 計測方法

全裸體として測定することが簡便であるが着衣の場合に於ては衣服、襪褌等の重量を差引く、又乳兒籠を使用するのが便利であるが此の場合には籠の重量を差引くことを忘れてはならぬ。

(一) 記載様式

單位はキログラムとし四捨五入法を用ひ單位の二位に止める。

二、身長

(一) 用具 乳兒身長計一般用身長計又は巻尺

(二) 計測方法

三年未滿の乳幼兒は仰臥位にて測定する。

(三) 記載様式

單位はセンチメートルとし四捨五入法を用ひ單位の下一位に止める。

三、胸圍

(一) 用具 巻尺

(二) 計測方法

三年未滿の乳幼兒は仰臥位にて測定し呼吸の終りに於ける目盛を讀む。

(三) 記載様式

單位はセンチメートルとし四捨五入法を用ひ單位の下一位に止める。

第三章 榮養状態の検査及榮養方法の指導

一、榮養状態の検査

(一) 判定方法

榮養状態は身體計測(特に體重)、視診、觸診等に依つて総合的に判定する。

視診及觸診に於ては皮膚の色澤、濕潤、彈性、緊

滿等の如何を檢し、尙皮下脂肪、筋肉及骨格の發育状態、淋巴腺、毛髮、齒牙等を検査する。

特に皮膚蒼白、皮膚彈性減退、組織緊滿退行、皮下脂肪發達不充分等の徴候があり、且體重が本邦健康乳幼兒發育例より約二〇%以上少い場合には之を要注意とし、然らざるものを可とする。但し體重が約二〇%以上減少してゐても視診、觸診等による榮養状態が良好であれば可とする。

又體重は充分あつても視診、觸診等による榮養状態に異常があれば要注意とする。

(一) 記載様式

可又は要注意とする。

(三) 指導上の注意

榮養状態不良の原因には疾病によるもの又は榮養方法其の他養護の適正を缺けるもの等がある。従つて先づ其の原因を探求し、それによつて適切な指導を與へることが肝要である。

二、榮養方法の指導

(一) 榮養方法の聴取

保護者から既往及現在の榮養方法を詳細に聴取し其の適否を判断する。

(二) 榮養方法の指導

(イ) 母乳榮養

育兒には先づ母乳による哺育を強調すべきである。此の爲には母親をして先づ充分なる母乳分泌を爲すやうに努力させなければならぬ。又輕い程度の病氣や簡單なる母乳検査の成績を以て輕率に母乳榮養を廢すべきでない。母乳の不足せる場合には健康なる人から貰ひ乳

をするやうに勧める。

(ロ) 混合榮養

母乳が不足し貰ひ乳もない場合には混合榮養を行はしめる。

(ハ) 人工榮養

全く母乳のない場合には止むを得ず人工榮養を行ふ。牛乳、全粉乳又は調製粉乳、山羊乳等を使用する。加糖煉乳は之等のものが得られざる場合に於て使用せしむべきで、長期に互り使用することは良くない。

尙乳兒の發育、健康状態等に應じたる調乳法を指導する必要がある。

穀粉、澱粉、重湯等は添加物として使用することは良いが、これのみを以て乳兒を育てることは不適當である。大豆乳の如きも亦同様である。

(三) 離乳期食餌

普通六、七ヶ月頃より離乳を開始するやう指導する。離乳期食餌は乳兒の發育するに従つて流動物、半流動物、消化し易き形になしたる固形物等を順次に與へ、滿一年の頃には大體一日粥食二、三回、乳二、三回を與へるやうにする。夏季に於ては乳兒の健康状態等により多少の手加減を爲さねばならぬが離乳開始を秋まで延ばす必要はない。

(ホ) 幼兒の食餌

食餌は質に留意し、量を充分ならしめるやうにし、偏食、過食及不規則な間食等に付ては特に注意する。

(ヘ) 榮養方法の指導の記載

營養方法に關し、指導したる重要な事項は其の要點を「指導ニ關スル記事欄」に記入する。

第四章 疾病異常の検査及療養處置の指導

一、疾病異常

(一) 検査項目

疾病異常は早期に之を發見し治療處置に對して、適切な指導を與へることが肝要である。

乳幼児に付ては特に左の如き疾病異常に注意して検査する。

- (イ) 營養障礙
- (ロ) ビタミン缺乏症
- (ハ) 結核性疾患
- (ニ) 微毒
- (ホ) 神経系疾患
- (ヘ) 形態異常
- (ト) 齒疾
- (チ) トラホーム

營養障礙は營養失調症、消化不良症、消耗症、消化不良性中毒症、澱粉營養障礙等に注意し、調乳其の他食餌の質及量の不適當各種ビタミンの不足其の他養護の不適當等の原因を明かにし、之に應じた療養處置の指導を爲す。

ビタミン缺乏症に付ては A 缺乏症(結膜乾燥症及角膜軟化症)、B 缺乏症(脚氣及ペラグラ)、C 缺乏症(メレルバロー氏病)、O 缺乏症(佝僂病)等の外潜在のビタミン缺乏状態に注意しビタミンの補給方法其の他養護に關する指導を爲さねばならぬ。

結核性疾患及微毒は精密検査を行つて、判定する

ことが必要であり其の養護並に治療に付ては特に注意して指導せねばならぬ。

神経系疾患は腦膜炎、腦炎、小兒痲痺、精神薄弱等に注意する。

形態異常に付ては將來顯著なる機能障礙を残すと認めらるゝものを發見し適切な處置を圖るべきで特に下肢の開排を検査し先天性股關節脱臼の有無に注意することが肝要である。

齒疾は齲齒の有無、處置、未處置を検査し齒牙衛生に關し指導を爲す。

(二) 疾病異常の記載

疾病異常なき場合に於ては「疾病異常」欄に「無」と記入し、疾病異常のある場合は其の病名又は異常の名稱を記入する。但し結核性疾患、微毒に付ては將來に及ぼす影響を考慮し體力手帳には病名の記載を避け其の顯著なる症状のみを記載する。

齲齒は處置齒、未處置齒に分け其の數を記入する。

(三) 疾病異常に對する指導

疾病異常の治療處置に付ては口頭を以て懇切丁寧且徹底するやう指導を與へると共に羞恥恐怖の念を與へざるやう注意を拂ひ重要事項は其の要點を「指導ニ關スル記事欄」に記入する。

第五章 豫防接種其の他體力に關する

参考事項

一、記載すべき場合

豫防接種其の他體力に關する参考事項は體力手帳に記載の中出ありたる場合に概ね左の種類のものに付記載する。

(一) 種痘

(二) ゼフテリア、猩紅熱、腸チフス、バラチフス、百日咳、B・C・G等の豫防接種

(三) ツベルクリン反應(皮内反應)、ビルチー氏反應、貼布反應)

(四) 血液検査、寄生蟲卵検査其の他重要な反應検査

(五) 其の他體力に關し特に參考となるべき事項

二、記載様式
「乳幼児期ニ於ケル豫防接種其の他體力ニ關スル参考記事」欄に記入する。

種痘の場合は善感、不善感の成績を記入する。豫防接種の場合には其の種類とワクチン、血清、注射の別等を記載する。

ツベルクリン反應の場合には皮内反應、ビルチー氏反應、貼布反應の別並に其の成績を陽性、擬陽性、陰性を以て記入する。

微毒に關する血清反應の場合に於てはワツセルマン氏、村田氏、井出氏等の反應の種類及成績を記入するが、陽性のものは記載を要せざるものとする。

寄生蟲卵検査の結果は蛔蟲十二指腸蟲等の蟲卵の種類を記入する。

乳幼児體力向上指導に關する件

(昭和十七年五月十五日厚生省
人口局長の各地方長官宛通牒)

標記の件に關し本厚生次官より別途通牒相成候處之が實施に當りては特に左記事項御留意の上圓滑なる運営を圖ると共に實效を擧ぐる様格段の御配慮相成度

記

一 乳幼児体力検査実施計画は國民體力法施行規則第十二條に依り六月二十日迄に提出すること

二 國費豫算配賦は差し當り年額の四分の一程度とし左の通なること

・ 人口對策諸費(款)

(1) 乳幼児體力向上指導費(項)

應 費(目)

内 國 旅 費(目)

雜 給 及 雜 費(目)

乳 幼 兒 診 查 指 導 費(目)

圓 圓 圓 圓 圓

(2) 交付方法

右は大體年額の四分の一程度にして六月中旬配賦し更に追加配賦するものなること

三 豫算計理

(1) 應 費

乳幼児體力検査票作成費並に通信運搬費に充用すること

(2) 内國旅費

イ 職員の指導旅費に充用すること

ロ 乳幼児體力指導事務囑託を設置したる場合は當該囑託員の旅費に支出するも差支なきこと

ハ 體力検査の爲必要な旅費は乳幼児診查指導費より流用支出するも差支なきこと

(3) 雜給及雜費

講習會、打合會、印刷費、市町村事務費其の他雜費に充用すること

(4) 乳幼児診查指導費

乳幼児體力検査に従事せる國民體力管理醫並に巡

乳幼児體力検査票様式

- 同指導婦其の他體力検査補助者に對する手當、検査に要する資材購入費等に充用すること
- (5) 豫算經理に當りては乳幼児死亡率多き地方及保健指導を徹底し得る地方に關しては特に考慮を拂ひ重點的に實施し乳幼児體力向上の實績を擧ぐるやう工夫せられ度きこと
- 四 道府縣費、市町村費を以て左の如き經費を支出するやう配意あり度きこと
- (1) 保健婦、巡回指導婦、母性補導委員設置に要する經費
- (2) 検査の器具資材其の他會場雜費に要する經費
- (3) 榮養補給に要する經費
- (4) 其の他検査の實施及保健指導に要する經費
- 五 體力手帳、「乳幼児體力検査方法」乳幼児體力検査票、體力手帳記載方法には當省より送付すること
- 六 乳幼児體力検査票は別紙様式に基き作成せられ度きこと

| | | | |
|--|-------------|---|--|
| (第 號) 乳 幼 兒 體 力 檢 查 票 | | | |
| (昭和十七年度第 回) | | | |
| 検査場 | 昭和 年 月 日 検査 | | |
| 乳幼児氏名 | 男 | 昭和 年 月 日生 | |
| | 女 | (滿 年 月) | |
| 保護者氏名 | | 續 柄 | |
| | | 職 業 | |
| 現 住 所 | | | |
| 體 重 (kg) | 榮 養 狀 態 | 榮 養 方 法 | |
| | 可 要 注 意 | 母 乳 貫 乳 牛 乳 全 粉 乳 調 製 粉 乳 煉 乳 山 羊 乳 澱 粉 其 他 | |
| 疾 病 異 常 | 其 他 | | |
| 有 無 () | | | |
| 指 導 事 項 | 國民體力管理醫印 | | |
| <p>注意 (1) 身長、胸圍の計測、齒疾の検査等を行ひたるときは「其の他」欄に記入すること</p> <p>(2) 「榮養方法」欄は滿七ヶ月迄の乳兒に付當該事項に○印を附すこと</p> | | | |

厚生省人口局の東京市内主要病院
生死産及助産婦數調

厚生省人口局母子課に於いて特殊の目的に供するた
め調査せる東京市内主要病院取扱ひの生死産數及び助
産婦數等の結果の一部を掲ぐれば左の如くである。

東京市内主要病院生死産數及助産婦數調 (昭和十六年十二月一日現在)
(人口局母子課調)

| 病院名 (以數字 代名郡) | 昭和十四年度 | | 昭和十五年度 | | ベツト 數 | 醫師數 (盛間、 括弧内 は夜間) | 助産婦 數 (兼有者 除助産 婦資格 兼有者) | 看護婦 數 (兼有者 除助産 婦資格 兼有者) | 養成中 助産婦 數 | 合計 | 昭和十六年 | 昭和十七年 | 昭和十八年 | 昭和十九年 | 昭和二十年 |
|---------------------|--------|-------|--------|-------|----------|----------------------------|--|--|-----------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | 生死産 | 生死産 | 生死産 | 生死産 | | | | | | | | | | | |
| 1 | 一、五四四 | 一、五四四 | 一、五三三 | 一、五三三 | 六 | 二〇〇 | 五〇 | 九 | 六 | 一九 | 六七〇 | 二六 | 八四四 | 一七 | 三 |
| 2 | 七六五 | 四四 | 五〇 | 三六 | 七 | 二〇〇 | 八 | 四 | 三 | 二四 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 |
| 3 | 二〇五 | 一四 | 二四 | 二二 | 一五 | 一〇〇 | 一 | 五 | 〇 | 二五 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 |
| 4 | 五六 | 六 | 三九 | 五 | 〇 | 六〇 | 一 | 二 | 〇 | 二六 | 三七五 | 三六 | 七七九 | 三三 | 一五 |
| 5 | 四八 | 〇 | 五〇 | 三 | 〇 | 七〇 | 七 | 四 | 〇 | 二七 | 三六 | 三七 | 三三 | 一五 | 〇 |
| 6 | 二四五 | 四一 | 三九 | 三 | 二四 | 一〇〇 | 三 | 一 | 〇 | 二八 | 四八六 | 五 | 一八九 | 二四 | 〇 |
| 7 | 六七 | 四 | 六四 | 六 | 四 | 一〇〇 | 二 | 二 | 〇 | 二九 | 四九 | 三〇 | 七五〇 | 三四 | 〇 |
| 8 | 三五 | 二〇 | 二九 | 三 | 三〇 | 八〇 | 五 | 六 | 〇 | 三〇 | 三五八 | 三〇 | 四九 | 三四 | 〇 |
| 9 | 一、一〇〇 | 六四 | 一、四七〇 | 五六 | 七 | 二〇〇 | 四 | 三 | 〇 | 三一 | 一、七四八 | 四 | 一、六 | 一四 | 〇 |
| 10 | 一、五五 | 八二 | 一、八五 | 七九 | 五〇 | 一〇〇 | 二 | 五 | 〇 | 三二 | 二九七 | 一四 | 三三 | 一四 | 〇 |
| 11 | 八五四 | 九 | 八七 | 五 | 三 | 一〇〇 | 二 | 二 | 〇 | 三三 | 三九四 | 二 | 三三 | 一四 | 〇 |
| 12 | 九 | 六 | 四 | 八 | 一 | 七九 | 九 | 八 | 〇 | 三四 | 一、二九一 | 四 | 五九八 | 二二 | 〇 |
| 13 | 五七 | 三 | 四九〇 | 一九 | 二 | 一〇〇 | 一〇 | 一 | 〇 | 三五 | 一、〇 | 九 | 一七五 | 一五 | 〇 |
| 14 | 八九四 | 九七 | 九四三 | 二二 | 三 | 八〇 | 二 | 八 | 〇 | 三六 | 二二 | 一七 | 二六七 | 一三 | 〇 |
| 15 | 一三四 | 一九 | 一七九 | 一九 | 一七 | 四〇 | 九 | 〇 | 〇 | 三七 | 三 | 三 | 九四 | 七 | 〇 |
| 16 | 六〇七 | 七〇 | 七〇 | 一七 | 七 | 一〇〇 | 一四 | 〇 | 〇 | 三八 | 三 | 三 | 九四 | 七 | 〇 |
| 17 | 一、三二七 | 七 | 一、四一三 | 七 | 五 | 一〇〇 | 三 | 〇 | 〇 | 三九 | 一〇 | 一〇 | 三三 | 七 | 〇 |
| 18 | 二八 | 一五 | 一三 | 一八 | 八 | 三〇〇 | 八 | 〇 | 〇 | 四〇 | 一 | 九 | 一〇 | 一〇 | 〇 |
| 合計 | 一、五三〇 | 一、九二九 | 一、八六〇 | 一、四七五 | 一、四七五 | 一、四七五 | 一、四七五 | 一、四七五 | 一、四七五 | 一、四七五 | 一、四七五 | 一、四七五 | 一、四七五 | 一、四七五 | 一、四七五 |

日本醫療團設立委員會の成立

第七十九回帝國議會の協賛を經たる國民醫療法(本

誌第三卷第三號本欄所載)の中核をなす日本醫療團に
關する勅令は別項所載の如くであるが、厚生省に於い
ては右醫療團の設立委員を昭和十七年四月十七日左記

の如く任命發令した。

日本醫療團設立委員氏名

| | |
|-----------|-------|
| 厚生大臣(委員長) | 小泉親彦 |
| 法制局長官 | 森山鏡一 |
| 企畫院部長 | 秋永月三 |
| 同 | 龜山孝一 |
| 内務次官 | 山崎巖 |
| 内務省地方局長 | 成田一郎 |
| 大藏次官 | 谷口恒二 |
| 大藏省主計局長 | 木内四郎 |
| 大藏省會社部長 | 田中豊 |
| 預金部長官 | 相田岩夫 |
| 司法省民事局長 | 坂野千里 |
| 農林次官 | 石黒武重 |
| 農林省農務局長 | 重政誠之 |
| 商工省農務局長 | 神田暹 |
| 厚生次官 | 武井群嗣 |
| 厚生省衛生局長 | 加藤於菟丸 |
| 厚生省豫防局長 | 高野六郎 |
| 保險院社會保險局長 | 木村清司 |
| 保險院簡易保險局長 | 前田穰 |
| 東京府知事 | 松村光麿 |
| 正三位勳一等 | 三浦謹之助 |
| 正四位勳二等 | 中川望 |
| 正三位勳二等 | 稻田龍吉 |
| 從三位勳二等 | 高杉新一郎 |
| 正五位勳二等 | 大口喜六 |
| 正三位勳二等 | 河原田稼吉 |
| 正三位勳二等 | 安井英二 |

稟報

| | |
|--------|--------|
| 正三位勳二等 | 吉田茂 |
| 正四位勳三等 | 赤木朝治 |
| 正五位勳三等 | 紫安新九郎 |
| 從四位勳三等 | 北島多一 |
| 從四位勳四等 | 大久保留次郎 |
| 從五位勳四等 | 千石興太郎 |
| 勳四等 | 血脇守之助 |
| | 河合龜太郎 |

日本母性保護會の設立

大東亞戰下人口政策の一翼を擔ふべき妊婦届出制も今昭和十七年七月よりいよいよ實施を見る筈であるが、之に即應し廣く母性保護の諸問題に關する諸施策の擔當者として全國産婦人科醫の協力を需むるため、昭和十七年二月設立を見た日本母性保護會の設立趣意書竝に會則を掲ぐれば次の如くである。

日本母性保護會設立經過

- 一、昭和十六年一月二十八日 時局ノ要望ニ鑑ミ在京産婦人科醫有志相集リ學士會館ニ東京母性保護會設立準備委員會ヲ開催ス
- 二、昭和十六年二月十四日 學士會館ニ於テ東京母性保護會發會式ヲ舉行ス
- 三、昭和十六年三月二十七日 大政翼賛會本部ニ於テ空襲下ノ母性保護對策ノ協議會ヲ開催ス
- 四、昭和十六年七月十日 東京在住産婦人科病院院長及開業醫ヨリ成ル四〇〇名ノ會員ニ於テ第一回妊婦無料診察ヲ實施ス
- 五、昭和十六年十二月十日 第二回妊婦無料診察ヲ實

- 施ス
- 六、昭和十六年十二月二十六日 右實施ノ效果ト全會員ノ要望トニ鑑ミ全國婦人科醫ヲ打テ一九トスル日本母性保護會設立ノ爲之ガ準備委員トシテ前東京帝國大學教授木下正中外六〇名日本醫師會館ニ日本母性保護會設立準備委員會ヲ開催ス
 - 七、昭和十七年二月二十三日 厚生省ニ於テ日本母性保護會發會式ヲ舉行ス

日本母性保護會設立趣意書

現下我が皇國の直面しつゝある重大時局に於て人口政策の遂行は大東亞戰爭の進展に伴ひ益々重要性を増しつゝあります。

人的資源の確保を得る爲には先づ本邦母性の健康を増進し健全なる次代國民の増強を圖り以て我が民族力を強化する必要があるとあります。故に此の方面に於て我等産婦人科醫の職域から奉仕すべき事は多々あることと思ひますが、就中妊婦届出制の機運既に熟し其の實施も近く迫り居りますから、産婦人科醫として之に適正な援助を與へる事は緊急缺くべからざる事でありませう。其の他尙妊婦の榮養問題、職場に於ける妊婦保護問題、妊娠分娩に必要な物資の配給確保、母性に必要なる知識の普及、空襲下に於ける妊産婦の處置等の問題も我等の考究し適正なる方法を發見す可きところでありませう。之等の諸問題は全國の産婦人科醫の一致協力せる力によつて始めて其の達成を期待し得るところでありますから、之等の事を目的とする全國の産婦人科醫の團體を組織する事は、目下の最大急務と思ひます。以上の趣旨を以て茲に日本母性保護會を組織結成

いたしたいと思ひます。奮つて御賛同あらんことを切望します。

日本母性保護會々則

- 第一條 本會ハ日本母性保護會ト稱ス
- 第二條 本會ハ道府縣其ノ他ニ道府縣其ノ他ノ母性保護會ヲ置クコトヲ得
- 第三條 本會ハ事務所ヲ厚生省人口局母子課内ニ置ク
- 第四條 本會ハ本邦母性ノ健康ヲ増進シ健全ナル次代國民ノ増強ヲ圖リ以テ我カ民族力ヲ強化スル事ヲ目的トス
- 第五條 本會ハ前條ノ目的ヲ達成スル爲左ノ如キ事業ヲ行フ
 - 一 母性健康指導並ニ其ノ促進
 - 一 戰時母性保護ノ強化促進
 - 一 母性知識ノ普及宣傳
 - 一 妊婦奉仕診察

- 一 其ノ他本會ノ目的達成ニ必要ナル事業
- 第六條 本會々員ヲ分チテ左ノ二種トス
 - 正會員 産婦人科醫及本會ノ事業ニ關係アル醫師
 - 賛助會員 本會ノ事業遂行ニ關シ賛助ヲナスモノ
- 第七條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク
 - 理事 若干名 (内一名ヲ理事長トス)
 - 評議員 若干名
 - 幹事 若干名
 - 監事 二名

本會ニ名譽顧問、顧問、參與及參事各若干名ヲ置クコトヲ得
理事、評議員ハ總會ニ於テ決定ス

理事長ハ理事會ニ於テ決定ス

名譽顧問、顧問、參與及參事ハ理事會ニ於テ推挙又ハ

委嘱ス

幹事ハ理事長之ヲ委嘱ス

監事ハ評議員會ニ於テ決定ス

第八條 理事長ハ本會ヲ代表シ會務ヲ總理シ且役員會

及總會ヲ招集ス

理事ハ理事長ヲ補佐ス

評議員ハ本會ノ重要事項ヲ審議ス

幹事ハ理事長ノ命ヲ受ケ會務ヲ處理ス

第九條 顧問ハ會ノ諮問ニ應ジ參與ハ會務ニ參與シ參

事ハ會務ニ參畫ス

第十條 監事ハ會計ヲ監査ス

第十一條 役員ノ任期ハ二年トス但シ重任ヲ妨ゲズ

第十二條 本會ハ適時總會ヲ開催ス

第十三條 本會ノ經費ハ寄附金及補助金ヲ以テ之ニ充

ツ

第十四條 本會會計ハ總會ニ於テ報告スルモノトス

第十五條 本則ハ總會ノ決議ヲ經テ之ヲ變更スルコト

ヲ得

武道綜合團體財團法人大日本武徳會の設立

厚生省人口局に於いては昭和十六年十一月練武課を設置以來、新設同課を中心として武道綜合團體の結成に努力してゐたが、そのため特設せらるゝに到つた國民體力審議會中の武道部會は「現下の時局に鑑み武道綜合團體の組織に關する具體的方策如何」の諮問に答へて武道綜合團體組織要綱を決定答申、右要綱に基き

今昭和十七年三月二十一日財團法人大日本武徳會の結成を見るに到つた。組織要綱及び大日本武徳會規定を掲ぐれば以下の如くである。

國民體力審議會武道部會所屬委員氏名

(○印は特別委員)

- 南 郷 次 郎
- 森 山 銳 一
- 林 銑 十 郎
- 宮 村 才 一 郎
- 留 岡 幸 男
- 東 龍 太 郎
- 今 松 治 郎
- 湯 澤 三 千 男
- 宮 本 武 之 輔
- 荒 木 貞 夫
- 木 内 四 郎
- 德 永 榮
- 小 笠 原 道 生
- 高 木 正 得
- 伊 藤 精 司
- 岡 村 勝 實
- 千 葉 胤 次
- 平 泉 澄
- 河 原 春 作
- 田 中 隆 吉
- 永 岡 秀 一
- 龜 山 孝 一
- 大 塚 惟 精

○久富達夫

入江俊郎

桂廣太郎

川西實三

朝比奈策太郎

○井上幾太郎

○菱刈隆

菊池豊三郎

○小山松吉

植芝盛平

高野佐三郎

安倍能成

羽生隆

澤木興道

○中村敬之進

武井群嗣

○奈良武次

武道綜合團體組織要綱

- 一、新に設立せらるべき武道綜合團體は政府の外廓團體として厚生、文部、陸軍、海軍、内務五省共管の下に政府の武道施策に協力し其の方針を體し武道振興に關する諸事業を擔當實施するものとし政府は克く民間の熱意と知識經驗とを此の團體に動員し以つて官民一體の實を學ぶるものたるべきこと
- 二、本團體に於て取扱ふ武道の種目は當分の内劍道（薙刀を含む）柔道、弓道、銃劍道、射道とすること
- 三、武道綜合團體には總裁を奉戴し會長は内閣總理大臣副會長は厚生、文部、陸軍、海軍、内務大臣並に

民間學識經驗者一名合計六名とすること

四、武道綜合團體は既存武道團體を包攝し本邦に於ける最高唯一の武道綜合團體として速に其の組織内容を整備すること

五、武道綜合團體成立と共に學徒體育振興會（武道關係）は其の内部組織たるべきこと

六、武道綜合團體は地方に支部を設け地方長官（朝鮮、臺灣、樺太、關東州、南洋廳に在りては當該關係官）を支部長とし官民協力して政府の武道方針を全國に具現せしむること

七、武道綜合團體は其事業遂行に關係ある諸團體と緊密なる提携連絡を保持すること

八、政府は武道綜合團體に對し毎年相當額の補助金を交付し其活潑なる活動を助成すること

九、武道綜合團體は在外武道團體との關聯に付き適當考慮すること

大日本武德會設立に際し梨本宮殿下より賜りたる令旨

令旨

茲ニ武道團體ノ綜合成リ余ハ其ノ總裁トシテ親シク諸子ト相見ルヲ欣ブ

惟フニ我が武道ハ肇國ノ當初ニ淵源ヲ發シ文教ト共ニ皇道ヲ振起シ皇國ノ護持發展ヲ目標トス皇國臣民タル者ハ武道ヲ修鍊履踐シ以テ忠勇義烈ノ國民的氣魄ヲ鼓舞振勵スルト共ニ節義廉恥ノ志操ヲ涵養シテ武道ノ眞諦ヲ國民生活ニ具現シ一旦緩急ノ際ハ一死以テ皇恩ニ報ゼザルベカラズ

今ヤ皇國ハ大東亞戰爭ノ完遂ニ國ヲ擧ゲテ邁進シツ

アリ諸子深ク斯ノ情勢ヲ洞察シ協心戮力一層奮勵努力シ以テ武道ヲ振興シ國威ノ宣揚ニ貢獻セムコトヲ望ム

昭和十七年三月二十一日

大日本武德會總裁 大勳位 守正王

奉答

武道綜合團體結成式ニ當リ畏クモ 總裁宮殿下ノ台臨ヲ辱ウシ且優渥ナル令旨ヲ賜フ 英機等一同恐懼感激ノ至ニ堪ヘズ將來益々協心戮力本會使命ノ達成ニ努メ以テ 令旨ニ副ヒ奉ランコトヲ期ス

英機 一同ニ代リ謹ミテ奉答ス

昭和十七年三月二十一日

財團法人 大日本武德會會長 東條英機

財團 大日本武德會寄附行爲

（昭和十七年四月一日 厚生省京大第一四三號認可）

第一章 總則

第一條 本會ハ皇族ヲ奉戴シテ總裁トス

第二條 本會ハ財團法人トス

第三條 本會寄附行爲ハ理事會及評議員會ノ議決ヲ經テ總裁ノ允裁ヲ得タル後主務官廳ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ之ヲ變更スルコトヲ得ズ

前項ノ議決ハ理事會又ハ評議員ノ三分ノ二以上出席シ出席員ノ三分ノ二以上ノ同意アルコトヲ要ス 但シ評議員會ニ在リテハ書面ヲ以テ意見ヲ述べ出席ニ代フルコトヲ得

第二章 目的及事業

第四條 本會ハ武道ノ振興ヲ圖リ皇國民ノ鍊成ニ資スルヲ以テ目的トス

第五條 本會ニ於テ取扱フ武道ノ種目ハ劍道(薙刀ヲ含ム)、柔道、弓道、銃劍道、射擊道トス

第六條 本會ハ第四條ノ目的ヲ達成スルタメ左ノ事業ヲ行フ

一 武道ノ普及徹底ニ關スル事項

二 武道指導者ノ養成並ニ地位ノ向上ニ關スル事項

三 武道ノ稱號、段級及資格ノ審査ニ關スル事項

四 武道専門學校ノ經營ニ關スル事項

五 武道ノ諸行事ノ開催、統制及指導ニ關スル事項

六 京都ニ於ケル武德祭舉行ニ關スル事項

七 武道ノ調査研究ニ關スル事項

八 古武道ノ保存並ニ振興ニ關スル事項

九 武道施設並ニ資材ノ整備ニ關スル事項

一〇 武道功勞者ノ表彰ニ關スル事項

一一 其ノ他本會ノ目的達成ニ必要ナル事項

第三章 名稱及事務所

第七條 本會ハ財團法人大日本武德會ト稱ス

第八條 本會ハ事務所ヲ當分ノ内東京市麹町區大手町

一丁目七番地厚生省内ニ置キ出張所ヲ京都市平安神

宮境内ニ置ク

第四章 資産

第九條 本會ノ資産ハ左ノ如シ

一 恩賜金

二 政府又ハ公共團體ヨリ交付セラレタル補助金

三 基本金其ノ他本會所有ノ動産及不動産

四 有志者ノ寄附ニ係ル金員及物品

五 本會ノ事業及所有財産ヨリ生ズル收入

第十條 恩賜金ハ永久之ヲ保存シ其利子ヲ基本金ニ編

入ス

第十一條 基本金ハ國債又ハ地方債ニ換ヘテ之ヲ保存

ス 但シ評議員會ノ議決ヲ經テ政府ノ監督及保護ヲ

受クル特種ノ銀行又ハ會社ノ債券ニ換フルコトヲ得

基本金ハ本部專屬各支部專屬學校專屬ニ區分シ相混

同スルコトヲ得ズ

第十二條 現金ハ確實ナル銀行ニ預ケテ之ヲ利殖ス

利益ヲ生ズベキ不動産ハ適宜ノ用法ニ從ヒ其ノ利益

ヲ收得ス

第五章 會員

第十三條 本會ノ會員ハ左ノ三種トス

一 名譽會員 理事會及評議員會ニ於テ推薦シタル

者

二 有功會員 本會ニ功勞アリタル者

三 正會員 本會ノ趣旨ニ贊同シ武道ヲ修鍊スル

者

第十四條 本會ニ入會セントスル者ハ本部又ハ支部ニ

入會申込ヲ爲スベシ

第十五條 會員ニハ會員證及徽章ヲ交付ス

有功會員ニハ有功章ヲ授與ス

會員證及各種徽章ニ關スル規程ハ別ニ之ヲ定ム

第十六條 退會セント欲スル者ハ本部又ハ支部ニ其ノ

旨ヲ届出ツベシ

會員タルノ體面ヲ汚ス者ハ除名スルコトアルベシ

第六章 役員

第十七條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク

一 會長 一名

一 副會長 六名

一 參與 若干名

一 理事長 一名

一 理事 若干名

一 監事 若干名

一 評議員 若干名

一 幹事 若干名

第十八條 會長ハ内閣總理大臣ノ職ニ在ル者ニ總裁之

ヲ委嘱ス

會長ハ會務ヲ總理ス

第十九條 副會長ハ厚生大臣、文部大臣、陸軍大臣、

海軍大臣、内務大臣ノ職ニ在ル者及學識經驗アル者

一名ニ總裁之ヲ委嘱ス

副會長ハ會長ヲ補佐シ會長事故アル時ハ會長ノ指名

シタル副會長ニ於テ其ノ職務ヲ代理ス

第二十條 本會ニ顧問若干名ヲ置キ關係大臣及學識經

驗アル者ノ中ヨリ總裁之ヲ委嘱ス

顧問ハ重要事項ニ付會長ノ諮問ニ應ス

第二十一條 參與ハ關係廳官吏及學識經驗アル者ノ中

ヨリ會長之ヲ委嘱ス

參與ハ本會ノ重要方策ニ參謀ス

第二十二條 理事長ハ理事ノ中ヨリ會長之ヲ委嘱ス

理事長ハ本會ヲ代表シ且會長ノ命ヲ受ケ會務ヲ執行

ス

第二十三條 理事ハ關係廳官吏及學識經驗アル者ノ中

ヨリ會長之ヲ委嘱ス

理事ハ會務ヲ掌理ス

理事中常務理事若干名ヲ置キ會長之ヲ委嘱ス

第二十四條 監事ハ關係廳官吏及學識經驗アル者ノ中

ヨリ會長之ヲ委嘱ス

監事ハ本會ノ財務ヲ監査ス

第二十五條 評議員ハ關係廳官吏及學識經驗アル者ノ

中ヨリ會長之ヲ委嘱ス

第二十六條 幹事ハ關係廳官吏及學識經驗アル者ノ中

ヨリ會長之ヲ委嘱ス

幹事ハ理事長ノ命ヲ承ケ事務ヲ處理ス

第二十七條 役員ノ任期ハ二年トス但シ重任ヲ妨ゲズ

官吏ニシテ役員タル者ノ任期ハ其在職期間トス

補缺役員ノ任期ハ前任者ノ殘任期間トス

役員ハ任期滿了後ト雖モ後任者ノ就任スルマデ仍其ノ職務ヲ行フモノトス

第七章 事務局

第二十八條 本會ノ事務ヲ處理スルタメ事務局ヲ設置ス

事務局ニ關スル規程ハ別ニ之ヲ定ム

第八章 部會

第二十九條 本會ノ事業ヲ遂行スル爲部會ヲ設置ス

部會ニ關スル規程ハ別ニ之ヲ定ム

第九章 大日本學徒體育振興會

第三十條 本會ハ大日本學徒體育振興會ヲ其ノ内部組織トシ學徒ノ武道ニ關スル事項ヲ掌ラシム

第十章 會議

第三十一條 會議ハ理事會及評議員會トス

理事會ハ理事長之ヲ招集シ其ノ議長トナリ評議員會ハ會長之ヲ招集シ其ノ議長トナル

第三十二條 評議員會ハ別ニ定ムルモノノ外左ノ事項ヲ議決ス

一 豫算及決算ニ關スル事項

二 資産ノ管理及處分ニ關スル事項

三 會長ニ於テ特ニ重要ト認メタル事項

第三十三條 理事會ハ別ニ定ムルモノノ外左ノ事項ヲ

議決ス

一 評議員會ヨリ委任セラレタル事項

二 會長ニ於テ重要ト認メタル事項

第三十四條 會議ノ議事ハ出席員ノ過半数ニ依リテ之ヲ決ス可否同數ナルトキハ議長之ヲ決ス

第三十五條 本會ニ各種專門委員會ヲ設置ス

專門委員會ニ關スル規程ハ別ニ之ヲ定ム

第三十六條 本會ハ評議員會ノ議決ヲ經テ特別會計ヲ設クルコトヲ得

第三十七條 本會ノ豫算ハ毎年度開始前ニ評議員會ノ議ヲ經テ之ヲ定メ決算ハ毎年度終了後速ニ作製シテ

第三十八條 本會ノ會計年度ハ毎年四月一日ニ始マリ翌年三月三十一日ニ終ル

第三十九條 本會ノ經費ハ左ニ掲ゲタルモノヲ以テ支辨ス

一 補助金

二 寄附金

三 事業收入

四 基本金ノ利子

五 其ノ他

會計年度ノ終リニ於テ剩餘金アルトキハ之ヲ翌年度ニ繰越ス但シ評議員會ノ議決ニ依リ其ノ一部ヲ基本金ニ編入スルコトヲ得

第十三章 支部

第四十條 本會ハ道府縣並朝鮮、臺灣、樺太、關東州、南洋廳其ノ他必要ナル地區ニ支部ヲ置ク

支部ニ關スル規程ハ別ニ之ヲ定ム

第四十一條 本會ニ包攝セラルル武道團體ハ左記事項ヲ具備シタル申請書ヲ提出シ本會ノ承認ヲ受クベシ

一名 名稱

二 事務所

三 目的及事業

四 資産

五 役員名簿

六 會員名簿

七 武道場其ノ他ノ施設

八 其ノ他必要ナル事項